

官報 号外

昭和五十五年十一月二十八日

○第九十三回 参議院會議録第十二号

昭和五十五年十一月二十八日(金曜日)

午後二時五分開議

○議事日程 第十二号

昭和五十五年十一月二十八日

午前十時開議

- 第一 政治資金規正法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)
- 第七 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第九 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第一〇 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

- 案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 北上川の水質汚濁防止のための新中和処理施設の維持管理に関する請願
- 第三 北方領土復興実現に関する請願
- 第四 有線音楽放送の正常化に関する請願(六件)
- 第五 産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(五件)
- 第六 国立療養所邑久光明園及び長島愛生園の所在する離島長島・本土間架橋実現に関する請願(二十五件)
- 第七 中央自動車道長野線の建設促進に関する請願(二件)
- 第八 道路財源の強化に関する請願(二件)
- 第九 大都市地域を重点に公共賃貸住宅の建設促進に関する請願(二件)
- 第二〇 高校新増設に対する国庫補助増額等に関する請願(五件)
- 第二一 義務教育諸学校の教科用図書は無償給与制度の存続に関する請願
- 第二二 婦人差別撤廃のため教育課程平等に関する請願(二件)
- 第二三 教職員定数の最低保障率存続に関する請願
- 第二四 高校新増設費国庫補助増額等に関する請願(十二件)
- 第二五 大幅私学助成に関する請願(六件)

- 第二六 私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(十一件)
- 第二七 婦人の権利確立に関する請願
- 第二八 婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准等に関する請願(五件)
- 第二九 食料農業政策の確立に関する請願
- 第三〇 異常気象による農作物の被害救済措置に関する請願
- 第三一 農業者年金制度の改正に関する請願
- 第三二 漁港の整備促進等に関する請願
- 第三三 国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(五十四件)
- 第三四 保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(七十件)
- 第三五 高齢者の福祉充実に関する請願
- 第三六 国立腎センター設立に関する請願(十件)
- 第三七 中国残留元日本人孤児の里帰りに関する請願
- 第三八 難聴幼児対策確立に関する請願
- 第三九 未婚還帰国者特別援護措置に関する請願(五十一件)
- 第四〇 学童保育の制度化等に関する請願(二十七件)
- 第四一 社会保険診療報酬改定促進に関する請願
- 第四二 戦時災害援護法制定等に関する請願
- 第四三 留守家庭児童対策の充実強化に関する請願(二件)
- 第四四 労働行政体制確立に関する請願(七件)
- 第四五 社会保険診療報酬の引上げに関する請願(二件)
- 第四六 健康保険による歯科医療充実に関する請願(六件)
- 第四七 国民健康保険組合の存続強化等に関する請願(六件)
- 第四八 社会保険診療報酬の合理的な改定促進に関する請願(四件)

- 第四九 岩手県における国鉄不通区間の早期復旧に関する請願
- 第五〇 多摩市の手小荷物配達区域指定に関する請願

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一より第一一まで
- 一、臨時行政調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、国家公務員の寒冷手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、日程第一二より第五〇までの請願及び物価高騰下における建設資材価格安定等に関する請願外百十四件の請願
- 一、北方領土問題等の解決促進に関する決議案(原文兵衛君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。
日程第一 政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長鳩山威一郎君。

あつせんをされたものについては、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る特定公職の候補者に対する寄附を集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日

2 前項に定めるもののほか、指定団体の届出をした者は、同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額が当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において百万円を超えることとなるとき、又は同一の者によつてあつせんとされた特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額が当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において百万円を超えることとなるときは、遅滞なく、文書で、その旨並びにその寄附をした者又はそのあつせんをした者の氏名、住所及び職業を、指定団体の会計責任者に通知しなければならない。

3 指定団体の会計責任者は、前二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(指定団体の会計帳簿の記載)

第十九条の四 指定団体の会計責任者は、指定団体に対する寄附(指定団体の届出をした者が前条第一項の規定により当該指定団体に対してする寄附をいう。以下同じ。)について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附をした者ごとの金額並びに同項及び同条第二項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(指定団体の報告書の記載)

第十九条の五 指定団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において指定団体であ

つたものを含む。)の会計責任者は、指定団体に対する寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附で、その金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の当該指定団体に対する寄附については、当該指定団体に対する寄附の金額、当該特定公職の候補者に対する寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該特定公職の候補者に対する寄附の年月日

二 同一の者によつてあつせんとされた特定公職の候補者に対する寄附で、その金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の当該指定団体に対する寄附については、当該指定団体に対する寄附の金額、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る特定公職の候補者に対する寄附を集めた期間及びこれが特定公職の候補者に提供された年月日

(特定公職の候補者に係る会計帳簿の備付け等) 第十九条の六 特定公職の候補者は、会計帳簿を備え、これに特定公職の候補者に対する寄附(政党及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体から受けたものを除く。)に係る金銭等、当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において当該指定団体に取り扱われるため当該指定団体に寄附された金銭等以外のもの(以下この章において「保有金」という。)に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保有金に係る収入については、保有金に相当する金銭等に係る寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附に係る金銭等のう

ち保有金に相当するものの金額及び当該寄附の年月日

二 保有金に係る収入のうち、保有金に相当する金銭等に係る寄附であつせんとされたものについては、そのあつせんとした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんとされた寄附に係る金銭等のうち保有金に相当するものの金額、当該あつせんに係る寄附を集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日

三 保有金によりされた支出については、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、自治省令で定める。

3 特定公職の候補者に対する寄附(政党及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体から受けたものを除く。)のあつせんとした者は、そのあつせんを終えた日から七日以内に、当該寄附をした者及びあつせんとした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びにあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を当該特定公職の候補者に提出しなければならない。

4 特定公職の候補者は、保有金によりされた支出で一件五万円以上のものについて、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

5 特定公職の候補者は、会計帳簿、第三項の明細書及び前項の書面を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(特定公職の候補者に係る報告書の提出等)

第十九条の七 特定公職の候補者は、毎年十二月三十一日現在で、その年における保有金に係る

収入及び保有金によりされた支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内(その間に特定公職の候補者に係る選挙の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間がかかる場合には、当該選挙に係る特定公職の候補者にあつては、四月以内)に、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者にあつては自治大臣、都道府県の議会の議員若しくは長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者にあつては都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 保有金に係る収入のうち、同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附でその金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金銭等の全部又は一部に相当する保有金に係る収入については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附に係る金銭等のうち保有金に相当するものの金額及び当該寄附の年月日並びにその寄附をした者のその年における当該特定公職の候補者に対する寄附の金額の合計額

二 保有金に係る収入のうち、同一の者によつてあつせんとされた特定公職の候補者に対する寄附でその金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金銭等の全部又は一部に相当する保有金に係る収入については、そのあつせんとした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんとされた寄附に係る金銭等のうち保有金に相当するものの金額、当該あつせんに係る寄附を集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日並びにそのあつせんとした者のその年における当該特定公職の候補者に対する寄附のあつせんに係る金額の合計額

三 保有金によりされた支出については、人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出(一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が五万円以上のものに限り)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

2 特定公職の候補者は、立候補の辞退、退職その他の事由により特定公職の候補者でなくなつたときは、その日から三十日以内に、前項の規定の例により、その日現在で、保有金に係る収入及び保有金によりされた支出に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

3 第十二条第二項及び第三項の規定は、特定公職の候補者が前二項の報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第二号」とあるのは「第十九条の七第一項第三号」と、「領収書等」とあるのは「第十九条の六第四項の書面」と読み替へるものとす。

(報告書の提出に関する特例)

第十九条の八 前条の規定は、特定公職の候補者が、特定公職の候補者に対する寄附(政党及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体から受けたものを除く)を受けた年において、その年において受けた当該特定公職の候補者に対する寄附に係る金銭等の全部を同項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体に寄附した場合に、適用しない。ただし、当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年の前年以前年において、保有金に係る収入が繰り越された年については、この限りでない。

(支部を有する政治団体に係るこの章の規定の適用)

第十九条の九 第十九条第一項に規定する政治団体が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなし

て、この章の規定(これに係る罰則を含む)を適用する。この場合において、この章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十條第一項中「又は第十九条第一項を、第十九条第二項又は第十九条の七第一項若しくは第二項」に改める。

第二十二條第三項及び第二十二條の二第二項中「政治団体がする寄附」の下に、「指定団体に対する寄附」を加える。

第二十四條第一号中「又はこれに」を「又は同条若しくは第十九条の四の規定に違反して第十九条第一項の会計帳簿に」に改める。

第二十五條第一項中「又は第十九条」を「若しくは第十九条」に、「又はこれに」を「又は第二十二條、第十九条若しくは第十九条の五の規定に違反して第二十二條第一項若しくは第十九条第一項の報告書若しくはこれらに併せて提出すべき書面に」に改める。

第二十九條中「又は第十九条第一項」を「第十九条第一項又は第十九条の七第一項若しくは第二項」に改める。

附則
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(報告書の提出に係る事項等に関する経過措置)
第二条 改正後の政治資金規正法(以下「新法」という)の第十二條第一項(新法第十七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)の属する年以後の期間に係る新法第十二條第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の期間に係る改正前の政治資

金規正法(以下「旧法」という)の第十二條第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七條第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 新法第三章の規定並びに新法第二十二條第三項及び第二十二條の二第二項の規定(政治団体がする寄附及び個人が遺贈によつてする寄附に係る部分を除く)は、新法第十九條第一項に規定する特定公職の候補者が施行日前に受けた寄附(新法第十九條の三第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附に相当するものをいう)に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を新法第十九條第二項に規定する指定団体に取り扱わせるため施行日以後において当該指定団体に寄附する場合については、適用しない。

第四条 施行日の属する年における新法第十九條の三第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附に対する同条、新法第十九條の五、第十九條の七及び第十九條の八の規定の適用については、新法第十九條の三第二項中「当該特定公職の候補者に対する寄附を受けた年において」とあり、及び新法第十九條の五中「年間」とあるのは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において」と、新法第十九條の七第一項第一号及び第二号中「年間」とあるのは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において」と、「その年における」とあるのは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間における」と、新法第十九條の八中「その年において」とあるのは「昭和五十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間において」とする。

(罰則に関する経過措置)
第五条 施行日前にした行為並びに附則第二条の規定により従前の例によることとされる旧法第十二條第一項の規定による報告書及び旧法第十

七条第一項の規定による報告書の提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(公職選挙法の一部改正)
第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十九條の五第三項中「第四項各号」を「次項各号」に改め、「後援団体」の下に「政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九條第二項の規定による届出がされた政治団体を除く。」を加える。

【鳩山威一郎君登壇 拍手】

○鳩山威一郎君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、政治家個人に係る政治資金の明朗化を図るため、国会議員その他の特定公職の候補者が政治資金を取り扱うべき政治団体を指定することができ、特定公職の候補者が政治活動に関する寄附を指定団体に寄附したときは、指定団体は寄附の総額、内訳を収支報告書に記載し提出すること、同一の者からの年間百万円を超える寄附について寄附者の氏名等を報告すること、指定団体を有しない特定公職の候補者等については、みずから管理する政治活動の寄附については、個人として所定の収支報告書を提出しなければならないこととする、これらの措置の対象となるべき寄附は金銭等政令で定めるものに限ることとし、施行期日は昭和五十六年四月一日とすること等を主な内容としております。

委員会におきましては、鈴木総理大臣の出席を求め慎重な審査を行い、その間、政治浄化と法改正、全国区制度のあり方、国勢調査結果と定数は

正、選挙違反の取り締まり状況、五年後の見直し規定等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して降矢委員より賛成、公明党・国民会議を代表して多田委員より反対、日本共産党を代表して山中委員より反対、民社党・国民連合を代表して栗林委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長降矢敬義君。

審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

文教委員長 降矢 敬義

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の通算退職年金等の額を、厚生年金の年金額の引上げに伴う国・公立学校教職員の通算退職年金等の額の改定に準じて増額しようとするものであり、妥当な措置と認められた。なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律案施行に要する経費として、昭和五十五年一般会計予算に九百十九万九千円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。
二 長期給付に対する日本私学振興財団の助成金について、必要な強化措置を講ずるよう努めること。

三 地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県の補助を充実するため、必要な措置を講ずるよう努めること。

四 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドの導入を検討すること。右決議する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月二十一日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の八中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 第一項から第五項までの規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、第六条の八第一項に「あるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項」と、第三項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第四項中「第六条の八第三項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第三項」と、第五項中「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第七項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項から第五項までの規定に準じて算定した額に改定する。

8 第六項の規定の適用を受ける通算遺族年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○降矢敬義君登壇、拍手

〔降矢敬義君登壇、拍手〕
ただいま議題となりました法律案

につぎまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、私立学校教職員共済組合が支給する通算退職年金の額を、厚生年金の引き上げに伴う国・公立学校の教職員の通算退職年金の増額に準じて改定しようとするものであります。

委員会におきましては、長期経理の今後の見通しと国庫補助率の引き上げ、日本私学振興財団及び都道府県の助成の拡充、私学における労災保険及び退職手当制度の整備のほか、福祉事業の充実、臨時的職員の組合員資格にかかわる諸問題等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大島委員より、長期給付に対する公費助成の拡充等に関する各派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木一弘君。

参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日
法務委員長 鈴木 一弘
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、これに対応して、裁判官の給与を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十五年度に必要な経費は、約六億六千五百万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月十三日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「八十三万円」を「八十七万円」に、「六十七万七千円」を「七十万八千円」に改める。別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

判 事	区 分								報 酬 月 額
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	
最高裁判所長官									一、五五〇、〇〇〇円
最高裁判所判事									一、一三〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官									一、〇三〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官									九五〇、〇〇〇円
									八五五、〇〇〇円
									七五八、〇〇〇円
									七〇八、〇〇〇円
									六〇四、〇〇〇円
									五二二、〇〇〇円
									四七二、〇〇〇円
									四二三、〇〇〇円
									三八四、〇〇〇円

簡易裁判所判事

判 事 補														判 事											
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号
三一九、六〇〇円	二八八、二〇〇円	二六六、六〇〇円	二四六、四〇〇円	二二七、七〇〇円	二二四、四〇〇円	一九九、五〇〇円	一九〇、八〇〇円	一七二、一〇〇円	一六四、六〇〇円	一五三、九〇〇円	一四七、五〇〇円	六〇四、〇〇〇円	五二二、〇〇〇円	四七一、〇〇〇円	四二三、〇〇〇円	三三五、九〇〇円	三一九、六〇〇円	二八八、二〇〇円	二六六、六〇〇円	二四六、四〇〇円	二二七、七〇〇円	二二四、四〇〇円	一九九、五〇〇円	一九〇、八〇〇円	一七二、一〇〇円

十五号	一六四、六〇〇円
十六号	一五三、九〇〇円
十七号	一四七、五〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第十五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

法務委員長 鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員給与改定に伴

い、これに対応して、検察官の給与を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十五年度に必要な経費は、約五億三千万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月十三日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

検査官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「四十五万円」を「四十七万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分		俸 給 月 額
検 事	検 事 長	一、一三〇、〇〇〇円
	次 長	八八〇、〇〇〇円
	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	九五〇、〇〇〇円
	そ の 他 の 検 事 長	八八〇、〇〇〇円
	一 号	八五五、〇〇〇円
	二 号	七五八、〇〇〇円
	三 号	七〇八、〇〇〇円
	四 号	六〇四、〇〇〇円
	五 号	五二一、〇〇〇円
	六 号	四七一、〇〇〇円
	七 号	四二三、〇〇〇円
	八 号	三八四、〇〇〇円
	九 号	三二九、六〇〇円
	十 号	二八八、二〇〇円
	十一 号	二六六、六〇〇円
	十二 号	二四六、四〇〇円
	十三 号	二二七、七〇〇円
	十四 号	二一四、四〇〇円
	十五 号	一九九、五〇〇円
	十六 号	一九〇、八〇〇円
検 事 補	十七 号	一七二、一〇〇円
	十八 号	一六四、六〇〇円
	十九 号	一五三、九〇〇円
	二十 号	一四七、五〇〇円

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償法の一部を改正する法律案

二二八

副 検 事

一	号	四二三、〇〇〇円
二	号	三三五、九〇〇円
三	号	三一九、六〇〇円
四	号	二八八、二〇〇円
五	号	二六六、六〇〇円
六	号	二四六、四〇〇円
七	号	二二七、七〇〇円
八	号	二一四、四〇〇円
九	号	一九九、五〇〇円
十	号	一九〇、八〇〇円
十一	号	一七二、一〇〇円
十二	号	一六四、六〇〇円
十三	号	一五三、九〇〇円
十四	号	一四七、五〇〇円
十五	号	一三七、七〇〇円
十六	号	一二九、七〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内

〇鈴木一弘君登壇、拍手

〔鈴木一弘君〕ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、一部の裁判官、検察官の給与の据え置きまたは改定時期のおくれに伴う給与体系上の問題、裁判官、検察官の週休二日制の問題、裁判官の受ける相当額の報酬の意味等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録

とみなす。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

〇鈴木一弘君、ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、一部の裁判官、検察官の給与の据え置きまたは改定時期のおくれに伴う給与体系上の問題、裁判官、検察官の週休二日制の問題、裁判官の受ける相当額の報酬の意味等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録

により御承知を願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、両法案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

〇議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

〇議長(徳永正利君) 日程第五 地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長亀長友義君。

審査報告書

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償法等共済基金法の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

地方行政委員長 亀長 友義
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する保護の充実を図るため、遺族補償年金の額を改善するとともに、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度の創設等所

要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償法等共済基金法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月七日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償法等共済基金法の一部を改正する法律案地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償法等共済基金法の一部を改正する法律

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項を次のように改める。

遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

- 一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額(五十五歳以上の妻又は自治省令で定める廃疾の状態にある妻である場合には、平均給与額に百七十五を乗じて得た額)
- 二 二人 平均給与額に百九十三を乗じて得た額
- 三 三人 平均給与額に二百十二を乗じて得た額

四 四人 平均給与額に二百三十を乗じて得た額

五 五人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

第三十三条第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第三十九条の次に次の一条を加える。
(年金たる補償の額の端数処理)

第三十九条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第四十条第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)」を「年金たる補償」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、基金は、自治省令で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができ

る。
第四十四条第一項中「この章の規定による」を削る。
第六十二条第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年金たる補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第七十一条中「規定する者」との下に、「同条第二項ただし書中「年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する補償」と、第六十三条中「障害補償及び遺族補償」とあるのは「障害補償及び遺族補償に相当する補償」と」を加える。

附則第五条の次に次の二条を加える。
(障害補償年金差額一時金)

第五条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の

障害の等級		額
第一級	第二級	
第一級	第二級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第三級	第四級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第五級	第六級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第七級		平均給与額に九二〇を乗じて得た額
		平均給与額に七九〇を乗じて得た額
		平均給与額に六七〇を乗じて得た額
		平均給与額に五六〇を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第二十九条第六項の規定の適用を受ける者その他自治省令で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、自治省令で定める。

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
三 第三十三条第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第三十七条第三項、第三十九条第一項及び第二項並びに第四十三条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、前項とあるのは「附則第五条の二第一項」と、第三十七条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第五号の二第三項第二号」と、同項第三号及び第四号とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第三十九条第一項中「遺族補償一時金」と、第三十九条第一項中「遺族補償一時金」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第四十三条中「遺族補償及び葬祭補償」と

額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金について第四十六条の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の政令で定める率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、基金は、その者の遺族に対し、その請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級		額
第一級	第二級	
第一級	第二級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第三級	第四級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第五級	第六級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第七級		平均給与額に九二〇を乗じて得た額
		平均給与額に七九〇を乗じて得た額
		平均給与額に六七〇を乗じて得た額
		平均給与額に五六〇を乗じて得た額

あるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第四十四条又は第六十三条の規定の適用については、第四十四条第一項中「遺族補償年金」とあるのは、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金」と、第三十九条第一項中「遺族補償一時金」と、第三十九条第一項中「遺族補償一時金」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第四十三条中「遺族補償及び葬祭補償」と

第五号の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が自治省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。
第五号の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が自治省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として自治省令で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が自治省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第六十五条第二項同法第七十九条の二第六項において準用する場合

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

合を含む。児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第二号ただし書の規定は、適用しない。

5 前項の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより障害補償年金前払一時金に相当する補償の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金に相当する補償の支給が停止されている場合について準用する。

6 障害補償年金前払一時金が支給される場合における第六十三条の規定の適用については、同条中「障害補償」とあるのは、「障害補償、障害補償年金前払一時金」とする。

附則第六条の前の見出しを「遺族補償年金前払一時金」に改め、同条第一項を次のように改める。

当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が自治省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

附則第六条第三項を削り、同条第二項中「前項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に、「当該職員」を「当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員」に、「当該一時金」を「当該遺族補償年金前払一時金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千を乗じて得た額を限度として自治省令で定める額とする。

附則第六条第四項中「第一項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に、「第二項の」を「前項の」に改め、「昭和三十四年法律第四百一十一号」及び「昭和三十六年法律第二百三十八号」を削り、「第四条第二項第三号ただし書」を「第

四条第二項第二号ただし書」に改め、同条第五項中「第一項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に改め、同条に次の一項を加える。

6 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第三十六條、第三十八條、第四十四条、第六十三條又は次条の規定の適用については、第三十六條第二号及び第三十八條第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第四十四條第一項中「遺族補償年金について

は、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金について、は、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、第六十三條中「及び遺族補償」とあるのは「遺族補償及び遺族補償年金前払一時金」と、次条第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の額」とする。

附則第七條に見出しとして「遺族補償一時金の額の特例」を付する。

別表第二級の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤消防団員又は非常勤の水防団員若しくは水防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中地方公務員災害補償法第六十二條第二項にただし書を加える改正規定、同法第七十一條の改正規定及び同法附則第五條の次に二條を加える改正規定並びに第二條の規定並びに附則第五條の規定は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法第三十九條の次に一條を加える改正規定、同法第四十條第一項の改正規定、同法第四十一條の次に一條を加える改正規定及び同法別表第二級の項の改正規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中地方公務員災害補償法第六十二條第二項にただし書を加える改正規定、同法第七十一條の改正規定及び同法附則第五條の次に二條を加える改正規定並びに第二條の規定並びに附則第五條の規定、昭和五十六年十一月一日

三 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法以下「新法」という。第三十三條第一項及び第四項の規定は、遺族補償年金のうち昭和五十五年十一月一日以後の期間に係る分について適用する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。第三十三條第一項及び第四項の規定は遺族補償年金のうちこの法律の施行の日以後の期間に係る分について、新法第三十九條の二の規定は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち同日以後の期間に係る分について、新法第四十一條の二

の規定は同日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

第三条 新法附則第五條の二の規定は障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和五十六年十一月一日以後に死亡した場合について、新法附則第五條の三の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

第四条 第一条の規定による改正前の地方公務員災害補償法附則第六條第一項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新法の規定を適用する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第五条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一號を加える。

七 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二十五條第一項(補償の種類等)に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに同法第六十九條第一項(非常勤の地方公務員に係る補償の制度)、消防組組法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五條の七第一項及び水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二第一項(公務災害補償)の規定に基づく条例(同項の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む)により支給される補償でこれらに相当するもの

(亀長友義君登壇、拍手)

○亀長友義君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方公務員の災害補償制度について、国家公務員災害補償制度の改正と同様の措置により、遺族補償年金額の改善、障害補償における

等級表の改正、同年金差額一時金及び前払い一時金の創設等、所要の改正を行うことを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、安全管理体制の整備、公務災害認定のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第六 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案(第九十二回国会内閣提出、第九十三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長黒柳明君。

審査報告書

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

運輸委員長 黒柳 明
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にか

昭和五十五年十一月二十八日 参議院会議録第十二号 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案

んがみ、経営改善計画の適切な実施、地方交通線対策の推進、国の援助措置の強化等日本国有鉄道の経営の再建を促進するために執るべき特別措置について定めようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、昭和五十五年度一般会計予算に日本国有鉄道財政再建補助金約三千四百五十七億円及び日本国有鉄道地方交通線特別交付金約千九百九十五億円が計上されている。

附帯決議

政府及び国鉄当局は左の事項の実現を図るため、万全の措置を講ずべきである。

一、地方交通線対策を進めるに当たっては、地域住民の意向及び知事の意見を尊重すること。

二、政令の制定と実施に当たっては、委員会の審議経過を尊重し慎重に措置すること。

三、国鉄自らも企業努力することは勿論それを可能にする経営体制を確立し、円滑な労使関係を維持すること。

四、国鉄の年金問題及び運賃上の公共負担問題について、関係省庁間における結論を早急に得るよう努めること。

五、特別運賃の設定に当たっては、利用者の急激な負担増加を伴わないよう配慮すること。

六、国民の輸送需要に対応するために必要な輸送力の強化と安全防衛の確保を図ること。

七、総合交通政策を早急に確立し、国鉄がその鉄道特性を発揮し、基幹的交通機関としての役割と使命を達成できるよう諸施策を推進すること。

右決議する。

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案(第九十二回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

昭和五十五年十一月四日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案
日本国有鉄道経営再建促進特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、我が国の交通体系における基幹的交通機関である日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、その経営の再建を促進するため執るべき特別措置を定めるものとする。

(経営の再建の目標)

第二条 日本国有鉄道の経営の再建の目標は、この法律に定めるその経営の再建を促進するための措置により、昭和六十年年度までにその経営の健全性を確保するための基盤を確立し、引き続き、速やかにその事業の収支の均衡の回復を図ることに置くものとする。

(責務)

第三条 日本国有鉄道は、その経営の再建が国民生活及び国民経済にとつて緊急の課題であることを深く認識し、その組織の全力を挙げて速やかにその経営の再建の目標を達成しなければならない。

2

国は、日本国有鉄道に我が国の交通体系における基幹的交通機関としての機能を維持させるため、地域における効率的な輸送の確保に配慮しつつ、日本国有鉄道の経営の再建を促進するための措置を講ずるものとする。

(経営改善計画)

第四条 日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、その経営の改善に関する計画(以下「経営改善計画」という。)を定め、これを実施しなければならない。

2 経営改善計画は、次の事項について定めるものとする。

のとする。

一 経営の改善に関する基本方針

二 事業量、職員数その他の経営規模に関する事項

三 輸送需要に適合した輸送力の確保その他の輸送の近代化に関する事項

四 業務の省力化その他の業務運営の効率化に関する事項

五 運賃及び料金の適正化その他の収入の確保に関する事項

六 組織運営の効率化その他の経営管理の適正化に関する事項

七 収支の改善の目標

八 前各号に掲げるもののほか、運輸省令で定める事項

3 日本国有鉄道は、毎事業年度、経営改善計画の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

4 日本国有鉄道は、経営改善計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、輸送の安全の確保及び環境の保全に十分配慮しなければならない。

5 日本国有鉄道は、経営改善計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

(経営改善計画の実施状況の報告)

第五条 日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、毎事業年度における経営改善計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添えて運輸大臣に提出しなければならない。

(監査委員会の組織)

第六条 経営改善計画の実施状況その他日本国有鉄道の経営の再建の促進に関する事項に係る監査を充実するため、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第十五条第一項の規定にかかわらず、監査委員会は、委員三人以上

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案

六人以内をもつて組織する。

(経営改善計画の変更等の指示)

第七条 運輸大臣は、日本国有鉄道の経営の再建を促進するため必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し、経営改善計画の変更その他その経営の改善に關し必要な指示をすることができる。

(地方交通線の選定等)

第八条 日本国有鉄道は、鉄道の営業線(幹線鉄道を形成する営業線として政令で定める基準に該当するものを除く。)のうち、その運営の改善のための適切な措置を講じたとしてもなお収支の均衡を確保することが困難であるものとして政令で定める基準に該当する営業線を選定し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 日本国有鉄道は、前項の承認を受けた鉄道の営業線(以下「地方交通線」という。)のうち、その鉄道の輸送に代えて一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第二項第一号の一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)による輸送を行うことが適当であるものとして政令で定める基準に該当する営業線を選定し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

3 日本国有鉄道は、前項の政令で定める基準に該当する営業線を選定したときは、その旨を關係都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る営業線の選定について、運輸大臣に対し、意見を申し出ることができる。

5 日本国有鉄道は、第一項又は第二項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る地方交通線について運輸省令で定める事項を公告しなければならない。

6 日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、経営改善計画において、第二項の承認を受けた地方交通線(以下「特定地方交通線」という。)に、その廃止の予定時期及び次第第一

項に規定する協議を行うための協議の開始を希望する日(以下「協議開始希望日」という。)を定めなければならない。

(特定地方交通線対策協議会等)

第九条 特定地方交通線を廃止する場合に必要な輸送の確保に關し必要な協議を行うため、特定地方交通線ごとに、政令で定めるところにより、国の關係行政機関及び日本国有鉄道(以下「關係行政機関等」という。)により、特定地方交通線対策協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 前項に規定する協議を行うための協議(以下「協議」という。)は、政令で定めるところにより、關係行政機関等の長又はその指名する職員、關係地方公共団体の長又はその指名する職員及び關係都道府県公安委員会の指名する当該都道府県警察の職員をもつて構成する。

3 協議において第一項に規定する協議を行うため必要があると認めるときは、当該地域における交通に關し学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

4 協議会の庶務は、日本国有鉄道において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会に關し必要な事項は、協議会が定める。

第十条 協議会は、協議開始希望日が到来したときは、遅滞なく、その協議を開始しなければならない。

2 協議において前条第一項に規定する協議が調つたときは、關係行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 第一項の規定により協議を開始した日から二年を経過した日以後において、前条第一項に規定する協議が調われないことが明らかであると認められる場合には、日本国有鉄道は、日本国有鉄道法第五十三条の規定により当該特定地方交通線の廃止の許可を申請するものとする。

4 日本国有鉄道は、前項の申請をしようとする

ときは、当該特定地方交通線を廃止する場合に必要な一般乗合旅客自動車運送事業による輸送の確保のための措置について定めた書類を運輸大臣に提出し、及びこれを關係都道府県知事に送付しなければならない。

5 前項に規定する書類の送付を受けた都道府県知事は、同項に規定する措置について、運輸大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(特定地方交通線を廃止する場合の輸送の確保)

第十一条 運輸大臣は、日本国有鉄道が特定地方交通線を廃止する場合において、これに代わる輸送を確保するため必要があると認めるときは、日本国有鉄道が自ら一般乗合旅客自動車運送事業による輸送を行うべきことの指示その他の措置を講ずるものとする。

(地方交通線の貸付け及び譲渡)

第十二条 日本国有鉄道は、日本国有鉄道法第四十五条第一項の規定にかかわらず、地方交通線の貸付け又は譲渡を受けて地方鉄道業を営もうとする者に対し、政令で定めるところにより、当該地方交通線を貸し付け、又は譲渡することができる。

2 前項の規定による地方交通線の貸借又は譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならないが、その効力を生じない。

3 前項の認可を受けようとする者は、当該地方交通線の貸借又は譲渡及び譲受に關する契約書その他運輸省令で定める書類を運輸大臣に提出しなければならない。

4 日本国有鉄道法第五十三条第三号の規定は、第二項の認可に係る地方交通線については、適用しない。

5 第二項の認可を受けて地方交通線の貸付け又は譲渡を受けた者は、地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十二条第一項の免許及び同法第十三条第一項の認可を受けたものとみなす。

6 第二項の認可を受けて地方鉄道業を営もうとする者については、地方交通線の貸付け又は譲

渡を受ける目前においても、その者を地方鉄道業者とみなして、地方鉄道法第二十條から第二十二條まで、第二十五條及び第二十六條の規定並びに鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第三條及び第二十條の規定を適用する。

(地方交通線の運賃)

第十三条 日本国有鉄道は、地方交通線の運賃については、地方交通線の収支の改善を図るために必要な収入の確保に特に配慮して定めるものとする。

(地方鉄道による新線建設の特例)

第十四条 運輸大臣は、この法律の施行の日において日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)第二十條第一項の規定により基本計画を指示している国鉄新線であつて、日本国有鉄道がその営業を開始した場合に第八條第二項の政令で定める基準に該当することとなると認めて告示したもののについて、地方鉄道法第十二條第一項の免許をすることができる。

2 前項の規定により告示された鉄道線路に係る地方鉄道法第十二條第一項の免許があつた場合には、当該鉄道線路に係る日本鉄道建設公団法第二十條第一項の基本計画は、定められなかつたものとみなす。

(日本鉄道建設公団の業務の特例)

第十五条 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)は、日本鉄道建設公団法第十九條第一項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)別表に掲げる予定鉄道線路又は同法附則第二項の鉄道線路に該当する地方鉄道に係る鉄道施設(日本鉄道建設公団法第十九條第一項第四号に定めるものを除く。)の建設を行い、及び当該鉄道施設を地方鉄道業者に貸し付け、又は譲渡すること。

二 前号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。

三、前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(日本鉄道建設公団による地方鉄道新線の建設等)

第十六条 前条第一号の鉄道施設の建設に係る地方鉄道法第十三条第一項の工事施行の認可を受けた地方鉄道業者は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に対し、公団が当該鉄道施設の建設を行うよう申し出ることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該建設が地域における輸送の確保のため特に必要であり、かつ、公団が行うことが適当であると認めるときは、運輸省令で定めるところにより、工事実施計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 前項の工事実施計画は、当該建設に係る地方鉄道法第十三条第一項の工事施行の認可に適合するものでなければならない。

4 公団及び地方鉄道業者は、第二項の指示があつたときは、当該鉄道施設の建設の実施の方法及びその貸付け又は譲渡について協議しなければならない。

第十七条 第十五条の規定により公団の業務が行われる場合には、日本鉄道建設公団法第十二条第三号中「第十九条第一項第四号」とあるのは「第十九条第一項第四号若しくは日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第号。以下「特別措置法」という。)第十五条第一号」と、同法第五号中「第十九条第一項第四号」とあるのは「第十九条第一項第四号若しくは特別措置法第十五条第一号」と、同法第十九条第二項中「前項の」とあるのは「前項及び特別措置法第十五条の」と、同項第一号又は特別措置法第十五条第一号」と、同法第二十三条第一項中「日本国有鉄道」とあるのは「日本国有鉄道又は地方鉄道業者」と、「第十九条第一項第一号」とあるのは「第十九条第一項第一号又は特別措置法第十五条第一号」と、同法第二十六條第二項及び第三

十七号中「第十九条第一項第四号及び第五号」とあるのは「第十九条第一項第四号及び第五号並びに特別措置法第十五条各号」と、同法第三十五條第二項、第三十六條第一項及び第四十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、同法第三十九條第二号の二中「第二十二條の二第二項」とあるのは「第二十二條の二第二項又は特別措置法第十六條第二項」と、同法第四十二條第三号中「第十九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに特別措置法第十五條」とする。

第十八条 政府は、特定債務(日本国有鉄道が政府から貸付けを受けた長期の資金に係る昭和五十五年三月三十一日における債務のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)について、その償還が開始される年度からその償還が完了する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、政令で定めるところにより、その償還に要する長期の資金を無利子で貸し付けることができる。

(利子補給)

第十九条 政府は、特定債務について、昭和五十五年年度からその償還が完了する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、日本国有鉄道が当該年度において支払うべき利子に充てらるべき金額を補給することができる。

(特定債務整理特別勘定)

第二十条 日本国有鉄道は、昭和五十五年年度に相当する事業年度から第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金の償還が完了する事業年度までの期間(以下「特定債務整理期間」という。)における特定債務及び当該長期の資金に係る債務の処理に係る計理については、その他の計理と区分し、特定債務整理特別勘定を設けて整理しなければならない。

2 特定債務整理特別勘定の計理に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十一条 特定債務整理期間における収入支出予算又は会計規程については、日本国有鉄道法第三十九條の五中「工事勘定」とあるのは「工事勘定並びに日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第号)第二十條の特定債務整理特別勘定」と、同法第四十三條第一項中「これに基く政令」とあるのは「これに基く政令並びに日本国有鉄道経営再建促進特別措置法及びこれに基く運輸省令」とする。

(損失の処理の特例)

第二十二條 日本国有鉄道は、毎事業年度、前事業年度から繰り越された損失があるときは、運輸大臣の承認を受けて、資本積立金を減額してこれを整理することができる。

(償還条件の変更)

第二十三條 政府は、日本国有鉄道が政府から無利子で貸付けを受けた長期の資金に係る昭和五十五年三月三十一日における債務のうち政令で定めるものについて、償還期間及び据置期間を五年以内で政令で定める期間延長することができる。

(地方交通線に係る補助)

第二十四條 政府は、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、地方交通線の運営に要する費用を補助することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、特定地方交通線の廃止の円滑な実施を図るための措置に要する費用を補助することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、特定地方交通線を廃止する場合に必要となる一般乗合旅客自動車運送事業又は地方鉄道を経営する者に對し、政令で定めるところにより、その事業の運営に要する費用を補助することができる。

(特別の配慮)

第二十五條 政府は、第十八條、第十九條、第二

十三條及び前條に規定するもののほか、日本国有鉄道の経営改善計画の円滑な実施その他その経営の再建を促進するため必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し、財政上の措置その他の措置を講ずるよう特別の配慮をするものとする。

(大蔵大臣との協議)

第二十六條 運輸大臣は、第四條第五項及び第二十二條の承認、第七條の経営改善計画の変更の指示、第十二條第二項の認可並びに第二十條第二項の運輸省令の制定及び改正については、大蔵大臣と協議してこれをしなければならぬ。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十九條の規定は、次項の規定の適用があるものを除き、第十八條の政令で定める債務につき日本国有鉄道がこの法律の施行の日以前までに支払つた利子についても、適用する。

3 次条の規定による改正前の日本国有鉄道法第五十四條の六の規定により政府が昭和五十五年年度において日本国有鉄道に對して日本国有鉄道が支払うべき利子に充てらるべき金額の補給は、第十九條の規定に基づいてしたものとする。

4 第二十條及び第二十一條の規定は、昭和五十五年年度に相当する日本国有鉄道の事業年度の予算から適用する。

5 日本国有鉄道が昭和五十五年年度に相当する事業年度においてこの法律の施行の日以前までにした債務の償還及び利子の支払のうち、次条の規定による改正前の日本国有鉄道法第五十四條の五の政令で定める債務(以下「旧特定債務」という。)及び同条の規定により日本国有鉄道が政府から貸付けを受けた長期の資金に係る債務の償還並びに第十八條の政令で定める債務に係る利子(旧特定債務以外の債務のうち償還した金額に相当する部分に係る利子を除く。)の支払は、第二十一條の規定により認められれた次条の規定による改正後の日本国有鉄道法第三十九條の五の規定による特定債務整理特別勘定の収入支出予算に基づいてしたものとする。

(日本国有鉄道法の一部改正)

第二条 日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 経営の健全性の確立(第五十四條の二―第五十四條の十一)」を削る。

第五章の二を削る。

が利子補給を行うことができることとするほか、地方交通線に係る補助等について定めております。

委員会におきましては、委員派遣による地方公聴会の開会及び現地調査、公聴会の開会、地方行政委員会及び商工委員会と連合審査会等慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、日本社会党目黒理事から、バス輸送等への転換処置は特定地方交通線対策協議会において結論を得てから行うこととする等、特別運賃の導入及び新線建設は取りやめる等、特別運賃の導入が提出され、同修正案及び原案を一括して討論に付したところ、日本社会党目黒理事は、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議山崎理事は、原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議桑名理事は、原案に賛成、修正案に賛成、日本共産党小笠原委員は、原案及び修正案に賛成、民社党・国民連合柳澤委員は、原案及び修正案に賛成、新政クラブ田委員は、原案に賛成、修正案に賛成、意見が述べられ、採決の結果、修正案は賛成多数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、目黒理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案に係る地方交通線対策等七項目を内容とする附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。目黒今朝次郎君。

「目黒今朝次郎君登壇、拍手」

○目黒今朝次郎君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案について反対の立場から討論を

行うものであります。

まず、反対の第一の理由は、この法案自体が持つ基本的な性格についてどうしても承服できないということであり、

この法案は、名前の示すとおり、行き詰まった国鉄の経営を再建するための特別措置法であり、その目標を昭和六十年としているのであります。

そのため幾つかの柱から成る措置を講ずることとしており、その最大の柱となる地方交通線の扱い、とりわけ特定地方交通線についてその重要な部分を法律で明らかにせず、政令にゆだねられているのであります。だれもが承知しているごとく、国鉄の経営は、ひとり国鉄だけのものではありません。全国に張りめぐらされた約二万一千キロにわたる鉄道網が国民生活の経済的あるいは文化的領域に至るあらゆる分野に深くかかわり合いを持っており、それだけに全国民がこの問題に関心を寄せているのであります。こうした国民生活の重要な基盤をなしている国鉄の半数近くを占める地方交通線について、その扱いの主要な点を政令にゆだね、あるいは当面はつきりさせないというやり方は、再建の柱をばやかし、その全体を承認せよということであり、政府の意思で欠陥法案を国会に押しつけるものであり、断じて認めることはできません。私は、このように政府が独断専行で行政権限を遂行するために立法府を利用するやり方はきわめて危険であると言わなければなりません。断固として反対の意思を表明するものであります。

反対の第二の理由は、この法案で示されている具体的な地方交通線の対策についてであります。法案では、地方交通線の定義を政令で行い、それらを徹底して合理化することになっていますが、そのうちからさらに政令によりバスに転換すべき線として国鉄から分離する特定地方交通線を定めること、そしてさらに分離後の足の確保の仕方についてのみ関係地方自治体も加えて特定地方交通線対策協議会で相談することとしています。そして、これら廃線を前提として二年間の協議期間を設け、その協議が不調に終われば、国鉄は当初の予定どおりバスに転換するというのであります。まさに問答無用であり、反動的であると言わなければなりません。しかも、地域住民の生活に第一義的に責任を持つべき立場にある地方自治体は、たとえ関係知事においても、この協議に当たっても、わずかに主張できることは、その線区が政令で定める特定地方交通線の基準に該当するかどうかについての意見の申し出のみであり、その地域における交通の整備との関連で、その線区の存廃について何らの意見の具申はできないようになっておるわけでありまして、これはどうにかしたやり方はないと存じます。これが反対する第二の理由であります。

反対の第三の理由は、残された地方交通線に対する特別運賃導入の問題についてであります。原案では「収支の改善を図るために」と言っていますが、いままで合理化に次ぐ合理化で国鉄のサービスは年々低下しているのが実情であり、それでもなおかつ国鉄を利用しなければならぬ層は、たとえば高校生の通学生、老人、通院のための病人など、いわゆるマイカーに頼れない方々がきわめて多いのであります。いわばこうした人々では、新たな割り高運賃を課するということが、こうした人々の逃げ道を閉ざし、生活を見放すということになるわけでありまして、それだけではありせん。こうしたやり方をもってすれば、当然のこととして利用者は一層国鉄から離れるであらうし、その結果はどうなるでございましょうか。今度つくられる特定地方交通線から辛うじて外れたとしても、やがてはまたそれに該当することになり、結局は国鉄から分離される運命になることは明らかでありましよう。これはまさしく政府の施策として国鉄から利用者を追い出すことであり、将来は地方交通線の大部分を国鉄から切り離すための謀略であると断ぜざるを得ません。

して、これら廃線を前提として二年間の協議期間を設け、その協議が不調に終われば、国鉄は当初の予定どおりバスに転換するというのであります。まさに問答無用であり、反動的であると言わなければなりません。しかも、地域住民の生活に第一義的に責任を持つべき立場にある地方自治体は、たとえ関係知事においても、この協議に当たっても、わずかに主張できることは、その線区が政令で定める特定地方交通線の基準に該当するかどうかについての意見の申し出のみであり、その地域における交通の整備との関連で、その線区の存廃について何らの意見の具申はできないようになっておるわけでありまして、これはどうにかしたやり方はないと存じます。これが反対する第二の理由であります。

反対の第三の理由は、残された地方交通線に対する特別運賃導入の問題についてであります。原案では「収支の改善を図るために」と言っていますが、いままで合理化に次ぐ合理化で国鉄のサービスは年々低下しているのが実情であり、それでもなおかつ国鉄を利用しなければならぬ層は、たとえば高校生の通学生、老人、通院のための病人など、いわゆるマイカーに頼れない方々がきわめて多いのであります。いわばこうした人々では、新たな割り高運賃を課するということが、こうした人々の逃げ道を閉ざし、生活を見放すということになるわけでありまして、それだけではありせん。こうしたやり方をもってすれば、当然のこととして利用者は一層国鉄から離れるであらうし、その結果はどうなるでございましょうか。今度つくられる特定地方交通線から辛うじて外れたとしても、やがてはまたそれに該当することになり、結局は国鉄から分離される運命になることは明らかでありましよう。これはまさしく政府の施策として国鉄から利用者を追い出すことであり、将来は地方交通線の大部分を国鉄から切り離すための謀略であると断ぜざるを得ません。

反対の第四の理由は、国鉄にかかわる新線建設の扱いについてであります。政府と自民党は、これまでのわれわれの主張に耳を傾けず次々と政治路線を建設してきましたが、このたびの法案でもここだけは巧妙に抜け道をつくっているのではありません。国鉄A B線の建設が、特定地方交通線の基準との兼ね合いで、さすがにいまのままで建設の続行に矛盾があるため、その解消策として、地方鉄道業者や第三セクターなどが経営する場合には建設を進める道を開く理屈を立てているのであります。国鉄が経営できなくてどうして他の者なら経営が可能なのでしょう。第三セクターに援助するのなら、どうして国鉄にその分助成できないのかきわめて奇妙なのであります。政治路線の建設は相変わらず続てありましよう。したがって、ここにはもはや政治のねらいは国鉄に対する減量経営、ただそのみが強調されていることから出てくる施策と見なければなりません。

反対の第五の理由は、減量経営を目指す国鉄の今後の関係労働者に対する一方的な犠牲の強要についてであります。再建の柱の一つに、向こう五年間で七万人を超える要員の削減を計画していますが、もともと三十五万人体制という数字は、国鉄が赤字に転落する前の営業収入に対する当時の人件費の割合から逆算したものであり、それ以上に根拠のあることではありせん。今後、毎年一万数千人が国鉄の職場を追われていくわけでありまして、これらの人々に対する退職金の支払いや年金の保障等の措置についても、いまだに不安を解消できるような手立ては固まっていらないのであります。赤字の責任は政府の交通政策全般に関する対応のまずさにあることはだれしもが認めていることであり、その責任を覆い隠して労働者にそのしわ寄せをすることは、断じて許すことができません。

以上、私は本法案について特に重要な点についてのみ申し上げました。政府は昨年十二月、閣議

了解事項に基づき昭和六十年までに経営再建の基盤を確立すると言明し、そのための必要な施策を講ずるとしていますが、予想される年度に経営の改善の行われる保証はどこにもありません。加えて、開業予定の東北、上越新幹線だけでも年間三千億円に上る赤字が見込まれており、今後の設備投資についてもそのほとんどが借入金に頼るといふことでもあります。これでどうして経営改善が可能なのか。借金を返すためにまた借金をするといふことがこれまで続いており、このことが国鉄財政の破局的な状態に追い込んでおる根源であります。

特に、社会党は、法案の基本的な部分について修正すべきであることを主張し、審議の早い段階で委員会にその手続をとり、原案と並行しての審議を求めたのは、それだけわれわれも国鉄再建に真剣に努力をしているからであります。しかしながら、与党である自民党は、一たんは合意したものの途中で態度を急変し、審議がすべて完了した段階で、採決直前に取り扱ひをすることを終始譲らなかつたのであります。われわれの提案の内容が真に国民大多数の声であることに恐れをなしたのでしょうか。いづれにしても、全く理解に苦しむことであり、議会制民主主義を真に向かひ否定する暴挙と言わざるを得ません。私は、このことに對し、国民から信託された立法に携はる者として、嚴重に自民党に抗議をするものであります。

以上、私は本法案に強く反対する立場から種々申し述べてまいりましたが、最後にもう一度、政府と与党はわが党の真剣なる提案をまじめに検討し、これを受け入れ、手直しをして再提出すべきであることを強く要求いたしました。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) 桑名義治君。

〔桑名義治君登壇、拍手〕

○桑名義治君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案について反対の立場か

ら討論を行うものであります。

本法案は、六兆円を超える累積赤字を抱え慢性的な経営危機に陥っている国鉄経営を立て直しを図るため、経営改善計画の策定、三十五万人体制の実施、特定地方交通線の廃止、過去債務のたな上げ等の特別措置を定めているものであります。が、法案の審議が進めば進むほど、国鉄財政の再建はもとより、経営の立て直しも不可能であることが明白になる一方、国鉄全体の赤字の割にも満たない赤字を理由に、地方の実情を無視し、問答無用の強圧的な態度で赤字ローカル線の廃止を強行しようとする政府の姿勢に地域住民の不安と怒りは高まるばかりであります。このような地方交通線廃止の不安にさらされ、悩み、怒っている利用者の立場に立つて、以下数点にわたって反対の理由を明らかにしたい。

反対の第一点は、廃止が予定されている特定地方交通線及び割り高な特別運賃の導入が予定されている地方交通線の選定基準となる政令内容が明確にされていない点であります。

政府は、この法案の施行により、昭和六十年までに四千キロに及ぶ特定地方交通線を廃止し、バス輸送に転換しようとしておりますが、法案の審議を通じて一度も対象線区名を明らかにしないのであります。審議の過程で運輸省案なるものが提示されましたが、きわめて機械的な基準案にすぎず、関係各省の了解もとれていないのであります。これでは審議の対象にもならず、関係住民の不安をいっただけに増長するばかりであります。法案の審査に当たり政府は国民の納得できる合理的な基準とそれに基づく具体的な対象線区名を明らかにすべきであります。このような国会軽視の態度は許されないのであります。

反対の第二点は、通勤通学等地域住民の足として地域住民の生活に不可欠なものとなっている地方交通線を、単にその経営成績だけで、地方の実情を何ら考慮することなく全国一律の画一的な基準に基づいて廃止を強行しようとしている点であります。

ります。

政府の計画どおりに特定地方交通線の廃止が進められまうと、特に福岡の筑豊地区や北海道では鉄道路線の半分以上が廃止されることになり、壊滅的な被害を受け、地域経済が成り立たなくなるのであります。八〇年代は地方の時代と言われ、地方の地域振興が国民的な課題となっており、また、産業地域振興計画、北海道総合開発計画、過疎地域振興計画等の地域振興計画や地方定住圏構想、広域生活圏構想等の地方開発計画との関係を全く無視して、地域の将来性を考慮することなく、現在の輸送実績のみで地方交通線の存廃を決定しようとする政府の態度は、国の他の諸施策との整合性に欠けており、より広い総合的な観点から再検討されるべきであります。

特に、私は、政令基準を作成するに当たって、地域の将来性を長期的な視野から考慮すべきことを強く主張いたしました。運輸大臣はこれに応じようとはしないのであります。このような政府の態度は地方の将来の発展に禍根を残すものと言わざるを得ません。

反対の第三点は、地方交通線に対する割り高な特別運賃制を導入する点についてであります。

この法案では、地方交通線の運賃は収入の確保に特に配慮して定めると規定しておりますが、これを受けて国鉄総裁は、従来の全国均一運賃制度を改め、地方交通線に五割程度の割増し運賃を導入することを明らかにしております。さらに国鉄は通学定期の割引率の引き下げも予定しております。これに割増し運賃が加わりますと、昭和六十年までに通学定期は三倍もの値上げになることが明らかになったのであります。このような地方交通線運賃の大幅な値上げは、それだけでなく利用者、少くない地方交通線の国鉄離れに一層の拍車をかけるとともに、他の交通機関への代替ができないう老人や学童等の交通弱者に過酷な負担を課することになり、社会的な不公平を拡大するものであります。地方交通線は幹線に比べ列車の運行回

数が少なく、駅の無人化等と交通サービスが格段に落ちる上に大幅な割増し運賃を負担させることは、地域の住民に二重に不利益を課することになり、国鉄運賃法第一条の公正妥当の原則に著しく反するものであり、とうてい容認できないのであります。

反対の第四点は、第三セクターによる地方交通線運営の道を開き、廃止予定線や建設中のA B線を地方自治体の負担で運営させようとしている点であります。

もともと国鉄が経営し、多額の赤字を出している地方交通線の運営を地方自治体が出資する第三セクターが引き受けても赤字に転ずるはずはなく、赤字経営となることは必至であり、石破自治大臣自身、新しい財源措置を講じない限り、地方自治体が第三セクター方式で経営することは不可能であることを認めているにもかかわらず、運輸省は第三セクターによる運営に固執しているのであります。このように財源の裏づけをせずに、本来、国の責任において処理すべき地方交通線の問題を一方的に地方自治体にしわ寄せする運輸省の無責任な態度は許せないものであります。

反対の第五点は、国鉄財政悪化の原因となっている構造的な赤字要因に対する政府の取り組み方の関係についてであります。

この法案では、約五兆六千億に上る過去債務のたな上げを財政再建の柱としておりますが、今後毎年発生する巨額の赤字の取り扱ひについて再たな上げを求める国鉄総裁の発言と、再たな上げなど毛頭考えていないとする大蔵大臣の答弁が食い違ひなど、政府の方針が不統一のまま残されているのであります。さらに、東北、上越新幹線及び青函トンネルの開業に伴う赤字増加分、職員構成のひずみから来る年金負担や退職金、公共割引の問題等の構造的な要因から来る赤字について、政府の明確な対策が提示されないまま国鉄財政再建計画が進められようとしているのであります。これでは永久に国鉄財政の再建は不可能であると

言わざるを得ないのであります。国鉄財政再建のためには、運賃の値上げや地方交通線の廃止等の負担を国民に求める前に、政府みずからその責任において、これらの構造的な赤字要因に対する有効適切な措置を講ずべきであります。

以上、数点にわたって本法案の問題点を指摘し、反対の理由を明らかにいたしました。経営再建のためには、国鉄みずからの不断の経営努力が何にも増して必要であるにもかかわらず、具体的な施策が明らかにされないまま、地方自治体や利用者のみに負担を課せようとする本案の内容を認めるわけにはいかないものであります。

国鉄経営の健全化のめども立たず、地方交通線を廃止して地域の発展を阻害し、利用者たる国民に負担のみを強いる本法案に反対することを明らかにして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(徳永正利君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(徳永正利君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(徳永正利君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七票
白色票 百三十三票
青色票 百四票
よって、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百三十三名

安孫子藤吉君 浅野 哲君
井上 吉夫君 井上 孝君
井上 裕君 伊江 朝雄君
岩動 道行君 石破 二郎君
石本 茂君 板垣 正君
稲嶺 一郎君 岩上 二郎君
岩崎 純三君 岩本 政光君
上田 稔君 植木 光教君
江島 淳君 衛藤征士郎君
遠藤 要君 遠藤 政夫君
小澤 太郎君 大石 武一君
大河原太郎君 大木 浩君
大島 友治君 大鷹 淑子君
岡田 広君 岡部 三郎君
長田 裕二君 加藤 武徳君
梶木 又三君 梶原 清君
片山 正英君 金井 元彦君
金丸 三郎君 上條 勝久君
亀井 久興君 亀長 友義君
川原新次郎君 河本嘉久蔵君
木村 睦男君 北 修二君
楠 正俊君 熊谷太三郎君
熊谷 弘君 藏内 修治君
源田 実君 古賀雷四郎君
後藤 正夫君 那 祐一君
佐々木 満君 斎藤榮三郎君
斎藤 十朗君 坂野 重信君
坂元 親男君 山本 昭子君
志村 愛子君 嶋崎 均君
下条進一郎君 新谷寅三郎君
菅野 儀作君 鈴木 正一君

反対者(青色票)氏名

百四名

鈴木 省吾君 世耕 政隆君
関口 恵造君 園田 清充君
田沢 智治君 田代由紀男君
田中 正巳君 田原 武雄君
高木 正明君 高橋 圭三君
高平 公友君 竹内 深君
谷川 寛三君 玉置 和郎君
塚田十一郎君 土屋 義彦君
戸塚 進也君 名尾 良孝君
内藤 健君 内藤三郎君
中西 一郎君 中村 啓一君
中村 太郎君 中村 慎二君
中山 太郎君 中村 幸男君
鍋島 直昭君 成相 善十君
西村 尚治君 野呂田芳成君
長谷川 信君 秦野 章君
初村渾一郎君 鳩山威一郎君
林 寛子君 林 道君
原 文兵衛君 松本 英一君
平井 卓志君 宮之原貞光君
福島 茂夫君 福田日出磨君
藤井 裕久君 藤田 宏一君
降矢 敬義君 降矢 敬雄君
細川 護熙君 堀内 俊夫君
堀江 正夫君 真鍋 賢二君
増田 勲男君 増岡 康治君
増田 盛君 町村 金五君
松浦 功君 松尾 官平君
丸茂 重貞君 山本 雅也君
三浦 八水君 宮田 輝君
村上 正邦君 森下 泰君
八木 一郎君 安井 謙君
安田 隆明君 山崎 竜男君
山内 一郎君 山本 富雄君
野末 陳平君 前島英三郎君
森田 重郎君

阿具根 登君 青木 新次君
赤桐 操君 西ヶ久保重光君
龜山 篤君 小野 明君
大木 正吾君 大森 昭君
加瀬 完君 粕谷 照美君
片岡 勝治君 片山 甚市君
川村 清一君 小谷 守君
小柳 勇君 小山 一平君
佐藤 三吾君 坂倉 藤吾君
志苦 裕君 鈴木 和美君
瀬谷 英行君 田中寿美子君
高杉 雄忠君 竹田 四郎君
戸馬 孝且君 寺田 熊雄君
戸叶 武君 野田 哲君
広田 幸一君 福間 知之君
藤田 進君 松前 達郎君
松本 英一君 丸谷 金保君
宮之原貞光君 村沢 牧君
村田 秀三君 目黒今朝次郎君
本岡 昭次君 八百板 正君
矢田部 理君 安恒 良一君
山崎 昇君 山田 謙君
吉田 正雄君 和田 静夫君
和泉 照雄君 大川 清幸君
太田 淳夫君 柏原 ヤス君
黒柳 明君 桑名 義治君
小平 芳平君 堀出 啓典君
渋谷 邦彦君 白木義一郎君
鈴木 一弘君 田代富士男君
多田 省吾君 高木健太郎君
鶴岡 洋君 中尾 辰義君
中野 明君 中野 鉄造君
二宮 文造君 馬場 富君
原田 立君 藤原 房雄君
三木 忠雄君 峯山 昭範君
宮崎 正義君 矢追 秀彦君
渡部 通子君 市川 正一君
上田耕一郎君 小笠原貞子君

神谷信之助君 齊脱タケ子君
近藤 忠孝君 佐藤 昭夫君
下田 京子君 立木 洋君
宮本 順治君 安武 洋子君
山中 郁子君 井上 計君
伊藤 郁男君 柄谷 道一君
木島 則夫君 栗林 卓司君
小西 博行君 田淵 哲也君
中村 鋭一君 藤井 恒男君
柳澤 鍊造君 江田 五月君
田 英夫君 秦 豊君
青島 幸男君 喜屋武真榮君
山田 勇君 秋山 長造君
美濃部亮吉君 山田耕三郎君

○議長(徳永正利君) 日程第七 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第八 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案
日程第九 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員
長片山甚市君。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

社会労働委員長 片山 甚市
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、医療保険制度の健全な発展とそ

の合理化を図るため、一部負担金の額及び保険料率の上限の改定を行うとともに、家族療養費制度並びに国庫補助制度の改定、健康保険組合間の財源の不均衡の調整等の措置を講ずるほか、社会保険診療報酬支払基金の審査に関する規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行による支出減は、特別会計において約千五百億九千万円である。
なお、保険料率の引上げ等により約千三百七十億三千万円の収入増が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について、その実現に努めるべきである。
一、医療保険制度について、制度間格差の是正、本人家族の給付水準の格差是正等制度の技術的改善を計画的に実施すること。
二、老人保険医療制度の昭和五十六年度創設を期するとともに、退職者医療並びに国民健康保険の給付水準等そのあり方について検討を進めること。

三、差額ベッド、付添看護婦等の保険外負担については、早急に解消するため、所要財源の確保と行政指導の一層の徹底を図ること。
四、薬価調査の結果に基づき薬価基準を早急に改定するとともに、実勢価格を正確に反映できるよう薬価調査の方法、薬価基準の算定方式等を改善すること。

五、健康保険法に基づく行政権限による保険医療機関に対する指導、監査の徹底、社会保険診療報酬支払基金の審査の改善充実等医療費の適正化を図るための方策について検討し、速やかに所要の措置を講ずること。
六、薬剤問題の解決に資するため、薬剤使用の適正化、窓口負担の問題等について検討を加えること。

こと。

七、技術を中心とした合理的な診療報酬体系の確立に努めること。

八、政府管掌健康保険の運営について必要な人員及び予算を確保し、行政努力に一層配慮すること。また、健康保険組合について、その財政調整の実施に当たっては、組合の自主性が失われることのないよう配慮すること。

九、医療に対する国民の信頼を回復するよう医療関係者の資質の向上を図るとともに、医療機関に対する医療法による医療監視等の徹底を期すること。

十、医療資源の有効利用を図るため、医師、医療施設の地域的偏在を是正する措置を講ずるほか、救急医療の拡充、地域医療対策の充実、看護婦等の医療従事者の養成と待遇改善等により、医療供給体制の整備を図ること。

十一、国民の健康を守り福祉の向上を図るため、疾病の予防、治療からリハビリテーションまで一貫した健康管理体制を確立すること。
特にリハビリテーションに従事する各種療法士について長期的展望に立つた養成確保、処遇改善に努めること。
右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年十一月十一日

参議院議長 徳永 正利殿
衆議院議長 福田 一

(小字及び一は衆議院修正)

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)
第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の

一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区別を等級区分(次条ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ等級区分)に改める。」

第三条ノ二を次のように改める。

第三条ノ二 三月三十一日ニ於ケル標準報酬ノ等級ノ最高等級ニ該当スル被保険者数ノ被保険者総数ニ占ムル割合ガ百分ノ三ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ状態ガ継続スルト認メラルトキハ其ノ年ノ十月一日ヨリ政令ヲ以テ当該最高等級ノ上ニ更ニ等級ヲ加フル等級区分ノ改定ヲ為スコトヲ得但シ其ノ年ノ三月三十一日ニ於テ改定後ノ標準報酬ノ等級ノ最高等級ニ該当スベカリシ被保険者数ノ同日ニ於ケル被保険者総数ニ占ムル割合ハ百分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ。

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依ル政令ノ制定又ハ改正ニ付立案ヲ為サントスルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第八条中「附則第三条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

第十二条第一項ただし書中「附則第六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を削る。

第四十三条ノ三第二項中「指定ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事保健医療機関又ハ保険薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ガ本法ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ヲ取消サレニテ二年ヲ経過セザルモノナルトキ其ノ他保険医療機関又ハ保険薬局トシテ著シク不適当ト認ムルモノナルトキハ其ノ指定ヲ拒ムコトヲ得

第四十三条ノ三に次の一項を加える。

診療所又ハ薬局ガ医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ノ開設シタルモノニシテ当該開設者タル医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師以外ノ者ガ診療又ハ調剤ニ従事セザルモノナル場合ニ於テ当該

医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ニ就キ第四十三
条ノ五第一項ノ登録アリタルトキハ当該診療
所又ハ薬局ニ就キ第一項ノ指定アリタルモノ
ト看做ス

第四十三条ノ七に次の一項を加える。

厚生大臣又ハ都道府県知事ハ前項ノ指導ヲ為ス場合ニ於テ
必要アリト認ムルトキハ診療又ハ調剤ニ関スル学識経験者
ヲ其ノ関係団体ノ指定ニ依リ指導ニ立会ハシムルモノトス
但シ関係団体指定ヲ行ハザル場合又ハ指定サレタル者故ナ
ク立会ハザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三条ノ八第一項各号列記以外ノ部分中

「保険医療機関及び当該保険医療機関の下に
又ハ保険薬局を加え、同項第一号中「六百元」
を「千円」に改め、同項第二号中「二百円」(第五十
五条第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ニ在リ
テハ「五百円」)を「次条第二項ノ規定スル厚生大臣
ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル給食料ノ額ニ相
当スル額」に改め、同号を同項第三号とし、
同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十三条第一項第一号乃至第三号ノ給
付ヲ受クル際、薬剤(厚生大臣ノ定ムル藥
劑ヲ除ク)ノ交付、注射(厚生大臣ノ定ムル
注射ヲ除ク)又ハ歯科診療ニ於ケル歯冠修
復若ハ欠損補綴ニ付次条第二項ノ規定スル
厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル藥
劑料又ハ使用材料料ノ額ノ百分ノ五十二相
當スル額

第四十三条ノ八第三項中「第一項」を「前項」に
改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加
える。

保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金ノ支
払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険
薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其
ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍被保険
者又ハ被保険者タリシ者ガ当該一部負担金ノ

全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ被保険者ハ当
該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本
法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分ス
ルコトヲ得

第四十三条ノ十六第二項及び第三項中「又ハ
診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に改める。

第四十三条ノ九の次に次の一項を加える。

第四十三条ノ九ノ二 厚生大臣ハ前条第二項ノ規定ニ依リ定
中藥劑ニ関スル定其ノ他厚生大臣ガ定ムル定テ適正ナルモノ
ト為ス必要ナル調査ヲ行フコトヲ得

第四十三条ノ十第二項中「権限ニ付」の下に「第四十三条ノ
七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ」を加える。

第四十四条中「緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合
ニ於テ」を削り、「其ノ必要アリト」を「已ムヲ得
ザルモノト」に改める。

第四十四条ノ二の次に次の一項を加える。

第四十四条ノ三 療養ノ給付ヲ受クル者ノ支払
ヒタル一部負担金ノ額(前条第一項ノ規定ニ
依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額
ヲ含ム)著シク高額ナリシトキハ高額療養費
ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療
養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ
之ヲ定ム

第四十九条第一項中「五万円ニ滿タザルトキ
ハ五万円」を「政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルト
キハ当該政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十条第一項中「十万円ニ滿タザルトキハ
十万円」を「政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキ
ハ当該政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十条ノ二中「二千円」を「政令ヲ以テ定ム
ル額」に改める。

第五十一条第二項を削る。

第五十四条に次の一項を加える。

出產手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ傷病
手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタ
ル傷病手当金ハ出產手当金ノ内払ト看做ス
第五十七条ノ三を次のように改める。

第五十七条ノ三 傷病手当金ノ支給ハ同一ノ疾

病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ厚
生年金保険法ニ依リ障害年金又ハ障害手当金
ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキハ之ヲ為
サズ

第五十九条ノ二第二項中「費用ノ百分ノ七十
ニ相当スル額」を「費用ノ額ヨリ第四十三条ノ八
ノ規定ノ例ニ依リ算定セラルル一部負担金ニ相
當スル額ヲ控除シタル額」に改める。

家族療養費ノ額ハ左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル
額トシ但シ現ニ支払フベキ療養費ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ
七十(第二号ニ掲グル場合ニ於テハ百分ノ八十)ニ相當スル額
ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 第四十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養(同項
第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受クル場合 其
ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相當スル額

二 第四十三条第一項第四号ニ掲グル療養ヲ受クル場合 同
号ニ掲グル療養費及同号ニ掲グル療養ニ伴フ同項第一号乃至
第三号ニ掲グル療養ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相當
スル額

第五十九条ノ二ノ二を次のように改める。

第五十九条ノ二ノ二 療養ニ要シタル費用ノ額
ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費
トシテ支給セラルル額ニ相當スル額ヲ控除シ
タル額著シク高額ナリシトキハ其ノ家族療養
費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ家族高額療養費
ヲ支給ス

第四十四条ノ三第二項ノ規定ハ家族高額療養
費ニ之ヲ準用ス

第五十九条ノ三ノ二中「五万円」を「政令ヲ以テ定
ムル額」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「十万円」を「政令ヲ
以テ定ムル額」に改め、同条第二項中「二千円」
を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十九条ノ六を削り、第五十九条ノ七を第
五十九条ノ六とする。

第六十二条第一項第一号を削り、同項第二号
中「矯正院」を「少年院」に改め、同号を同項第一
号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第
三項中「並ニ第五十一条第二項及第三項」を「及

第五十一条第二項」に改める。

第七十条ノ三第一項中「並ニ」の下に「高額療
養費」を加え、「高額療養費」を「家族高額療養
費」に、「控除スルモノトス」ノ百分ノ十を「控
除スルモノトス」ニ千分ノ百六十四乃至千分ノ
二百ノ範囲内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル割合ヲ乘
ジテ得タル額」に改め、同条第二項を削る。

第七十一条第二項中「標準報酬月額」の下に
「及其ノ月ニ受ケタル賞与等(第二條第一項ニ規
定スル賃金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之
ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ
受クルモノヲ謂フ以下ニ同ジ)ノ額(其ノ額ニ
千円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノト
シ且其ノ額各被保険者ノ標準報酬月額ノ二倍ニ
相當スル額ヲ超ユルトキハ当該額トス以下ニ同
ジ)」を加え、同条第三項中「場合ニ於テハ其
ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ」を「場合ニ於ケ
ル其ノ月分ノ保険料額ハ其ノ月ニ受ケタル賞与
等ノ額ニ保険料率ヲ乗ジテ得タル額トス」に改
め、同条に次の一項を加える。

第二條第二項及第三項ノ規定ハ賞与等ニ之ヲ
準用ス

第七十一条ノ二第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テ各月ノ保険料額ハ被保険者
ノ標準報酬月額ニ保険料率ヲ乗ジテ得タル額
トス

第七十一条ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引續キ被保険者
タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ
其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ

第七十一条ノ三ノ二中「及第七十五條ノ二」を削
る。

第七十一条ノ四を次のように改める。

二に改め、同条第六項中「千分ノ九十」を「千分ノ九十五」

昭和五十五年十一月二十八日 參議院會議録第十二号 健康保險法等の一部を改正する法律案外二件

一三九

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 健康保険法等の一部を改正する法律案外二件

第七十一条ノ四 政府ノ管掌スル健康保険ノ保

険料率ハ千分ノ八十ヲ超エザル範圍内ニ於テ

厚生大臣ノヲ定ム

前項ノ健康保険率ハ健康保険事業ニ要スル費用

ノ額ト保險料並ニ國庫補助金及國庫負担金ノ

額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク定

メラルベキモノトス

厚生大臣ハ第一項ノ健康保険率ヲ定メ又ハ変更

セントスルトキハ社会保険審議会ノ議ヲ經ル

コトヲ要ス

政府ハ厚生大臣ガ第一項ノ健康保険率ヲ定メ又

ハ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告

スベシ

健康保険組合ノ管掌スル健康保険ノ健康保険率

ハ千分ノ八十ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ決

定スルモノトス

前項ノ健康保険率ハ健康保険事業ニ要スル費用

ノ額ト保險料及國庫負担金ノ額トガ均衡ヲ保

附則第二條及第三條を次のように改める。

第七條 社会保険庁長官ハ厚生保険特別会計法(昭和十九年法

律第十号)第十八条ノ八第三項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還ヲ

為ス場合ニ於テハ第七十一条ノ四第三項ノ規定ニ拘ラズ厚生

大臣ニ對シ健康保険率ノ變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ償還ヲ為ス為ニ必

要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ議ヲ經テ第七十一条

ノ四第四項ニ定ムル健康保険率ノ範圍内ニ於テ同条第一項ノ保

険料率ヲ變更スルコトヲ得

第二條 本法及本法以外ノ社会保険各法ニ依ル

医療ニ關スル給付ニ要スル費用ノ財源ニ付必

要ナル調整ノ措置ヲ講ゼラルル迄ノ間健康保

険組合ノ管掌スル健康保険ノ医療ニ關スル給

付ニ要スル費用ノ財源ノ不均衡ヲ調整スル為

健康保険組合連合會ハ政令ノ定ムル所ニ依リ

會員タル健康保険組合(以下組合ト謂フ)ニ對

スル交付金ノ交付ノ事業ヲ行フモノトス

組合ハ前項ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル為健

康保険組合連合會ニ對シ政令ノ定ムル所ニ依

リ提出金ヲ提出スルモノトス

テ第三十九条中「若ハ規約ニ違反シ、組合員

ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルト

キ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ

事業ノ繼續ヲ困難ナリトアルハ」又ハ規約

ニ違反スルト」ト第四十二条ノ三第四項中「組

合員タル被保險者ノ共同ノ福祉ヲ増進スル

為」トアルハ」附則第二條第一項ノ事業ヲ推進

スル為」ト夫々読替フルモノトス

第七十二条、第七十五条、第七十七条及第七

十八條ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依リ調整保險

料ニ關シ之ヲ準用ス

第三條 前條第一項ノ措置ヲ講ゼラルル迄ノ間

第六十九条ノ三ノ規定ニ拘ラズ組合ハ政令ノ

定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ承認ヲ受クルニ非

ザレバ同条ノ規定ニ依リ其ノ他ノ給付ヲ為ス

コトヲ得ズ

附則第四條から第六條までを削る。

(船員保險法の一部改正)

第二條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)

の一部を次のように改正する。

注射ヲ除ク」又ハ齒科診療ニ於ケル齒冠修

復若ハ欠損補綴ニ付健康保險法第四十三条

ノ九第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所

ニ依リ算定セラルル藥劑料又は使用材料料

ノ額ノ百分ノ五十二相当スル額

三 第二十八條第一項第四号ノ給付ヲ受クル

際 保險医療機関毎ニ一日ニ付健康保險法

第二項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ニ在リテハ二百五十

第四十三條ノ九第二項ニ規定スル厚生大臣

ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル給食料ノ額

ニ相当スル額

第二十八條ノ三第二項中「一部負担金」を「一

日ニ支払フベキ一部負担金」〇に改め、同項ノ

初診ノ日ニ」を削リ、「当該被保險者」を、其ノ日

ニ当該給付ヲ受クル者」に改め、同条に次の一

項を加える。

前項第二号ノ一部負担金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発

シタル疾病ニ關シテハ初メテ第二十八條第一項第四号ノ給付

ガ行ハレタル日より起算シ一月ヲ経過シタル後ノ給付ニ付テ

ハ之ヲ支払フコトヲ要セス

道府県知事が已ムヲ得ザルモノト認メタルトキに改める。

第二十九条ノ二第一項中「ヲ定ム」を「ヲ定ム」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条ノ二ノ二 療養ノ給付ヲ受クル者ノ支払ヒタル一部負担金ノ額（前条第一項ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ヲ含ム）著シク高額ナリシトキハ高額療養費ヲ支給ス

次条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ船舶所有者ガ一部負担金ノ額又ハ一部負担金ニ相当スル額ヲ交付シ又ハ負担スル場合ニ於テハ其ノ額ヲ前項ノ一部負担金ノ額ヨリ控除スルモノトス高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条ノ三第一項及び第二項中「前条」を「第二十九条ノ二」に改める。

第三十一条第二項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金」を「其ノ」に改める。

第三十一条ノ二第三項中「費用ノ百分ノ七十ニ相当スル額」を「費用ノ額ヨリ第二十八条ノ三ノ規定ノ例ニ依リ算定セラルル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」に改める。

家族療養費ノ額ハ左ノ各号ノ区分ニ従ヒ各号ニ規定スル額トシ但シ現ニ支払フべき療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ七十（第二号ニ掲グル場合ニ於テハ百分ノ八十）ニ相当スル額ヲ超ムコトヲ得ズ

一 第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養（同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受クル場合 其ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ七十ニ相当スル額

二 第二十八条第一項第四号ニ掲グル療養ヲ受クル場合 同号ニ掲グル療養及同号ニ掲グル療養ニ伴フ同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ八十ニ相当スル額

第三十一条ノ三を次のように改める。

第三十一条ノ三 療養ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシ

昭和五十五年十一月二十八日 参議院会議録第二十二号

健康保険法等の一部を改正する法律案外二件

テ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ家族高額療養費ヲ支給ス

第二十九条ノ二ノ二第三項ノ規定ハ家族高額療養費ニ之ヲ準用ス

第三十二条第一項中「十万円ニ満たザルトキハ十万円」を「政令ヲ以テ定ムル額ニ満たザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第三十二条ノ二中「二千円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第三十二条ノ五第二項を削る。

第三十二条ノ六に次の一項を加える。

出產手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テ傷病手当金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル傷病手当金ハ出產手当金ノ内払ト看做ス

第三十三条第一項中「十万円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改め、同条第二項中「二千円」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十条ノ九第一項及び第五十条ノ十中「五万円ニ満たザルトキハ五万円」を「政令ヲ以テ定ムル額ニ満たザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第五十六条ノ三及び第五十六条ノ四を削り、第五十六条ノ五を第五十六条ノ三とする。

第五十八条第一項中「療養費」の下に「高額療養費」を加え、「高額療養費」を「家族高額療養費」に改める。

第五十九条第九項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第五項第一号中「千分ノ二百六」を「千分ノ二百七」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十五」を「千分ノ百九十九」に改め、同項第三号中「千分ノ七」を「千分ノ七十六」に改め、同項の次に次の

十二を「千分ノ七十六」に改め、同項の次に次の

同条第六項中「療養費」を「高額療養費」に改め、同条第八項中「千分ノ七」を「千分ノ二十九」に改める。

厚生大臣ハ社会保険審議会ノ議ヲ経テ前項第一号乃至第三号ニ掲グル率ニ千分ノ十八ヲ加ヘタル率ノ範囲内ニ於テ同項第一号乃至第三号ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得

前項ノ保険料率ノ変更ハ療養ノ給付、療養費、高額療養費、家族療養費、家族高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

第六十条第一項第一号中「千分ノ九十八・五」を「千分ノ百・五」に改め、第五十九条第八項中「第五十九条第六項」に改め、同項第二号中「千分ノ九十三」を「千分ノ九十五」に改め、第五十九条第八項中「第五十九条第六項」に改める。

附則第十八項の次に次の三項を加える。

社会保険庁長官ハ昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

附則第十八項の次に次の三項を加える。

社会保険庁長官ハ昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

附則第十八項の次に次の三項を加える。

社会保険庁長官ハ昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

附則第十八項の次に次の三項を加える。

社会保険庁長官ハ昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

附則第十八項の次に次の三項を加える。

社会保険庁長官ハ昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

附則第十八項の次に次の三項を加える。

社会保険庁長官ハ昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

附則第十八項の次に次の三項を加える。

社会保険庁長官ハ昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出產手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依リ給付ニ要スル費用ノ額ト保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額トガ均衡ヲ保ツコトヲ得ベク為サルモノトス

附則第十八項の次に次の三項を加える。

テハ同条第一項中「第五十九条第八項」トアルハ「第五十九条第八項又ハ附則第二十項」ト読替アルモノトス

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第三条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「を審査すること」を「の審査（その審査について不服の申出があつた場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日前に分曉した健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて分曉に關し病院若しくは診療所又は助産所に収容したものに係る健康保険法又は船員保険法の規定による分曉費の額については、なお従前の例による。

健康保険又は船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付の開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する健康保険法又は船員保険法の規定による傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

この法律の施行の日前の療養に係るこの法律による改正前の健康保険法第五十九条ノ二ノ二又はこの法律による改正前の船員保険法第三十一条ノ三の規定に基き高額療養費の支給については、なお従前の例による。

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三に規定するこの法律の施行の日の属する月前の月に係るこの法律による改正前の健康保険法附則第三条

分の百六十四とする。
第一項又は第五項第一項に規定する特別保険料の徴収については、なお従前の例による。

5 前項の国庫補助の割合は、保険給付の内容の変更又はこの法律の施行の日前に施行した行為及び前項の規定により従前の例によることとされる特別保険料の徴収については、なお従前の例による。

6 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う保険給付に関する措置その他必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第三項 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ八第一項中「乃至第五項」を「及第七項」に改め、同条第三項中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一條ノ四第四項ノ規定ニ依ル」を削り、同条第四項及び第五項を三項に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

政府ハ健康増進ノ昭和五十四年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務(前項ノ債務ヲ除ク)ヲ弁済スルヲ昭和五十九年度迄ノ間ニ限り必ズアルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八条ノ八に次の一項を加える。
第三項ノ規定ニ依リ借入金ニ係ル債務ハ昭和六十年年度末迄ニ弁済スルヲ得

(日雇労働者健康保険法の一部改正)
第四条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「区別」を「等級区分」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 高額療養費

第五十一条第二号の二を次のように改める。
二の二 家族高額療養費

第五十五条第二項中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第四項中「基き」を「基づき」に、「別段の定め」を「別段の定め」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「支払った」を「支払うべき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保険医療機関又は保険薬局は、一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することが出来る。

第五十六条第一項中「緊急その他やむを得ない事情により前条」を「必要」を「やむを得ない」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)
第五十六条の二 療養の給付を受けた組合員の支払つた一部負担金の額(前条第三項の規定により控除された一部負担金に相当する金額(同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)を含む)が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条第二項中「費用の百分の七十に相当する金額」を「費用の額から一部負担金に相当する金額を控除した金額に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「前条」を「第五十六条」に改め、同項後段を削る。

2 家族療養費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の額の百分の七十(第二号に掲げる場合においては、百分の八十)に相当する金額を超えることができない。

一 第五十四条第一項第一号から第三号までに掲げる療養(同項第四号に掲げる療養に伴うものを除く)を受ける場合 当該療養に要する費用の額の百分の七十に相当する金額

二 第五十四条第一項第四号に掲げる療養を受ける場合 当該療養及び当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養に要する費用の額の百分の八十に相当する金額

第五十七条第六項中「第四項」を「第五項」に、「前条」を「第五十六条」に、「療養に要する費用の百分の七十に相当する金額」を「療養に要する費用の額の百分の七十に相当する金額」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第六十条の二を次のように改める。
(家族高額療養費)
第六十条の二 療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その家族療養費の支給を受けた者に対し、家族高額療養費を支給する。

2 第五十六条の二第二項の規定は、家族高額療養費について準用する。

第六十一条第一項ただし書及び第三項ただし書中「十万円に満たない場合には、十万円」を「政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額」に改める。
第六十二条第一項中「二千四百円」を「政令で定める金額」に改める。

第六十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「五万円に満たない場合には、五万円」を「政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額」に改める。

第六十六条第五項中「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過したとき」を「廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたとき」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十条の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについて適用し、同日前に廃疾年金又は廃疾一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。

3 組合員又は組合員であつた者の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第七条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「通り」を「とおり」に改め、同条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 高額療養費

第三十一条第二号の二を次のように改める。
二の二 家族高額療養費
第三十三条第二項中「緊急その他やむを得ない事情により前項各号」を「第一項各号」に、「必要」を「やむを得ない」に改め、同項を同条第三

項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険医療機関又は保険薬局は、一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)
第三十三条の二 療養の給付を受けた組合員の支払つた一部負担金の額(療養費の支給を受ける組合員が支払う一部負担金に相当する金額を含む)が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条第一項中「前条」を「第三十三条」に、「同条第二項ただし書」を「同条第三項ただし書」に、「費用の十分の七に相当する金額」を「十分の七(第三十三条第一項第四号の療養費に相当する金額から一部負担金に相当する金額を控除した金額)」に改め、同条第二項中「金額の十分の七」を「費用〇」に改める。
〇の十分の七(同項第四号の療養費に相当する金額から一部負担金に相当する金額を控除した金額)に改める。

第三十六条の二を次のように改める。

(家族高額療養費)
第三十六条の二 療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その家族療養費の支給を受けた者に対し、家族高額療養費を支給する。

2 第三十三条の二第二項の規定は、家族高額療養費について準用する。

第三十七條第一項ただし書及び第三項ただし書中「十万円に満たないときは、十万円」を「政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額」に改める。

第三十八條第一項中「二千四百円」を「政令で定める金額」に改める。

第三十九條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額とする。
第三十九條第三項ただし書中「五万円に満たないときは、五万円」を「政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額」に改める。

第四十四條第六項中「療養又は療養費の支給開始後三年を経過したとき」を「療養年金又は療養一時金の支給を受けることとなつたとき」に改める。
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第三十六條の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第四十四條第六項の規定は、この法律の施行の日以後に療養年金又は療養一時金の支給を受けることとなつたときについて適用し、同日前に療養年金又は療養一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。

3 組合員又は組合員であつた者の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣であつて、療養又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第九條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 高額療養費
第五十三條第二号の二を次のように改める。

二の二 家族高額療養費
第五十七條第二項中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「支払つた」を「支払うべき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保険医療機関又は保険薬局は、一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

第五十八條第一項中「緊急その他やむを得ない事情により前条」を「同条」に、「必要」をやむを得ないに改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)
第五十八條の二 療養の給付を受けた組合員の支払つた一部負担金の額(前条第三項の規定により控除された一部負担金に相当する金額(同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額)を含む)が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

める。
第五十九條第二項中「費用の百分の七十に相当する金額」を「費用の額から一部負担金に相当する金額を控除した金額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「第四項並びに前条を」を「第五項並びに第五十八條」に改め、同項後段を削る。

2 家族療養費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。ただし、現に当該療養に要した費用の百分の七十(第二号に掲げる場合においては、百分の八十)に相当する金額を超えることができない。
一 第五十六條第一項第一号から第三号までに掲げる療養(同項第四号に掲げる療養を除く)を受ける場合 当該療養に要する費用の百分の七十に相当する金額
二 第五十六條第一項第四号に掲げる療養を受ける場合 当該療養及び当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養に要する費用の百分の八十に相当する金額
三 第五十九條第六項中「第四項」を「第五項」に、「療養に要する費用の百分の七十に相当する金額」を「第五十九條第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額」に、「療養に要した費用の百分の七十」を「療養に要した費用の百分の七十(同条第二項第二号に掲げる場合においては、百分の八十)」に改める。

第六十二條の二を次のように改める。

(家族高額療養費)
第六十二條の二 療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その家族療養費の支給を受けた者に対し、家族高額療養費を支給する。

2 第五十八條の二第二項の規定は、家族高額療養費について準用する。

第六十三條第一項ただし書及び第三項ただし書中「十万円に満たない場合には、十万円」を「政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額」に改める。
第六十四條第一項中「二千四百円」を「政令で定める金額」に改める。
第六十五條第一項ただし書及び第三項ただし書

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 健康保険法等の一部を改正する法律案外二件

書中「五万円に満たない場合には、五万円」を、政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額に改める。

第六十八条第五項中「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過したとき」を「療養年金又は療養一時金の支給を受けることとなつたとき」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十二條の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十八條第五項の規定は、この法律の施行の日以後に療養年金又は療養一時金の支給を受けることとなつたときについて適用し、同日前に療養年金又は療養一時金の支給を受けることとなつたときについては、なお従前の例による。

3 組合員又は組合員であつた者の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに關する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第十一條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項中「第五十五條第三項」を「第五十五條第四項」に改める。

附則第二十一項中「第五十七條ノ三第一号」を「第五十七條ノ三」に、「保健給付」を「休業給付」に、「第三十四條第一項第一号」を「第六十六條第五項」に、「療養給付」を「療養年金又は療養一時金」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第十二條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律

第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「因らないで」を「よらないで」に改め、「療養費」の下に「若しくは高額療養費」を加える。

第二十九條中「組合員たる」を「組合員の」に改め、同条後段を削る。

(国民健康保険法の一部改正)
第十三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一條に次の一項を加える。

2 前項の指導については、健康保険法第四十三條ノ七第二項の規定の例による。

第四十六條に次の一項を加える。

4 第四十一條第二項の規定は、第一項の規定による報告等について準用する。

審査報告書
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日
社会労働委員長 片山 甚市
参議院議長 徳永 正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、衛生検査業務の適正化を図るため、衛生検査所を開設する際の登録を義務化するほか、所要の規制に關する規定を設けようとするものであり、妥當な措置と認める。

費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十五年十一月十一日
衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則(第十八條、第二十條の三)」を「第四章 業務(第十八條、第二十條の二、第二十條の三、衛生検査所(第二十條の三、第二十條の九))」に、「(第二十一條、第二十二條)」を「(第二十條の十一、第二十二條)」に改める。

第四章の章名中「雜則」を「業務」に改める。

第二十條の二の次に次の章名を加える。

第四章の二 衛生検査所
第二十條の三を次のように改める。

(登録)
第二十條の三 衛生検査所(人体から排出され、又は採取された検体について第二條第二項に規定する検査を業として行う場所(病院、診療所又は厚生大臣が定める施設内の場所を除く。))をいう。以下同じ。

衛生検査所について、省令の定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録(以下「登録」という。)の申請があつた場合において、その申請に係る衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が第二條第二項に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。)を適正に行うために必要

な省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその申請者が第二十條の七の規定により登録を取り消され、取消しの日から二年を経過していないものであるときは、登録をしてはならない。

3 登録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 衛生検査所の名称及び所在地

三 検査業務の内容

第二十條の三の次に次の六條を加える。

(登録の変更等)
第二十條の四 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所について、前条第三項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録の変更を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の登録の変更について準用する。

3 登録を受けた衛生検査所の開設者は、その衛生検査所を廃止し、休止し、若しくは休止した衛生検査所を再開したとき、又は前条第三項第一号に掲げる事項若しくは衛生検査所の名称、構造設備、管理組織その他省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、その衛生検査所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(報告及び検査)
第二十條の五 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録を受けた衛生検査所の開設者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、その衛生検査所に立ち

昭和五十五年十二月二十八日 参議院會議録第十二号 健康保険法等の一部を改正する法律案外二件

掲げる者(第八十一条第一項において「事業主等」という。)を加える。

第八十一条第一項中「事業主」を「事業主等」に改める。

第八十二条中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削る。

第八十五条第一項中「処する。」の下に「事業主の団体又は第十八条第一項第三号の二からニまでに掲げる法人が第一号(第二十二條第二項に係る部分に限る。)又は第五号に該当するときに於けるその違反行為をした当該団体又は当該法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。」を加える。

第八十六条中「法人」を「法人(法人でない事業主の団体を含む。以下この項において同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない事業主の団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔片山基市君登壇、拍手〕

○片山基市君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の主たる内容は、被保険者本人の初診時及び入院時の一部負担金の額並びに保険料率の上限を引き上げること、家族療養費制度並びに国庫補助制度を改正すること、船員保険法については健康保険法の改正に準じた所要の改正を行うとともに、社会保険診療報酬支払基金の審査に関する規定を整備すること等であり、健康保険制度の抜本的

改善策、保険料率の引き上げと国庫負担との連動、薬価基準と実勢価格の乖離等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党より原案に反対、次いで自由民主党・自由国民会議より原案に賛成、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合よりそれぞれ原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の主たる内容は、衛生検査所を開設する際の登録を義務化するとともに、立入検査、指示、登録の取り消し等、所要の規制に関する規定を設けること等であり、委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の主たる内容は、身体障害者の雇用の促進を図るため、雇用促進事業団が、身体障害者雇用の納付金制度に基づき、重度障害者等の雇用管理のための措置及び身体障害者に対する教育訓練を行う事業主、学校法人、社会福祉法人等に対する助成等を行うことができるようにしようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) 健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。高杉勉忠君。

〔高杉勉忠君登壇、拍手〕

○高杉勉忠君 私は、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表し、反対の立場を鮮明にして討論を行うものであります。

医療をめぐる不祥事件が今日ほど社会問題化している時代は、いまだかつてなかったのではないのでしょうか。国民は医療に対し多くの不安と不信を持っております。これは、同時に事件を初期の段階で防ぎ得なかつた行政当局への不信でもあり、また、一部医療に金権体質が持ち込まれていることへの不満でもあります。

こういう際に議論すべき問題は、いかに医療を健全化し、医療に対する国民の信頼を回復していくかという点であったはずであります。それにもかかわらず、政府は、現行医療保険制度に見られる制度間格差、給付水準格差を放置し、政管健保内における財政収支の均衡のみに目を向けた改正をしようとしてまいりました。

わが党は、基本的な態度として、保険料負担及び窓口における一部負担の増大を図るよりも先に、国民医療費の肥大化に歯止めをかけるための総合的な施策の先行を主張してまいりました。これらが実行されない現在、総合的、抜本的な施策を後回しにした財政対策至上主義の本改正案に断じて賛成できないのであります。わが党は、このような立場から参議院における審議を進めてまいりました。審議を通じて、ある程度の前進を見ている点もありますが、いまだ多くの問題が解明されずに終わっております。

以下、具体的に反対の理由を申し上げます。第一は、保険料の引き上げと国庫負担の問題であります。

二四六

本案では、保険料率が現行千分の八十から上限千分の九十一の弾力条項となっており、現行の健康保険法においては、保険料率千分の一引き上げること、給付費について国庫負担分を千分の八上積みするといういわゆる連動規定が設けられております。しかし、本案では、この連動の規定の発動を凍結させております。そもそも政管健保は、加入者が中小企業に働く労働者で、その財政が収入、給付の両面で脆弱でありまして、社会保険の立場から国が一定の財政負担を負うのは当然であります。そうすることが、去る昭和四十八年保険料率の弾力条項を導入した際に、当時の厚生大臣が今後は労・使・国の三者が応分の負担をしていくと説明していたことに合致するのではないのでしょうか。弾力条項の運用に際し、財政に影響を与えるということが、同時に引き上げへの歯止めにもなるのであります。保険料率千分の一引き上げで二百九十億円の増が図られ、上限まで引き上げれば三千億円の負担増となるのであります。片方の国庫負担の連動を凍結するのならば、保険料率についても当面必要とする料率を算出し、固定した法定の料率にするというのが道理であります。そうでなければ国民の納得は得られません。

第二に、国民医療費の抑制についてであります。総理は、先般の本案の質疑に際し、本院本会議において「健康保険法が改正されても、当面、医療費の改定を必要とする状況にはない」と答弁をされましたが、委員会におけるわが党の追及に対しては、厚生大臣は「年度内は引き上げない」と答弁をし、総理の答弁はその場しのぎのものであることを示しております。今日のように医療費の伸び率が毎年一〇％を超え、一方労働者の平均賃金上昇率がそれを下回っている段階では、保険料率を引き上げても早晚収支の均衡が困難になると思われます。当面、医療費の改定を行わず、その抑

制に全力を挙げることが必要であります。今後の改定は、医療経営実態調査に基づき医療所得の実態を明らかにして、そのあるべき姿を十分検討し、国民医療費の総枠について何らかの歯どめを明示しなければ、医療費の引き上げにとうてい賛成するわけにはいきません。

第三に、薬価をめぐる諸問題であります。

今日、医療における過剰投薬、いわゆる薬づけ医療が問題とされております。その原因の一つは、現在の医療保険制度が薬で利ざやがかせげる仕組みになっていることとあります。すなわち、保険の薬価基準と実勢価格との間に乖離があることとあります。政府も毎年行っている薬価調査の中でその実態を把握しているにもかかわらず、それを明らかにせず、薬価基準引き下げに活用しようとしてこなかったこととあります。このような薬価に対する政府の姿勢に対し猛省を促したい点であります。

第四に、いわゆる検査づけと言われる現行医療に対し鋭いメスが入られていない点であります。

現在、わが国の自由開業制のもとでは、高額な医療機器導入に際し何らの規制もなされておられません。それが真の医療サービスにつながるものでないなら問題はありますが、十分使いこなせないような病院が導入した場合、収入を上げるための検査を助長し、医療の荒廃を招く以外の何物でもないことは、あの富士見産婦人科病院事件等が物語っているところとあります。これらに対し何らの規制を今日まで行っていない政府の態度を看過するわけにはいきません。

第五に、国民皆保険のもとで、多くの国民が納得できないのが差額ベッド料、付添看護料の自己負担が解消されないこととあります。

入院患者にとって、これらの経済的負担はとうてい耐えられるものではありません。経済的負担を気かけずに療養に専念できるよう、基準看護においてはこれら自己負担を全廃すべきであります。

以上、数点にわたって本案に対する反対の理由を申し述べてまいりましたが、このほか給付面で

出産に伴う給付の現物給付化の問題、医療供給面で救急・夜間・休日・僻地医療等についても解決を迫られている問題が山積していることを指摘するところであります。

最後に、私は、わが党の主張であります、いつでも、どこでも、だれもが適正な医療を受けられる医療保険制度の確立を望むとともに、厳正な医療行政を推進し、一日も早く国民の医療に対する不安不信を解消せんことを強く政府に要望いたします。本案に対する反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。まず、健康保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

次に、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案及び身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第一〇 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

日程第一一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
及び本日委員長から報告書が提出されました
臨時行政調査会設置法案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員の寒地手当に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
を日程に追加し、七案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長林道君。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長林道君。

審査報告書
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日
参議院議長 徳永 正利殿
内閣委員長 林 道

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、自衛官の定数及び予備自衛官の員数を改めるとともに、海上自衛隊の自衛艦隊の編成に潜水艦隊を加え、航空自衛隊の機関として補給本部を置くことができることとするほか、自衛官の階級として曹長を設け、その俸給月額を定める等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に要する経費は約三十二億七千万円であつて、昭和五十五年一般会計予算に計上されている。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年十一月六日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第七条中「四万二千二百七十八人」を「四万三千八百九十七人」に、「四万五千四百九十二人」を「四万六千二百四十四人」に、「二十六万七千八百五十三人」を「二十七万八千四百八十八人」に改める。
(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中、「航空集団」の下に、「潜水艦隊」を加え、「及び航空集団」を、「航空集団及び潜水艦隊」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 潜水艦隊は、潜水艦隊司令部及び潜水艦隊その他の直轄部隊から成る。
第十六条の三の次に次の二条を加える。
(潜水艦隊司令官)
第十六条の四 潜水艦隊の長は、潜水艦隊司令官とする。

2 潜水艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、潜水艦隊の隊務を統括する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案外二件
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案外六件
議事日程追加の件 二四七

二四八

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金」という。)を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十七條第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「三百六十五を乗じて得た額」以下「平均給与額の年額」という。の百分の三十五に相当する」を「百五十三を乗じて得た」に、「平均給与額の年額の百分の四十五に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻(当該人事院規則で定める障害の状態にある妻を除く。)にあつては平均給与額の年額の百分の四十に相当する」を、「平均給与額に百七十五を乗じて得た」に改め、同項第二号中「年額の百分の五十に相当する」を「百九十三を乗じて得た」に改め、同項第三号中「年額の百分の五十六に相当する」を「二百十二を乗じて得た」に改め、同項第四号中「年額の百分の六十二に相当する」を「二百三十を乗じて得た」に改め、同項第五号中「年額の百分の六十七に相当する」を「二百四十五を乗じて得た」に改め、同条第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第十七條の十を第十七條の十二とし、第十七條の九を第十七條の十とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七條の十一 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十七條の八第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金」という。を「年金たる補償」に改め、同条を第十七條の九とする。

第十七條の七の次に次の一条を加える。
(年金たる補償の額の端数処理)
第十七條の八 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

附則第四項の前の見出し及び同項から附則第九項までを次のように改める。
(障害補償年金差額一時金)
4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金について第二十條の二の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、国は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

5 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第十三條第六項の規定の適用を受ける者の他人人事院規則で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める。
6 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
7 第十七條第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十七條の五第三項、第十七條の七第一項及び第二項並びに第十九條の規定は障害補償年金前払一時金の額は、附則第四項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時

障害の等級	額
第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額

定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第十七條第二項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第四項」と、第十七條の五第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第六項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同項」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第十七條の七第一項中「遺族補償」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第十九條中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替へるものとする。
(障害補償年金前払一時金)
8 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が人事院規則で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。
9 障害補償年金前払一時金の額は、附則第四項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時

金に係る障害補償年金に係る障害の等級に
 応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度とし
 て人事院規則で定める額とする。

は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

11 障害補償年金前払時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第二号ただし書の規定は、適用しない。

12 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が人事院規則で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

13 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千を乗じて得た額を限度として人事院規則で定める額とする。

14 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が人事院規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

15 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規

(未支給の補償等に関する規定の読替え)

一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第十七条の四第二号及び第十七条の六第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは、「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第二十条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは、「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第十六条第三項」とあるのは、「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第十六条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第六項後段」と、第二十八条中「及び遺族補償」とあるのは、「遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金」とする。

別表第二級の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

附則
（施行期日）等
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七條第二項にただし書を次の各号に掲げる規定は、当該各号

一 第十條の十を第十七條の十二とし、第十七條の九を第十七條の十とし、同條の次に一條を加ふる改正規定、第十八條の八第一項の改正規定、第十七條の八を第十七條の九とする改正規定、第十八條の七の次に一條を加ふる改正規定及別表第二級の項の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第七條第二項にただし書を加える改正規定、附則第四項の前の見出し及び同項から附則第九項までの改正規定並びに附則に七項を加える改正規定（附則第十項、第十一項及び第十六項に係る部分に限る。）並びに附則第六條の規定、昭和五十六年十一月一日

この法律による改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）第十七條第一項及び第四項の規定は、遡及補償年金のうち昭和五十五年十一月一日以後の期間に係る分について適用する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国家公務員災害補償法（以下「新法」という。）第十七条第一項及び第四項の規定は遺族補償年金のうちこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る分について、新法第十七条の八の規定は傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分について、新法^{前条第一項条一号に定める日}施行日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用する。

第三條 新法附則第四項の規定は障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和五十六年十一月一日以後に死亡した場合について、新法附則第八項の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

この法律の施行の日

第四條 施行日から昭和五十六年十月三十一日まで

での間 新法第十七条の四第二号及び第十七条の六第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、新法第十七条の九第一項中「年金たる補償」とあるのは「傷病補償年金 障害補償年金又は遺族補償年金以下「年金たる補償」という。）」

と、新法第二十条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは、「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、新法第二十八條中「及び遺族補償」とあるのは、遺族補償及び遺族補償年金前払一時金」とする。

附則第一條第一号に定める日から昭和五十六年十月三十一日までの間、新法第七條の八中「年金たる補償」とあるのは、「養育補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）とする。

第五條 附則第七條の規定による改正前の國家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七號）附則第六條第一項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新法の規定を適用する。（國民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第六條 國民金融公庫が行う恩給担保金融に関する

る法律(昭和二十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

六 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又はその例によるものとする場合を含む。第九条（補償の種類）に規定する傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 国家公務員災害補償法の一部を改正する

法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

附則第八条第一項中「年金たる補償の額」を「傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額」に、「改正後の法の規定にかかわらず」を「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)による改正後の国家公務員災害補償法(以下「改正後の法」という。))の規定にかかわらず」に改め、同条第三項中「船員保険法」の下に「昭和十四年法律第七十三号」を加える。

附則第十三条第二項中「国民年金法」の下に「昭和三十四年法律第四十一号」を加える。

附則第二十七条中「児童扶養手当法」の下に「昭和三十六年法律第二百三十八号」を加える。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

第八条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項後段を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「並びに」を「及び」に、「附則第六条及び第八条」を「附則第八条」に改め

る。

第六十四条第三項中「並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第六条及び第八条」を「及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第八条」に改める。

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「附則第六条及び第八条」を「附則第八条」に改める。

審査報告書

臨時行政調査会設置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十八日

内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する機関として、総理府に臨時行政調査会を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、本年度は特に費用を要しない。

臨時行政調査会設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月二十一日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

臨時行政調査会設置法案

臨時行政調査会設置法

(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、総理府に、附属機関として、臨時行政調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができる。

(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第二項の意見若しくは答申又は同条第三項の申出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 調査会は、委員九人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で

両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 調査会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料提出その他の協力等)

第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案外六件

の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第九條 調査会の調査事務その他の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てらる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十條 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一項中兩議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(行政監理委員会設置法の廃止)

2 行政監理委員会設置法(昭和四十年法律第八十六号)は、廃止する。

(行政管理庁設置法の一部改正)

3 行政管理庁設置法の一部を次のように改正する。

第十條を削る。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中動物保護審議会の項の次に次のように加える。

臨時行政調査会設置法(昭和五十五年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

5 (特別職の職員の給与に關する法律の一部改正) 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中第十二号の三を削り、第十二号の二の二を第十二号の三とし、第十九号の六の次に次の一号を加える。

十九の七 臨時行政調査会委員

別表第一官職名の欄中「行政監理委員会委員」を削る。

(この法律の失効)

6 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

審査報告書

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十八日

内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十四年八月十日付の週休二日制についての人事院勧告及び昭和五十五年八月八日付の一般職の職員の給与に關する同院の勧告を実施するため、一般職の職員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び通勤手当の額を改定し、調整手当の支給の対象の拡大等を行うとともに、当分の間、四週間につき一土曜日には勤務を要しないこととする等の措置を講じようとするものであつて、妥當な措置と認める。

一、費用
本法律施行に伴い、昭和五十五年度に必要な経費は、約千四百四十億円である。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年十一月二十七日
衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十條の三第一項第一号中「十八万五千元」を「十九万五千元」に改め、同項第二号中「三万六千五百元」を「三万八千元」に改める。

第十一條第三項中「一万元」を「一万千円」に、「三千元」を「三千五百円」に、「六千五百円」を「七千五百円」に改める。

第十一條の六を第十一條の七とする。

第十一條の五中「以下同じ」を削り、「支給割合に達しない」を「支給割合(同項各号に掲げる割合をいう)に達しない」に、「前条の規定により」を「第十一條の四の規定により調整手当を支給される期間及び前条の規定により当該異動等の日の前日に在動していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合(第十一條の三第二項各号に掲げる割合をいう)以上の支給割合による」に、「第十一條の三の」を「第十一條の三及び前条の」に、「同条

の」を「第十一條の三の」に、「支給割合が」を「支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下同じ)が」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一條の六とする。

2

国の経営する企業に勤務する職員の給与等に關する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の適用を受ける職員、検査官、特別職に屬する国家公務員、地方公務員又は公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第一項第一号に掲げる公共企業体をいう)その他これに準ずる法人で人事院規則で定めるものに使用される者であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一條の三第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当を支給する。

第十一條の四の次に次の一條を加える。

第十一條の五 第十一條の三第二項の甲地に屬する地域から当該地域の周辺の地域(同項の甲地に屬する地域を除く)内にある区域に多数の官署が移転した場合(当該区域に多数の官署が新たに設置された場合で、当該官署に勤務する職員の異動の状況等からみて当該甲地に屬する地域からの官署の移転の場合と同様の事情があると認められるときを含む)であつて、当該移転等の状況、当該区域内における民間の事業所の

設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるときは、当該区域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員（前条に規定する職員以外の職員のうち、人事院規則で定める業務に従事する職員その他これらの職員との権衡等を考慮して人事院の定める職員に限る。）には、当分の間、第十一条の三の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の三から百分の入までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第十二条第二項第一号中「一万五千元」を「一万六千元」に改め、同項第二号中「四千五百円」を「四千五百円」に、「五千六百円」を「六千円」に、「七千五百円」を「七千八百円」に改め、同項第三号中「一万五千元」を「一万六千元」に改め、第十三条の四第五項中「第十一条の五」を「第十一条の六」に改める。

第十九条の六第一項中「第十一条の六」を「第十一条の七」に改める。

第二十二條第一項中「二万三百円」を「二万二千円」に改める。

附則に次の四項を加える。

12 当分の間、第十四条の規定により勤務時間が定められている職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

一 第十四条第一項の規定により一週間の勤務時間が定められ、かつ、いずれの土曜日においても四時間の勤務時間が割り振られている職員 毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する一の土曜日の勤務時間

二 前号に掲げる職員以外の職員 毎四週間に

つき、人事院規則の定めるところにより、各庁の長が職員ごとに指定する一の勤務日における当該各庁の長が指定する四時間（第十四条第二項又は第三項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じて人事院規則で定めるところに相当する時間）の勤務時間

13 各庁の長は、職員の職務の特殊性又はその官庁の特殊の必要により、前項の規定により難いと認められる職員については、同項の規定にかかわらず、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに、勤務を要しない時間として、別に指定する一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる。この場合における指定は、同項の規定による勤務を要しない時間との権衡を考慮して、人事院の承認を得て各庁の長が定めた基準に従つて行わなければならない。

14 各庁の長は、前二項の規定による指定を行つた場合において公務の運営上特に必要があると認めるときは、人事院の承認を得て、附則第十二項に規定する期間又は前項の規定により定められた期間を超えて当該指定を変更することができる。

15 前三項の規定による指定が行われる間、第五条第一項中「第十四条に規定する勤務時間」とあるのは「第十四条に規定する勤務時間のうち附則第十二項から第十四項までの規定による勤務を要しない時間を除いた時間」と、第十九条中「一週間の勤務時間」とあるのは「附則第十二項から第十四項までの規定の適用がないものとした場合における一週間の勤務時間」とする。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	282,400	218,600	—	—	—	112,900	97,000	—
2	294,500	227,800	194,300	164,600	137,700	118,600	101,600	79,600
3	308,500	237,000	201,900	171,500	143,900	124,400	106,900	82,000
4	318,500	246,300	209,500	178,600	150,100	130,200	112,800	84,600
5	330,500	255,800	217,100	185,700	156,700	136,200	118,100	87,200
6	342,500	265,500	225,000	192,900	163,400	142,000	122,600	90,300
7	354,500	275,200	232,900	200,100	170,000	147,700	127,000	93,600
8	366,400	284,600	240,800	207,500	176,600	153,400	131,200	97,000
9	378,300	294,000	248,800	215,000	183,000	158,300	135,200	100,200
10	390,200	303,000	256,800	222,500	189,400	163,100	138,800	103,300
11	399,100	311,900	264,700	230,100	195,700	167,800	142,300	106,200
12	405,200	320,500	272,600	237,700	202,000	172,400	145,800	108,800
13	411,300	328,300	280,500	245,200	208,300	177,000	149,200	111,300
14	416,900	334,400	288,000	252,500	214,300	181,300	151,900	113,500
15	421,700	340,500	295,400	259,200	220,100	185,400	154,600	115,700
16	—	344,800	301,400	265,800	225,400	189,500	157,200	117,800
17	—	—	307,100	271,100	230,400	193,100	159,700	119,400
18	—	—	311,000	276,100	234,200	196,200	162,100	—
19	—	—	314,800	279,700	237,500	199,200	164,100	—
20	—	—	318,600	283,300	240,600	201,500	—	—
21	—	—	—	286,900	243,100	203,800	—	—
22	—	—	—	290,500	245,500	206,000	—	—
23	—	—	—	—	247,900	208,200	—	—
24	—	—	—	—	250,300	—	—	—

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	161,200	136,200	111,900	98,900	80,200	71,700
2	166,600	141,100	116,700	103,100	82,600	73,800
3	172,000	146,100	121,500	107,400	85,300	75,900
4	177,600	151,100	126,400	111,900	88,100	78,000
5	183,500	156,100	131,300	116,200	91,200	80,200
6	189,500	161,200	136,200	120,500	94,800	82,500
7	195,600	166,300	140,800	124,700	98,900	85,100
8	201,900	171,400	145,400	128,800	103,100	87,800
9	208,200	176,400	150,000	132,900	107,300	90,800
10	214,500	180,900	154,600	137,000	111,500	94,300
11	220,800	185,400	158,800	141,100	115,400	97,900
12	227,100	189,800	162,600	145,000	119,200	101,600
13	233,400	194,200	166,600	148,800	122,700	105,200
14	239,600	198,600	170,500	152,500	126,100	108,800
15	244,900	203,000	174,400	156,000	129,100	111,900
16	250,200	207,300	178,300	159,200	131,700	114,900
17	255,400	211,500	182,200	162,400	134,200	117,900
18	260,500	215,700	186,100	165,400	136,700	120,100
19	265,300	219,800	189,900	168,300	139,200	122,300
20	269,800	223,800	193,200	170,700	141,400	124,500
21	273,800	227,600	196,000	172,700	143,400	126,400
22	277,800	231,300	198,300	174,700	145,300	128,300
23	281,800	234,600	200,600	176,700	147,200	130,200
24	285,000	237,900	202,600	178,600	149,100	132,100
25		240,300	204,600	180,500	150,900	134,000
26			206,600			135,300
27						137,600
28						139,400
29						141,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	294,700	246,300	—	—	—	—	129,900	109,900	—
2	304,200	255,800	230,500	214,900	185,600	157,200	136,000	115,400	88,200
3	313,700	265,500	238,400	222,700	192,500	163,900	142,100	121,000	91,500
4	323,200	275,200	246,300	230,500	199,400	170,700	148,000	126,900	95,000
5	332,800	284,600	254,700	238,400	207,100	177,500	153,900	131,800	99,100
6	342,500	294,000	262,900	246,300	214,900	184,400	159,600	135,800	103,200
7	354,500	303,000	271,100	254,400	222,700	191,200	165,100	139,500	107,300
8	366,400	311,100	279,300	262,600	230,500	198,000	169,900	142,700	110,900
9	378,300	319,200	287,500	270,800	238,300	204,700	174,600	145,900	113,500
10	390,200	327,200	295,500	279,000	246,100	211,400	179,100	149,100	115,700
11	399,100	335,200	303,500	287,200	254,000	218,000	183,600	152,200	117,900
12	405,200	343,100	311,400	295,200	261,900	224,400	188,000	155,200	119,800
13	411,300	350,900	319,300	303,200	269,700	230,800	192,000	158,200	121,700
14	416,900	358,700	327,100	311,000	277,500	235,500	195,700	161,000	123,600
15	421,700	366,400	334,800	318,600	285,100	239,600	198,800	163,100	125,200
16		373,800	342,100	325,600	292,600	243,700	201,900		
17		378,200	349,300	331,600	297,800	247,600	204,100		
18			353,400	335,500	303,000	250,700			
19			357,500	339,300	307,800	253,700			
20				343,100	311,400	256,100			
21					315,000	258,500			
22					318,600				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

1 公安職俸給表(一)

勤務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	294,700	246,300	—	—	—	—	112,200	99,500	—
2	304,200	255,800	230,500	214,900	185,600	144,300	118,500	103,300	92,000
3	313,700	265,500	238,400	222,700	192,500	150,900	124,900	107,200	95,500
4	323,200	275,200	246,300	230,500	199,400	157,600	131,400	111,900	99,300
5	332,800	284,600	254,700	238,400	207,100	164,300	137,900	118,000	103,100
6	342,500	294,000	262,900	246,300	214,900	171,200	143,900	124,200	107,000
7	354,500	303,000	271,100	254,400	222,700	178,100	149,900	130,400	111,600
8	366,400	311,100	279,300	262,600	230,500	185,000	155,900	136,500	117,400
9	378,300	319,200	287,500	270,800	238,300	191,800	161,900	142,100	123,400
10	390,200	327,200	295,500	279,000	246,100	198,600	167,900	147,700	129,400
11	399,100	335,200	303,500	287,200	254,000	205,300	173,800	153,500	135,400
12	405,200	343,100	311,400	295,200	261,900	212,000	179,700	159,300	140,900
13	411,300	350,900	319,300	303,200	269,700	218,600	185,600	165,100	146,400
14	416,900	358,700	327,100	311,000	277,500	225,100	191,500	170,900	152,100
15	421,700	366,400	334,800	318,600	285,100	231,500	197,200	176,600	157,800
16		373,800	342,100	325,600	292,600	237,700	202,900	182,200	163,400
17		378,200	349,300	331,600	297,800	243,900	208,700	187,700	169,000
18			353,400	335,500	303,000	250,000	214,800	193,000	174,400
19			357,500	339,300	307,800	256,000	221,000	198,300	179,600
20				343,100	311,400	261,500	227,200	203,600	184,600
21					315,000	266,700	233,400	209,000	189,600
22					318,600	271,900	239,500	214,400	194,600
23					322,200	277,000	245,500	219,800	199,700
24						281,600	251,000	225,200	204,700
25						284,600	256,200	230,600	209,700
26						287,600	261,400	236,000	214,700
27						290,600	266,500	241,000	219,700
28						293,600	271,100	246,000	224,400
29						296,600	274,100	250,400	229,100
30							277,100	254,700	233,000
31							280,100	258,900	236,800
32							283,000	261,600	240,600
33							285,900	264,300	244,400
34									247,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

2 公安職俸給表(二)

勤務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	294,700	246,300	—	—	—	—	129,900	109,900	—
2	304,200	255,800	230,500	214,900	185,600	157,200	136,000	115,400	88,200
3	313,700	265,500	238,400	222,700	192,500	163,900	142,100	121,000	91,500
4	323,200	275,200	246,300	230,500	199,400	170,700	148,000	126,900	95,200
5	332,800	284,600	254,700	238,400	207,100	177,500	153,900	131,800	99,600
6	342,500	294,000	262,900	246,300	214,900	184,400	159,600	136,400	104,100
7	354,500	303,000	271,100	254,400	222,700	191,200	165,100	140,900	108,600
8	366,400	311,100	279,300	262,600	230,500	198,000	170,200	145,300	112,700
9	378,300	319,200	287,500	270,800	238,300	204,700	175,200	149,600	116,600
10	390,200	327,200	295,500	279,000	246,100	211,400	180,200	153,700	120,100
11	399,100	335,200	303,500	287,200	254,000	218,000	185,100	157,800	123,600
12	405,200	343,100	311,400	295,200	261,900	224,400	189,800	161,900	127,000
13	411,300	350,900	319,300	303,200	269,700	230,800	194,500	166,000	130,300
14	416,900	358,700	327,100	311,000	277,500	236,200	199,100	170,100	133,600
15	421,700	366,400	334,800	318,600	285,100	240,800	203,700	173,900	136,800
16		373,800	342,100	325,600	292,600	245,200	207,600	177,600	140,000
17		378,200	349,300	331,600	297,800	249,400	211,500	180,800	143,100
18			353,400	335,500	303,000	252,700	214,900	184,000	146,000
19			357,500	339,300	307,800	255,700	218,000	186,100	148,800
20				343,100	311,400	258,200	220,200		151,500
21					315,000	260,600	222,400		154,100
22					318,600	263,000	224,600		156,100
23							226,800		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	281,400	230,500	188,500	156,400	121,200	—
2	291,900	240,600	196,800	163,900	127,400	94,000
3	302,400	250,700	205,100	171,500	134,300	98,300
4	312,900	260,800	213,400	179,100	141,200	103,800
5	323,300	270,900	221,700	186,700	147,900	109,400
6	333,500	280,800	229,900	193,900	154,400	114,900
7	343,700	290,600	238,100	201,000	160,300	120,400
8	353,900	300,100	245,900	207,800	166,000	125,900
9	363,900	309,600	253,700	214,500	171,700	131,300
10	372,500	319,100	260,800	221,200	177,200	136,700
11	380,900	328,200	267,900	227,600	182,300	141,600
12	387,800	336,700	275,000	233,900	187,100	145,200
13	394,700	345,100	282,100	240,000	191,800	148,500
14	401,600	352,500	288,700	246,100	196,300	151,700
15	407,400	359,600	295,000	252,000	200,800	154,900
16	412,800	365,900	300,900	257,900	205,100	157,900
17	417,400	372,200	306,800	263,500	209,400	160,900
18		377,800	311,400	268,900	212,700	163,900
19		381,900	315,100	272,300		166,800
20			318,800	275,700		168,900
21			322,500			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海上、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	185,500	150,000	122,700	99,800	81,400
2	191,500	156,000	127,300	103,700	83,600
3	197,500	162,000	133,000	108,300	86,000
4	203,400	168,000	138,200	112,900	88,700
5	209,400	173,900	144,000	117,600	92,100
6	215,600	179,800	149,300	122,400	95,600
7	221,900	185,500	155,700	127,200	99,500
8	228,400	190,700	161,600	132,000	103,400
9	235,000	195,900	167,500	136,800	107,700
10	241,600	200,800	173,200	141,700	112,200
11	248,200	205,700	178,900	146,600	116,800
12	254,900	210,500	183,600	151,500	121,500
13	261,500	215,200	188,200	156,300	126,200
14	267,900	219,900	192,800	161,000	130,900
15	273,800	224,600	197,200	165,500	135,100
16	279,300	229,300	201,400	169,900	139,200
17	284,700	234,000	205,400	174,300	143,300
18	290,000	238,600	209,400	178,500	147,400
19	295,000	243,100	213,000	182,600	151,400
20	300,000	247,100	216,400	186,100	155,100
21	304,200	251,100	219,200	189,300	157,900
22	308,400	254,000	221,900	192,200	160,500
23	312,600	256,900	224,500	194,900	162,500
24	316,000	259,800	226,700	197,400	
25			228,900	199,500	
26			231,100		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	157,000	114,500	93,500
2	—	182,900	164,100	121,500	97,600
3	235,300	191,100	171,300	128,500	102,000
4	244,500	199,400	178,600	135,600	107,200
5	253,700	207,700	186,100	142,700	112,600
6	262,900	216,000	193,800	149,800	118,600
7	272,200	224,300	201,600	156,900	124,600
8	281,500	232,800	209,400	164,000	131,100
9	290,700	241,300	217,100	171,100	137,700
10	299,900	249,700	224,600	178,200	144,300
11	309,100	258,000	232,100	185,300	150,900
12	318,300	266,000	239,600	192,400	157,200
13	327,500	273,200	247,100	199,400	163,300
14	336,900	280,300	254,500	205,300	168,900
15	346,300	287,300	261,400	211,200	174,400
16	355,700	293,900	268,300	216,500	179,700
17	365,000	300,400	275,100	221,800	184,700
18	374,000	306,900	281,600	227,000	189,700
19	382,200	313,400	288,100	232,200	194,700
20	390,200	319,700	294,600	237,300	199,500
21	398,200	325,400	301,000	242,300	204,000
22	405,900	331,100	307,300	247,200	208,500
23	412,800	336,800	313,000	251,900	212,800
24	418,300	342,200	318,300	256,500	217,000
25	423,100	347,600	322,200	261,000	220,400
26	427,900	352,400	325,400	265,200	223,700
27	—	355,900	—	268,400	227,000
28	—	—	—	271,500	230,300
29	—	—	—	274,500	232,800
30	—	—	—	—	235,200

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	275,000	—	103,000	—
2	282,900	201,700	107,800	86,700
3	290,800	209,200	113,900	89,900
4	298,700	216,700	120,000	93,400
5	306,600	224,200	126,200	97,100
6	314,500	231,700	132,300	101,500
7	322,500	239,300	138,400	106,300
8	330,700	246,900	144,500	111,700
9	338,900	254,500	150,600	117,400
10	346,900	262,100	156,700	123,300
11	354,500	269,700	162,800	129,200
12	361,900	277,300	169,300	135,000
13	369,000	284,700	176,300	140,800
14	376,000	292,000	183,600	146,500
15	380,600	299,300	190,900	152,200
16	—	306,600	198,200	157,900
17	—	313,900	205,500	163,600
18	—	321,200	212,800	169,300
19	—	328,300	220,100	175,000
20	—	335,300	227,500	180,300
21	—	341,800	234,900	185,200
22	—	348,300	242,200	190,100
23	—	354,600	249,300	194,900
24	—	360,900	256,400	199,500
25	—	365,100	263,400	204,000
26	—	—	269,800	208,500
27	—	—	276,100	212,900
28	—	—	282,300	217,100
29	—	—	288,500	221,000
30	—	—	294,700	224,700
31	—	—	300,100	227,800
32	—	—	305,300	230,900
33	—	—	309,900	233,900
34	—	—	314,100	236,700
35	—	—	318,200	238,900
36	—	—	322,200	—
37	—	—	325,200	—

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	272,400	—	93,400	—
2	279,400	171,700	98,200	86,700
3	286,400	179,200	103,000	89,900
4	293,500	186,700	107,800	93,400
5	300,600	194,200	113,900	97,100
6	307,700	201,700	120,000	101,500
7	314,800	209,200	126,200	106,300
8	321,900	216,700	132,300	111,700
9	328,200	224,200	138,400	117,400
10	334,600	231,700	144,500	123,200
11	340,400	239,200	150,600	129,000
12	346,200	246,700	156,700	134,600
13	351,000	253,500	162,800	140,100
14	355,800	260,300	169,300	145,400
15	359,900	267,100	176,300	150,700
16	—	273,700	183,600	155,900
17	—	280,300	190,900	160,900
18	—	286,900	198,200	165,900
19	—	293,500	205,500	170,800
20	—	300,000	212,800	175,700
21	—	306,500	220,100	180,300
22	—	312,500	227,400	184,500
23	—	318,100	234,700	188,700
24	—	323,200	241,900	192,500
25	—	327,600	248,300	196,100
26	—	331,300	254,500	199,100
27	—	334,900	260,700	202,100
28	—	337,900	266,500	204,700
29	—	340,300	272,100	207,000
30	—	—	277,500	209,200
31	—	—	282,700	211,300
32	—	—	287,900	—
33	—	—	292,600	—
34	—	—	297,300	—
35	—	—	301,500	—
36	—	—	305,200	—
37	—	—	308,900	—
38	—	—	312,600	—
39	—	—	315,200	—

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	309,000	—	157,000	122,500	97,000
2	318,200	199,400	164,100	129,200	102,700
3	327,400	207,700	171,300	135,900	108,500
4	336,800	216,000	178,600	142,900	114,500
5	346,200	224,300	186,100	149,900	120,800
6	355,600	232,800	193,800	156,900	127,200
7	364,900	241,300	201,700	164,000	133,600
8	374,000	249,700	209,700	171,100	140,100
9	382,200	258,000	217,800	178,200	146,600
10	390,200	266,000	226,300	185,300	153,000
11	398,200	273,800	234,800	192,500	159,300
12	405,900	281,500	243,100	199,900	165,400
13	412,800	290,700	251,400	207,400	171,500
14	418,400	299,900	259,400	214,800	177,300
15	423,200	309,100	267,200	222,200	183,100
16	428,000	318,300	274,500	229,600	188,500
17	—	327,500	281,700	236,500	193,800
18	—	336,900	288,900	243,300	199,100
19	—	346,300	295,600	250,100	203,900
20	—	355,700	302,100	256,700	208,700
21	—	363,800	308,600	263,300	213,100
22	—	369,300	315,000	269,700	217,500
23	—	374,800	320,700	276,100	221,900
24	—	380,300	326,400	282,400	225,900
25	—	385,700	331,700	288,600	229,800
26	—	390,800	336,700	294,700	233,500
27	—	395,100	341,700	300,800	236,400
28	—	399,400	345,200	306,500	239,300
29	—	—	—	312,000	—
30	—	—	—	317,000	—
31	—	—	—	321,900	—
32	—	—	—	326,600	—
33	—	—	—	329,900	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表 (第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円	円
2	—	—	101,100	87,400	—
3	—	—	106,200	90,700	79,700
4	—	—	112,600	94,700	82,100
5	226,500	162,400	119,000	98,800	84,700
6	235,600	170,200	125,400	103,100	87,400
7	245,100	178,000	131,900	108,700	90,600
8	254,700	185,900	138,400	114,600	94,400
9	264,300	193,800	144,900	120,500	98,200
10	274,600	201,700	151,600	126,600	101,300
11	285,000	209,600	158,300	132,700	104,400
12	295,400	217,300	165,000	138,700	107,300
13	305,800	224,800	171,600	144,700	110,200
14	316,100	232,300	178,100	150,700	112,900
15	326,400	239,100	184,400	156,600	115,300
16	336,600	245,900	190,600	162,100	117,700
17	346,700	252,400	196,600	167,000	120,000
18	356,800	258,100	202,400	171,700	121,700
19	366,900	263,300	203,100	176,400	—
20	377,000	268,500	213,300	181,000	—
21	386,900	273,700	219,400	185,600	—
22	395,300	278,800	225,000	190,100	—
23	401,700	283,900	230,600	194,200	—
24	407,500	288,700	236,100	197,600	—
25	412,500	293,500	240,500	201,000	—
26	417,500	297,800	244,900	203,700	—
27	421,700	302,100	248,100	206,200	—
28	—	305,600	251,300	—	—
29	—	—	254,500	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円
2	286,500	219,300	—	131,200
3	296,000	228,900	191,200	139,000
4	305,400	238,500	200,500	146,900
5	314,800	248,100	209,900	154,800
6	324,100	257,700	219,300	163,900
7	333,300	267,300	228,800	173,000
8	342,500	276,900	238,300	182,100
9	351,200	286,500	247,800	191,200
10	359,900	296,000	257,300	200,300
11	368,500	305,400	266,800	209,300
12	377,100	314,800	276,300	218,200
13	385,700	323,500	284,300	225,600
14	394,300	332,200	292,300	232,800
15	402,900	340,900	299,800	240,000
16	410,400	349,500	307,300	247,100
17	417,800	357,900	314,700	254,200
18	424,500	365,700	321,900	261,200
19	430,200	373,500	329,100	268,200
20	435,000	381,300	336,300	274,500
21	439,800	387,600	342,200	278,900
22	—	393,900	348,100	283,200
23	—	398,200	353,400	286,300
24	—	402,500	357,100	—
25	—	—	360,800	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	276,200	226,400	201,900	171,500	127,000	100,000	87,700	—
2	286,500	235,900	209,500	178,800	133,100	104,600	91,300	82,100
3	296,900	245,400	217,100	186,100	139,200	110,000	95,000	84,800
4	307,800	255,100	225,000	193,600	145,300	115,500	99,000	87,500
5	317,700	264,900	232,900	201,100	151,400	121,000	103,500	90,900
6	328,100	274,700	240,800	208,600	157,600	126,500	108,700	94,800
7	338,500	284,200	248,800	216,200	163,800	132,000	114,100	97,800
8	348,900	293,800	256,800	223,800	170,300	137,500	118,800	100,800
9	359,300	303,000	264,700	231,300	176,900	142,900	123,100	103,700
10	369,700	311,900	272,600	238,800	183,400	148,300	127,300	106,500
11	376,100	320,500	280,500	246,300	189,900	153,700	131,400	109,000
12	381,700	328,300	288,000	253,400	196,100	158,600	135,300	111,400
13	387,300	334,400	295,400	260,000	202,300	163,500	139,000	113,000
14	392,500	340,500	301,400	266,500	208,500	168,300	142,500	
15	397,700	346,600	307,100	271,900	214,600	173,000	146,000	
16	402,200	350,900	311,000	277,200	220,400	177,600	149,400	
17			314,800	282,000	226,100	182,000	152,100	
18				286,700	231,400	186,100	154,800	
19				290,300	235,400	190,200	157,300	
20				293,900	238,900	193,800	159,300	
21					242,200	196,800		
22					244,700	199,100		
23					247,200	201,400		
24					249,600	203,600		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	197,800	154,300	132,300	98,800	86,100
2	204,900	160,200	137,500	103,200	89,200
3	212,100	166,200	142,800	107,900	92,400
4	219,300	172,300	148,300	112,700	95,600
5	226,800	178,500	153,900	117,500	98,800
6	234,500	184,800	159,500	122,400	103,200
7	242,200	191,100	165,000	127,300	107,800
8	249,900	197,400	170,500	132,100	112,600
9	257,600	203,600	176,000	136,800	117,400
10	265,300	209,800	181,500	141,500	122,100
11	273,000	216,000	187,100	146,200	126,800
12	280,700	222,200	192,700	150,900	131,400
13	288,200	228,400	198,300	155,500	136,700
14	295,500	234,500	203,900	160,000	140,000
15	302,800	240,600	209,500	164,500	144,200
16	309,500	246,700	214,900	169,000	148,500
17	316,100	252,700	220,300	173,500	152,700
18	322,200	258,600	225,700	178,000	156,800
19	328,000	264,500	231,100	182,400	160,900
20	331,800	270,300	236,200	186,700	164,900
21	335,500	275,400	241,300	191,000	168,900
22	339,200	279,400	246,300	195,300	172,900
23		283,400	250,200	199,600	176,400
24		287,400	254,100	203,900	179,600
25		290,600	257,800	208,200	182,800
26		293,800	260,800	212,500	185,800
27		296,500	263,800	216,400	188,700
28			266,300	220,300	191,600
29				223,900	193,800
30				226,300	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表 (第六条関係)

号	俸	給	月	額
1				384,000
2				423,000
3				471,000
4				521,000
5				562,000
6				604,000
7				656,000
8				708,000
9				758,000
10				808,000
11				855,000
12				880,000

大学又
長、病
の長、
局の占
外所職
官、研
事務は
は、試
表、所
の長、
と学療
備考の
は、で

附則

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第十一条の五の改正規定(同条に一項を加える
部分に限る。)は昭和五十六年一月一日から、附
則に四項を加える改正規定及び附則第九項の規
定(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職
員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年
法律第七十七号)第四条第一号の改正規定を除
く。)は公布の日から起算して六月を超えない範
囲内において政令で定める日から施行する。

2

この法律(第十一条の五の改正規定(同条に
一項を加える部分に限る。))及び附則に四項を加
える改正規定を除く。)による改正後の一般職の
職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」
という。)の規定(第二十二條第一項及び別表第
八の規定を除く。)及び国立及び公立の義務教育
諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置
法第四条第二号の規定は昭和五十五年四月一日
から、改正後の法第二十二條第一項及び別表第
八の規定は同年十月一日から適用する。

3 (最高号俸を超える俸給月額額の切替等)

昭和五十五年四月一日(以下「切替日」とい
う。)の前日において職務の等級の最高の号俸を
超える俸給月額額を受けていた職員の切替日にお
ける俸給月額額及びこれを受ける期間に通算され
ることとなる期間は、人事院規則で定める。

4 (切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の前日までの
間(以下「切替期間」という。)において、改正
前の一般職の職員の給与に関する法律(以下
「改正前の法」という。)の規定により、新たに
俸給表の適用を受けることとなつた職員及びそ
の属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは
俸給月額額に異動のあつた職員のうち、人事院
の定める職員の改正後の法の規定による当該適
用又は異動の日における号俸又は俸給月額額及び
これらを受けることとなる期間は、人事院の定
めるところによる。切替期間において、一般職
の職員の給与に関する法律の一部を改正する法
律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和
五十四年改正法」という。)附則第七項の規定に
より昇給した職員のうち、人事院の定める職員
の改正後の法の規定による当該昇給の日におけ
る号俸又は俸給月額額についても、同様とする。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 (切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額額及びこれらを受け

ることとなる期間については、その者が切替日
において職務の等級を異にする異動等をしたも
のとした場合との権衡上必要と認められる限度
において、人事院の定めるところにより、必要
な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)

6 (前三項の規定の適用については、職員が属して

いた職務の等級及びその者が受けていた号俸
又は俸給月額額は、改正前の法又は昭和五十四年
改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規

7 (改正後の法の規定を適用する場合において

は、改正前の法の規定に基づいて支給された給
与は、改正後の法の規定による給与の内払とみ
なす。
(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほ

か、この法律の施行に關し必要な事項は、人事
院規則で定める。
(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員
の給与等に関する特別措置法の一部改正)

9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員

の給与等に関する特別措置法の一部を次のよう
に改正する。
第四条第二号中「第十一条の五」を「第十一
条の六」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加

える。

2 給与法附則第十二項から第十四項までの規

定による指定が行われる間、第七條第一項中
「給与法第十四条に規定する勤務時間」とあ
るのは、給与法第十四条に規定する勤務時間
のうち給与法附則第十二項から第十四項まで
の規定による勤務を要しない時間を除いた時
間」とする。

3 給与法附則第十二項から第十四項までの規

定に相当する条例の規定が定められた場合に
おける第十一条の規定の適用については、同
条中「給与法第十四条の規定に相当する条例
の規定による勤務時間」とあるのは、「給与法
第十四条の規定に相当する条例の規定による
勤務時間のうち給与法附則第十二項から第十
四項までの規定に相当する条例の規定による
勤務を要しない時間を除いた時間」とする。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十八日

内閣委員長 林 道

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定
に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しよう
とするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、昭和五十五年度に必要な
経費は、約一億四千万である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年十一月二十七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を
改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四
年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正
する。

第三条第二項中「八十四万円」を「八十八万
円」に改め、同条第三項中「五十三万七千円」を
「五十六万二千円」に改める。

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案外六件

第四条第二項中「二万三百円」を「二万二千二百円」に、「三万五千三百円」を「三万六千九百円」に改める。

第九条中「二万三百円」を「二万二千二百円」に改める。

別表第一の俸給月額欄中「九八〇、〇〇〇円」を「一、〇三〇、〇〇〇円」に、「八四〇、〇〇〇円」を「八八〇、〇〇〇円」に、「八三〇、〇〇〇円」を「八七〇、〇〇〇円」に、「八一七、〇〇〇円」を「八五五、〇〇〇円」に、「七三三、〇〇〇円」を「七五八、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額欄中「九八〇、〇〇〇円」を「一、〇三〇、〇〇〇円」に、「八三〇、〇〇〇円」を「八七〇、〇〇〇円」に、「八一七、〇〇〇円」を「八五五、〇〇〇円」に、「七三三、〇〇〇円」を「七五八、〇〇〇円」に、「六四五、〇〇〇円」を「六七五、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額欄中「三三三、〇〇〇円」を「三四七、〇〇〇円」に、「三〇一、五〇〇円」を「三一七、〇〇〇円」に、「二七四、〇〇〇円」を「二八七、〇〇〇円」に、「二四五、五〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」に、「一九五、五〇〇円」を「二〇四、〇〇〇円」に、「一九五、五〇〇円」を「二〇四、五〇〇円」に、「一七六、〇〇〇円」を「一八四、五〇〇円」に、「一六一、五〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第三の規定は昭和五十五年四月一日から、改正後の法第三條第二項、同条第三項、第四條第二項、第九條、別表第一及び別表第二の規定は同年十月一日から適用する。

2 昭和五十五年十月一日から改正後の法が施行されるまでの間に廃止された特別職の官職にあった者に係る俸給月額については、同日から廃止されるまでの間、改正後の法の規定を適用する。

3 改正後の法の規定を適用する場合において、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

4 政務次官、内閣官房副長官及び総務府総務局長のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、改正後の法第三條及び別表第一の規定にかかわらず、昭和五十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

審査報告書

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十八日
内閣委員長 林 道
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和五十五年八月八日付の寒冷地手当に関する勧告を完全実施するため、寒冷地に在勤する国家公務員に支給する寒冷地手当の基準額の適正化を図るとともに、北海道等に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に算入する額の改定等を行うとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法律施行に伴い、昭和五十五年度に必要な経費は、約三十一億円である。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により添付する。

昭和五十五年十一月二十七日

参議院議長 衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「在勤し、常時勤務に服する職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)」を「在勤する職員(常時勤務に服する職員をいい、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五

第二条第一項中「基準日」の下に「(基準日の翌日から前条後段の内閣総理大臣が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。)」を加え、同項の表中

甲	地	六〇、二〇〇円	四〇、一五〇円	二〇、一〇〇円
乙	地	四九、二〇〇円	三三、八〇〇円	一六、四〇〇円
丙	地	三九、七〇〇円	二六、五〇〇円	一三、二五〇円
甲	地	一〇五、三〇〇円	七〇、二〇〇円	三五、一〇〇円
乙	地	八一、六〇〇円	五四、四〇〇円	二七、二〇〇円
丙	地	六一、〇〇〇円	四〇、六〇〇円	二〇、三〇〇円

改め、同条第二項中「一万七千円」を「二万六千四百円」に、「五千七百円」を「八千七百円」に改め、同条第四項中「百分の四十五」を「百分の三十」に、「二万六千八百円」を「六万三千三百円」に、「一万七千八百七十円」を「四万二千円」に、「八千九百三十円」を「二万二千円を超えない」に改める。

第二条第五項及び第六項を次のように改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

5 第一項から第三項までの規定による寒冷地手当の額が、当該職員が基準日において指定職俸給表(一般職給与法別表第八をいう。)一号俸の俸給月額を受けたとした場合に算出されるこれ

号。以下「一般職給与法」という。)(第二十三條第一項から第三項まで及び第五項の規定により給与の支給を受けている職員並びに内閣総理大臣が定める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)(「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)」を「一般職給与法」に、「外」を「ほか」に、「基準日から引き続き在職する職員」を「内閣総理大臣が定める期間内に寒冷地以外の地域から異動して寒冷地に在勤することとなつたもの(内閣総理大臣が定める職員を除く。)」を「基準日の翌日から内閣総理大臣が定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷地に在勤することとなつた者(この条及び第二條の二の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者並びに内閣総理大臣が定める者を除く。)」に改める。

6 前条後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第一項から第三項まで及び前項の規定にかかわらず、寒冷地手

当の支給を受けることとなつた日における当該職員の時帯等の区分をもつて基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出されるこれらの規定による寒冷地手当の額の範囲内で、当該職員が当該寒冷地に在勤することとなつた日その他の事情を考慮して内閣総理大臣が定める額とする。

第二条の二第一項中「一般職給与法」を「基準日において寒冷地に在勤する一般職給与法」に、「規定による」を「規定により」に改め、「職員」の下に「(内閣総理大臣が定める職員を除く。以下この項において「有給休職者」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

基準日の翌日から内閣総理大臣が定める日までの間に有給休職者として寒冷地に在勤することとなつた者(第一条及びこの条の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者並びに内閣総理大臣が定める者を除く。)に対しても、同様とする。

第二条の二第二項を次のように改める。

2 一般職給与法第二十三条第一項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第六項までの規定に準じて算出した額とし、一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項の規定による割合を乗じて得た額とする。

第五条を削り、第四条を第六条とし、第三条第一項中「前二条」を「第二条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項中「及び第四項から第七項まで」を「第四項及び第六項、第二条の二第一項、第三項、前条」に改め、同条を第五条とし、第二条の二の次に次の二条を加える。

第三条 第一条又は前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、内閣総理大臣が定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合(内閣総理大臣が定める場合を除く。)には、当

該職員に、その事由が生じた日における当該職員の支給地域等の区分、世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもつて基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して内閣総理大臣が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

一 寒冷地手当の額の異なる地域又は寒冷地以外の地域への異動

二 世帯等の区分の変更

三 職員でなくなる事

四 前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事由

第四条 北海道及び第二条第二項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に豪雪があつた場合においては、内閣総理大臣が定める当該豪雪に係る地域に内閣総理大臣が定める期間内に在勤する職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)で第一条又は第二条の二の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、七千五百円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額を寒冷地手当として支給する。

本則に次の一条を加える。

第七条 この法律の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、第一条中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)」第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号。第二十三条第一項から第三項まで及び第五項)」と、「一般職給与法」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、第二条第四項中「一般職給与法第二十一条第三項及び第四項」とあるのは「防衛庁職員給与法第十二条第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。第二十一条第三項及び第四項)」と、第二条第二項中「一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防

衛庁職員給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」と、同条第二項中「一般職給与法第二十三条第一項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三条第一項」と、「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」と、第五条第二項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替へるものとする。

2 自衛官については、前項前段の規定にかかわらず、第一条後段、第二条第六項、第二条の二第一項後段及び第三条の規定以外のこの法律の規定を準用するものとし、この場合における読み替へは、前項後段に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一 第一条前段中「内閣総理大臣が定める日(以下「基準日」という。)」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間内」と、「これに対しては」とあるのは「及び当該寒冷地に防衛庁長官の定める定けい港を有する船舶に乗り組む職員(以下「乗組員」という。))に対しては」と読み替へるものとする。

二 第二条第一項及び第二項並びに第四条中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員及び乗組員で政令で定める自衛官以外のもの」と読み替へるものとする。

三 第二条第一項中「基準日(基準日の翌日から前条後段の内閣総理大臣が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。)」とあり、並びに同条第二項、第四項及び第五項並びに第二条の二第一項前段中「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替へるものとする。

四 第二条第一項中「次の表に掲げる額」とあるのは、「次の表に掲げる額(内閣総理大臣が定める期間を通じて同一の条件で在勤する職員(当該期間を通じて同一の条件で船舶に乗り組む乗組員を含む。次項及び第四項において同じ。))で内閣総理大臣が定めるもの以外

の職員にあつては、寒冷地に在勤する日数、支給地域又は世帯等の区分の変更その他の事情に依り、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額」と読み替へるものとする。

五 第二条第二項中「内閣総理大臣が定める額」とあるのは、「内閣総理大臣が定める額(内閣総理大臣が定める期間を通じて同一の条件で在勤する職員で内閣総理大臣が定めるもの以外、世帯等の区分の変更その他の事情に依り、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額)」と読み替へるものとする。

六 第二条第三項中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員及び乗組員並びに前二項の政令で定める自衛官」と読み替へるものとする。

七 第二条第四項中「俸給の月額」とあるのは「俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当及び営外手当のそれぞれの月額(航空手当、乗組手当及び落下傘隊員手当については、それぞれの月額に政令で定める割合を乗じて得た額)の合計額」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額(内閣総理大臣が定める期間を通じて同一の条件で在勤する職員で内閣総理大臣が定めるもの以外、乗組員にあつては、寒冷地に在勤する日数、扶養親族の数の変更その他の事情に依り、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額)」と、「内閣総理大臣が定める額」とあるのは「内閣総理大臣が定める額(内閣総理大臣が定める期間を通じて同一の条件で在勤する職員で内閣総理大臣が定めるもの以外、乗組員にあつては、寒冷地に在勤する日数、世帯等の区分の変更その他の事情に依り、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額)」と読み替へるものとする。

八 第二条の二中「給与の支給を受ける職員」とあるのは、「給与の支給を受ける職員及び乗組員」と読み替へるものとする。

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案外六件
の各月に分割して支給する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定及び改正後の裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定は、昭和五十五年八月三十日から適用する。

(基準額等に関する経過措置)

2 改正後の法の規定の適用を受ける職員で、改正後の法第二条第四項の規定により算出した場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正前の法」という。）第二条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗すべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる額（以下「暫定基準額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当分の間、暫定基準額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。ただし、同条第五項に規定する最高限度額の算出については、この限りでない。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 基準日（基準日の翌日から改正後の法第一条後段の

内閣総理大臣が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。次号において同じ。）において当該職員の受ける号俸の昭和五十五年八月三十日において適用される額

二 その他の一般職に属する職員 基準日において当該職員の受ける職務の等級の号俸の昭和五十五年八月三十日において適用される額（基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額）に七千八百円を加算した額

3 昭和五十五年八月三十日から内閣総理大臣が定める日までの間（前項の規定の適用のある期間に限る。）の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出した場合における基準額（前項本文の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額）が、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額（以下「旧基準額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項及び前項本文の規定にかかわらず、当該旧基準額をもつて当該職員に係る同条第四項の基準額とする。

4 昭和五十五年八月三十日以前から引き続き在職する職員のうち、暫定基準額を改正前の法第二条第四項の基準額とみなして、同条第一項か

ら第三項まで又は第五項の規定（休職者にあつては、改正前の法第二条の二第二項の規定）により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける寒冷地手当については、旧基準額を用いてこれらの規定により算出した場合における寒冷地手当の額）（以下「改正前の法の例による額」という。）が改正後の法第二条第五項に規定する最高限度額（休職者にあつては、その額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額）を超えることとなる職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）の寒冷地手当の額は、当分の間、改正後の法第二条第五項及び第六項並びに第二条の二第二項の規定にかかわらず、改正前の法の例による額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

5 改正後の法第三条の規定は、同条の規定により返納させるべき事由（改正前の法第二条第七項の規定により返納させることとされていた事由と同一の事由を除く。）で昭和五十五年八月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。

6 内閣総理大臣は、附則第二項から第四項までの規定による定めをするときは、人事院の勧告

に基づいてしなければならない。

(防衛庁職員給与法第一条の職員への準用)

7 附則第二項から前項までの規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける職員」と、「新たに職員」とあるのは「新たに自衛官以外の職員」と、「職員となつた日」とあるのは「職員となつた日、自衛官にあつては内閣総理大臣が定める日」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員給与法第一条の職員」と、「職務の等級の」とあるのは「職務の等級（自衛官にあつては、階級）における」と、附則第四項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第二項、第三項又は第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当の内払)

8 改正前の法の規定に基づいて昭和五十五年八月三十日からこの法律の施行の日の前日までの

間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

9 裁判所職員臨時措置法の一部を次のように改正する。

本則第四号中「第三条第二項及び第四条」を

「第五条第二項及び第六条」に改める。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十八日

内閣委員長 林 通

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十一条の四、第十一条の五」を「第十一条の四から第十一条の六まで」に改める。

に伴い、防衛庁の職員の俸給月額並びに学生手

当及び営外手当の月額の改定等を行うとともに

に、四週間につき一の土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの

給与額の算出について規定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十五年度に必要な

経費は、約四百八十億円である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月二十七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

別表第一 参事官等俸給表（第四条一第六条関係）

号 俸	指 定 職	職 務 の 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	384,000	1	310,700	240,500	一	151,500
2	423,000	2	324,000	250,800	213,800	158,300
3	471,000	3	337,200	260,700	222,100	165,100
4	521,000	4	350,400	271,000	230,500	172,400
5	562,000	5	363,600	281,400	238,900	181,100
6	604,000	6	376,800	292,100	247,500	188,700
7	656,000	7	390,000	302,700	256,200	196,500
8	708,000	8	403,100	313,200	264,900	204,300
9	758,000	9	416,200	323,500	273,700	212,200
10	808,000	10	429,300	333,400	282,500	220,200
11	855,000	11	439,000	343,200	291,200	228,300
		12	445,800	352,800	299,900	236,500
		13	452,500	361,200	308,600	244,800
		14	458,700	367,900	316,900	253,200
		15	464,000	374,600	325,000	261,500
		16		379,300	331,600	269,700
		17			337,900	277,800
		18			342,200	285,200
		19				292,400
		20				298,300
		21				303,800
		22				307,800

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

第十八条第二項中「五千四百円」を「五千四百五十円」に改める。

第二十五条第二項中「五万二千元」を「五万三千五百円」に改める。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の一項を加える。

17 第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の規定を適用する場合の一週間の勤務時間、自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく総理府令で一般職給与法附則第十二項から第十四

項までの規定に準じた規定を定めた場合においては、当該規定の適用がないものとした場合における一週間の勤務時間とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

階級	陸海空	將將將	陸海空	補補補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 陸曹長 陸曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 陸士長 陸士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士										
																				俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
																				(一)	(二)								
1		陸	384,000	385,700	290,300	249,900	216,100	—	174,800	152,900	145,100	138,000	132,500	132,500	118,500	112,700	104,200	98,600	91,600	88,000									
2		陸	423,000	349,300	301,300	258,700	223,800	182,300	159,900	148,700	145,200	139,700	139,700	125,400	118,000	108,400	103,800												
3		陸	471,000	363,000	312,300	268,600	232,500	189,900	166,900	152,300	152,300	146,800	146,800	132,500	124,700	112,700	108,000												
4		陸	521,000	376,700	323,000	279,100	241,200	197,500	173,900	158,900	158,900	153,400	153,400	138,700	131,600	117,500	112,200												
5		陸	562,000	390,300	333,600	289,900	249,900	205,200	180,900	166,600	165,600	160,100	160,100	146,800	138,400	123,300													
6		陸	604,000	403,900	344,200	300,900	258,700	212,700	188,100	172,200	172,200	166,700	166,700	153,400	145,100	129,200													
7		陸	656,000	417,500	354,900	311,800	267,500	220,200	195,200	178,800	178,800	173,300	173,300	160,100	151,300	135,000													
8		陸	708,000	431,100	365,500	322,500	276,400	227,700	202,200	185,400	185,400	179,900	179,900	166,700	157,400	140,700	145,500												
9		陸	758,000	444,600	376,200	333,000	285,500	235,100	209,300	191,900	191,800	186,300	186,300	173,300	163,700														
10		陸	808,000	454,600	386,300	342,800	294,600	242,500	216,300	198,400	204,600	199,100	192,700	186,300	170,000														
11		陸	855,000	461,600	397,400	352,700	303,800	249,900	223,200	204,900	211,000	205,500	199,100	192,700	182,200														
12				468,500	408,000	362,000	313,000	257,500	230,000	211,400	217,700	211,700	205,500	198,900	188,100														
13					419,200	370,600	322,200	265,000	237,000	217,000	223,300	217,800	211,700	204,900	198,900														
14					426,800	377,300	331,200	272,100	244,000	224,000	229,600	224,100	217,800	210,800	198,900														
15					432,700	384,000	340,000	279,000	251,100	230,400	236,200	230,600	224,000	216,600	203,500														
16					438,600	389,000	348,600	285,900	258,300	237,000	242,900	237,300	230,600	222,500	208,200														
17					444,200	394,000	357,100	292,200	265,100	243,700	249,700	244,000	237,100	228,200	212,900														
18						399,000	363,800	339,500	298,200	250,600	256,400	250,600	243,800	233,800	217,600														
19						404,000	370,500	339,500	304,200	257,400	262,800	257,000	250,600	239,500															
20						409,000	375,500	344,500	310,100	263,800	268,900	263,200	256,800	239,500															
21							380,500	349,500	315,400	269,500	270,000	269,000	263,000	245,100															
22							385,500	354,500	320,400	276,100	275,100	274,800	269,100	250,600															
23								359,500	325,400	281,800	280,800	276,500	269,500	256,000															
24									330,100	305,900	297,500	291,400	286,300	265,600															
25										310,900	298,200	291,200	286,100	270,300															
26										315,900	303,200	302,200	296,400																
27										320,600	308,200	307,200	301,100																
28											312,900	311,900																	
29																													

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に一項を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律（附則第十六項の次に一項を加える改正規定を除く。）による改正後の防衛庁職員給与法の規定（別表第一中指定職の欄に係る部分並びに別表第二中陸曹長、海曹長及び空曹長の欄に係る部分並びに陸曹長、海曹長及び空曹長の欄に係る部分を除く。）は昭和五十五年四月一日から、同法別表第一（指定職の欄に係る部分に限る。）及び同法別表第二（陸曹長、海曹長及び空曹長の欄に係る部分に限る。）の規定は同年十月一日から、同法別表第二（陸曹長、海曹長及び空曹長の欄に係る部分に限る。）の規定は防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）の施行の日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初のこの法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和五十五年法律第九十五号）第八條第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

5 切替日の前日において職務の等級の最高号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間（切替期間）に異動した職員の俸給月額等）（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、同様とする。

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において和二十五年法律第九十五号）第八條第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において

職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

9 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔林道君登壇、拍手〕

○林道君 ただいま議題となりました七法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、昭和五十四年度及び五十五年度の自衛隊業務計画に基づきものでありまして、その主な内容は、第一に、防衛庁設置法の一部を改正し、自衛官の定数を海上自衛隊千六百九十九人、航空自衛隊七百七十一人、計二千三百三十一人を増加すること、第二に、自衛隊法の一部を改正して海上自衛隊に潜水艦隊を新編し、航空自衛隊の機関として補給本部を置くこと、自衛官の階級として曹長を新設するほか、予備自衛官二千人を増員すること、第三に、防衛庁職員給与法の一部を改正し、新設の曹長について俸給月額を定めること等でありまして、委員会におきましては、内閣総理大臣の出席を

求め、慎重な審査を行いました。その質疑の主なものは、極東ソ連軍の増強と脅威の実態、防衛計画大綱の見直し、中期業務見積り、繰り上げ達成とGNP比一％との関連、総合安全保障構想の内容、有事法制の検討状況、短SAM問題、検討会の性格等でありましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢田部理事より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して竹内理事より賛成、公明党・国民会議を代表して安武委員より反対、日本共産党を代表して安武委員より反対、新政クラブを代表して委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、去る二月の人事院の意見の申し出を実施するため、遺族補償年金の額を改善するとともに、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払い一時金の支給に関する制度を創設するほか、補償の内容を改善整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、遺族補償年金の引き上げに関する適用日について所要の修正が行われております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案外六件

審議機関として、委員九人をもって構成する臨時行政調査会を総理府の附属機関として設置しようとするものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について全俸給表の全俸給月額を平均四・四％引き上げるとともに、扶養手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当を改定するほか、当分の間、四週間につき一の土曜日には勤務を要しないこと等の措置を講じようとするものであります。

なお、指定職俸給表の改定は本年十月からとするほかは勧告どおり実施することとし、勤務を要しないこととする措置は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。内閣総理大臣及び国務大臣等の俸給月額は据え置くこととしております。

なお、衆議院において、政務次官等の俸給月額について、昭和五十六年三月までの間はなお従前の例によることとする修正が行われております。次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうほか、当分の間、四週間につき一の土曜日には勤務を要しないこと等の措置を講じようとするものであります。

最後に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月の人事院勧告を完全実施するため、基準額の適正化を図るとともに、加算額の支給限度額を引き上げるほか、支給額の最高限度額の新設、支給・返納等の要件の整備等を行おうとするものであり、本年八月から適用しようとするものであります。

委員会におきましては、以上五法律案を便宜一括して審査いたしました。質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して安武委員から、臨時行政調査会設置法案に対して、その設置目的を初め四項目にわたる内容の修正案が提出されました。本修正案は、予算を伴うものでありますので政府の意見を聴取いたしましたところ、中曽根行政管理庁長官より政府として反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入り、臨時行政調査会設置法案に対し、日本共産党を代表して安武委員から修正案に賛成、原案に反対する旨の発言がありました。

次いで、順次採決の結果、まず、臨時行政調査会設置法案は、安武委員提出の修正案を賛成少数をもって否決し、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。野田哲君。

〔野田哲君登壇 拍手〕

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました防衛三法案について反対の討論を行うものであります。

今回の防衛三法案の内容は、自衛官及び予備自

衛官の定数の増加、潜水艦隊の新設、自衛官に曹長の階級を設け、そのために給料表の改正を行うという内容のものであります。問題はそれだけにとどまらず、その背景となっている軍備増強路線が日本とアジアの平和と民主主義を損なう大きな危険性を持っているからであります。

私たちが反対の理由として指摘しなければならぬ第一の点は、政府・与党内に急速に台頭しつつある改憲論と軍備増強論が一体のものであり、きわめて危険な内容のものである点であります。

自由民主党が自主憲法期成議員同盟の名によって地方自治体まで持ち込んで進めている改憲運動の目標の一つが、現行憲法の基本理念の一つである第九条を否定しようとするものであることは明らかであります。一九五〇年、アメリカが朝鮮半島で引き起こした侵略戦争の必要性から、日本国憲法を無視し、当時のマッカーサー司令官による一片の指令で法律の裏づけもなく発足した警察予備隊が、その後保安隊から自衛隊となり、三十年の間にアメリカの要請と政府・自民党の強化策によって漸次その機能を質的にも量的にも拡大して、ついに自衛隊合憲論者をもってしても現行憲法ではおさまらぬ存在になろうとしているのであります。すでに政府及び自由民主党とその周辺からは、自衛隊の持つべき役割りとして、国連軍に名をかりた海外派遣、双務的日米安保条約への改定論から、さらに徴兵制の声を起こってきています。

憲法第九条によって「他国に脅威を与えるような兵器は持たない」とする憲法上の政府見解が、今日では、憲法上持たない兵器は「もっぱら他国の国土の機械的破壊のためにのみ用いられる兵器」というように、政府の憲法解釈が年とともに変わってきております。このように、改憲論と表裏一体の形で進められている自衛隊の増強を認めることは、日本国憲法が高く掲げる平和主義の理念をみずから放棄し、戦争への道を開く改憲論にくみすることに通じるものであり、われわれの断

じて相入れないものであります。

反対の第二点は、今日の自衛隊の増強、防衛費の増額がアメリカの強い要請によるものであり、アメリカの世界戦略に深く組み込まれようとしていることである。

本年五月一日の大平・カーター会談において、防衛庁の中期業務見積りについて、これの早期達成を強く要請され、その要請に基づいて、昭和五十六年度予算要求においては前年比九・七％増という別枠を認めてこれにたえようとしていることに示されているように、あるいはまた陸海空自衛隊がそれぞれアメリカ軍との共同演習に積極的に参加していることに見られるように、自衛隊の存在は、ソ連に対抗するアメリカの世界戦略の一環を北東アジアにおいて担おうとする、きわめて危険な存在となつてきているのであります。

第三点は、政府の外交防衛政策では、日本が今日の国際情勢の中で新しい平和の秩序をつくり上げていくこうとする構想と努力が欠落し、パワーポリティックスの思想のみが前面に出ていることである。

国際紛争を回避し、平和を維持するための国際秩序をつくり上げる手段は、軍備の増強によるパワーゲームによって求められるのではなくて、平和的外交手段によることこそ唯一の道であり、日本がその立場に出るべきアジアにおける主導的な役割りを果たすことがアジア太平洋地域の平和的国際秩序をつくり上げる道だと考えるものであります。政府の情報操作によって、特定の国を仮想敵国視し、その国に対して国民の不信感を助長させ、それによって軍事力の増強を図ろうとするやり方は、アジアにおける国際関係の緊張の新たな要因となり、アジアに新たなパワーゲームをつくり出すだけのものであります。

以上の点から、今回の防衛三法案に強く反対の意を表明するものであります。

わが国は、かつて無謀な軍部の独走によって、統帥権の独立を主張し、軍事費を別枠にし、国民

はそれに対する一切の批判を封じられる中で、日中戦争から第二次世界大戦へと長く暗い侵略戦争に突入していきました。アジアの国々が大変な被害を及ぼした加害者となったのであります。そして国民は、軍事要員として戦場に駆り出された者も非戦闘要員も、ともに現在では想像もできないような悲惨な状態を体験してきました。いま、防衛費に別枠を認めてその戦力の増強を図りながら、一方において憲法第九条の廃止を目指す改憲運動を進め、さらに政府内部で有事立法制定作業を急いでいる姿は、かつて軍事費に臨時軍事費という別枠の措置をとりながら軍備の増強を図り、国民に対しては治安維持法によって一切の批判を封じ、国家総動員法によってすべての国内体制を軍事優先に再編成した当時をほうふつさせ、この道はいつか来た道」という懸念を深く抱かざるを得ないのであります。

憲法第九条の平和の理念がそのときどきの政府の恣意的解釈によって変質し、軍備増強への歯どめが薄れ、年々肥大化する日本の軍備に対してアジアの諸国民がすでに不信感、不安感を持ちつつあることは、折に触れて現地から報道されているところでありま。北東アジアに連なる細長い日本列島に一億二千万人が生存し、食糧、エネルギーを初めほとんどの資源を海外に依存して、高度に集約化された工業国として成り立っている日本が、国民の平和な暮らしを守り、また国際社会で果たすべき役割は、軍事大国への道ではなくて、みずから憲法前文並びに第九条の精神を名実ともに遵守することを内外に宣言し、経済成長の成果を国際社会に正しく還元することによって、アジアに平和な国際秩序をつくり出すことであるべきです。その役割を日本が果たすべきであることを強く主張して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。まず、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

【賛成者起立】 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

次に、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

【賛成者起立】 総員起立と認めます。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

次に、臨時行政調査会設置法案の採決をいたします。

【賛成者起立】 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

【賛成者起立】 総員起立と認めます。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

【賛成者起立】 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

次に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

【賛成者起立】 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

【賛成者起立】 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長松垣徳太郎君。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月二十八日

議院運営委員長 松垣徳太郎

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、議員の歳費月額について、昭和五十六年三月三十一日までの間、従前の額に据え置くこととするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十五年十一月二十七日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、昭和五十六年三月三十一日までの間は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第号)による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第五項の規定は、昭和五十五年十月一日から適用する。

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕

○松垣徳太郎君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議員の歳費月額を明年三月三十一日までの間は従前の額に据え置くこととするものでありまして、委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 日程第二より第五〇までの請願及び物価高騰下における建設資材価格安定等に関する請願外百十四件の請願

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 公書及び交通安全対策特別委員長外九委員長から報告書が提出されました日程第二より第五〇までの請願並びに本日物価等対策特別委員長及び内閣委員長から報告書が提出されました物価高騰下における建設資材価格安定等に関する請願外百十四件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

審査報告書(公書及び交通安全対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第七八五号 北上川の水質汚濁防止のための新中和処理施設の維持管理に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十六日

公書及び交通安全対策特別委員長 山崎 昇

参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二〇九三号 北方領土復帰実現に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十六日

安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員長 原文兵衛
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(通信委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二五〇五号、第二五〇六号、第二五八一号、第二六〇五号、第二六〇六号、第二七二七号

有線音楽放送の正常化に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

通信委員長 福岡 知之
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(商工委員会第二号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一六五三三号、第一七三三三三号、第一八八一八号、第二〇二九号、第二二八九九号 産地地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

商工委員長代理理事 土屋 義彦
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(建設委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二二二二号、第二三三三三三号、第五八八号、第六三三三三三号、第七四四四号、第七九九九号、第九一一一、第九二二二、第一〇二二二、第一一九九号、第一六八八号、第一九四四四、第二五三三三、第一〇七二二、第一三三三三、第一四四四四、第一五五五五、第一五二二二、第一五二二二、第一六六六六、第一九二二二、第二〇七二二、第二二四四四、第二二八七号、第二二八八八号 国立療養所邑久光

明園及び長島愛生園の所在する離島長島・本土間架橋実現に関する請願
第一〇二六六号、第一〇八五五号 中央自動車道長野線の建設促進に関する請願
第一〇二八八号、第一〇四七七号 道路財源の強化に関する請願
第一七二七七号、第二六三八八号 大都市地域を重点に公共賃貸住宅の建設促進に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

建設委員長 宮之原貞光
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(文教委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一四一一号、第二三三三三三、第四一九九号、第四二〇二〇号、第一一六七七号 高校新増設に対する国庫補助増額等に関する請願
第七八八六号 義務教育諸学校の教科用図書は無償給与制度の存続に関する請願
第八八八八号、第八八二二二号 婦人差別撤廃のため教育課程平等に関する請願
第九一〇〇号 教職員定数の最低保障率存続に関する請願

第一六七九号、第一六八〇号、第一八八〇六号、第一八四四一、第一八四二二、第一八四三三、第二〇二二四、第二〇二五五、第二〇五九九、第二二六八八、第二二六九九、第二四三二二 高校新増設国庫補助増額等に関する請願

第三三八八八号、第二四〇〇〇号、第二四八六六号、第二五〇三三、第二五九九九、第二二七九〇号 大幅私学助成に関する請願
第二四〇二二、第二四三三三、第二四七五五、第二四八七七、第二五〇二二、第二五二二四、第二五九六六、第二五九七七、第二五

九八八号、第二六一四四号、第二七七六号 私学に対する大幅国庫助成等に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

文教委員長 降矢 敬義
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(外務委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第六号 婦人の権利確立に関する請願
第八七三三、第八七四四、第八七五五、第八七六六、第八七七七、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准等に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

外務委員長 秦野 章
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(農林水産委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一九六六号 食料農業政策の確立に関する請願
第三三三六号 異常気象による農作物の被害救済措置に関する請願
第三三九〇号 農業青年金制度の改正に関する請願

第二四八八号 漁港の整備促進等に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

農林水産委員長 井上 吉夫
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(社会労働委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二号 第八号、第九号、第一〇号、第一一
号、第一二号、第二四号、第二五号、第二六
号、第二七号、第二八号、第二九号、第三〇
号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四
号、第三五号、第三六号、第三七号、第三八
号、第三九号、第四〇号、第四一号、第四二
号、第四三号、第四四号、第四五号、第四六
号、第四七号、第四八号、第四九号、第五〇
号、第五一号、第五二号、第五三号、第五四
号、第五五号、第八〇号、第八一号、第八二
号、第八三号、第八四号、第八五号、第八六
号、第八七号、第八八号、第一〇五号、第一
〇九号、第一六三号、第七三三号、第七八九
号、第八四六号、第一五二三号 国民健康保
險組合療養給付費補助金の増率等に関する
請願

第一六号、第五七号、第六二二号、第六九号、第七〇号、第九七号、第九八号、第一一一号、第一一四号、第一一八号、第一二七号、第一二八号、第一二九号、第一三七号、第一三八号、第一四三号、第一五一号、第一五二号、第一八七号、第二〇三号、第二〇四号、第二〇八号、第二〇九号、第二三十一号、第二九一号、第三一九号、第三四九号、第三五〇号、第三六五号、第三六六号、第三八一号、第三九九号、第四〇〇号、第四〇一号、第四二二号、第四二二号、第四三三号、第四四三三号、第四四四号、第四四五号、第四五七号、第四七七号、第四八五号、第四八六号、第五〇六号、第五二一号、第五四〇号、第五四七号、第五六二二号、第五七二二号、第六二四号、第六四七号、第六五〇号、第六九三三三、第六九四号、第七〇九号、第七一〇号、第七二〇号、第七四六号、第七四九号、第九二三三三、第九二五号、第九五二二号、第九七〇号、第一〇三八号、第一〇五九号、第一〇九七号、第一二六六号、第一八八八号、第二八二二二

保育所の建設と施設運営の改善等に関する
請願

第一〇七号 高齢者の福祉充実に関する請願
第一四八号、第四八〇号、第七一一号、第九
二二号、第九六三号、第一〇八七号、第二二
三九号、第二三〇一号、第二六五一号、第二
七七八号 国立腎センター設立に関する請願
第二六八号 中国残留留日日本人孤児の里帰り
に関する請願

第三三九号、魼聴妖兒対策確立に關する請願
第三三九三号、第三三九四号、第四五九号、第四
六〇号、第四六一号、第六一四号、第六一五
号、第六一六号、第六一七号、第六二六号、
第七三三三号、第八四七号、第八六九号、第九
五一号、第一〇三一号、第一〇八八号、第一
一五三三号、第一一五四号、第一二〇四号、第
一二〇五号、第一二〇六号、第一二二〇号、
第一二六五号、第一二八〇号、第一二八一
号、第一二五四号、第一七二五号、第一七三
六号、第一九二八号、第一九二九号、第一九
三〇号、第一九三一号、第二〇七七号、第二
〇七八号、第二〇九一号、第二二八二号、第
二二八三号、第二二八五号、第二三〇三号、
第二四〇七号、第二四四五号、第二五五九
号、第二七一九号、第二七二〇号、第二七二
一号、第二七二三号、第二七二三号、第二七
五四号、第二八三六号、第二八三七号、第二
八三八号、未帰還帰国者特別援護措置に關す

る諸願

第五九〇号、第五九一号、第五九二号、第五九三号、第五九四号、第五九五号、第五九六号、第五九七号、第五九八号、第五九九号、第六〇〇号、第六〇一号、第一七四四号、第一七四五号、第一七四六号、第一七四七号、第一七四八号、第一七四九号、第一七五〇号、第一七五一号、第一七五二号、第一七五三号、第一七五四号、第一七五五号、第一七八八号、第二〇二八号、第二〇三五号、学童

保育の制度化等に関する請願
第七九三号 社会保険診療報酬改定促進に関

第八〇四号 戦時災害援護法制定等に関する
請願

對策の充實強化に關する請願
第一〇二四号、第一〇四五号、留守家庭児童
第一二二五号、第一二七二号、第一四〇九
号、第一五一四号、第一五三四号、第一八六
号、第一八七号、第一八八号、第一八九号、

六号、第二七五六号 労働行政体制確立に關する請願

第一一八二号、第一九三二号 社会保険診療

報酬の引上げに關する請願
第一一九四号、第二五六二号、第二五八九
号、第二六二五号、第二六三三号、第二七八

九号 健康保険による歯科医療充実に関する
請願
第一八一七号、第二三四二号、第二二八四

第一号 国民健康保険組合の存続強化等に関する請願

号、第二八一七号 社会保険診療報酬の合理的な改定促進に関する請願

昭和五十五年十一月二十七日
社会労働委員長 片山 甚市
参議院議長 徳永 正利殿

審査報告書(運輸委員会第一号)

内閣に送付するを要するもの
第七八一号 岩手県における国鉄不通区間の
早期復旧に關する請願

第一一四六号 多摩市の手小荷物配達区域指定に関する請願

のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十五年十一月二十七日

運輸委員長 黒柳 明
参議院議長 徳永 正利殿

物価高騰下における建設資材価格安定等に関する請願（四十八件）

審查報告書（物価等対策特別委員会第一号）

議院の會議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの
第一三四号、第一四〇号、第一四四号、第二四五号、第一六〇号、第一六一号、第一六二

四五号、第一六〇号、第一六一号、第一六二号、第一七〇号、第一九〇号、第一九二号、第一九三号、第二〇五号、第二〇六号、第二一四号、第二一五号、第二一六号、第二二二

号、第二二三号、第二三三三号、第二三七七号、第二六〇号、第二六二二号、第二七三三三号、第二七四号、第二九九号、第三〇〇号、第三〇一

号、第三三三三号、第三四五号、第三四六号、第三八五号、第四〇九号、第四一〇号、第四一一号、第四三七号、第四三八号、第四五八

第七〇号、第一六七一号、物面高麓下二六分五
号、第四九二号、第五四八号、第六二九号、
第六九九号、第七一四号、第七四二号、第七
四三号、第九六八号、第一〇六九号、第一二

建設資材価格安定等に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和五十五年十一月二十八日

物価等対策特別委員長 丸谷 金保
参議院議長 徳永 正利殿

旧軍人・軍属恩給欠格者に対する恩給法等の改善に関する請願（意見書案付）

恩給改善に関する請願
戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願（二十四）

昭和五十五年十一月二十八日 参議院会議録第十二号

日程第一二より第五〇までの請願及び物価

下における建設資材価格安定等に関する請願外百十四件の請願

二七一

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号

日程第一二より第五〇までの請願及び物価高騰下における建設資材価格安定等に関する請願外百十四件の請願
事日程追加の件 北方領土問題等の解決促進に関する決議案 二七二

旧満洲航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(二件)
国際障害者年施策実現に関する請願(二件)
中小企業専任大臣の設置に関する請願(二件)
旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(十五件)
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(十六件)
同和对策事業特別措置法の一部改正に伴う附帯決議の即時具体化に関する請願

審査報告書(内閣委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの
一、内閣に送付するを要するもの
第五号 国際障害者年に関する請願
第一〇六号 旧軍人・軍属恩給資格者に対する恩給法等の改善に関する請願(別紙意見書添付)

第一九八号 恩給改善に関する請願
第四一四号 戦後強制抑留者の処遇改善等に関する請願
第七二八号、第七六三号、第七六四号、第七九〇号、第七九一号、第七九四号、第七九五号、第八三五号、第八四四号、第八五八号、第八六七号、第九六二号、第九七八号、第九七九号、第一〇三二号、第一〇三五号、第一〇九〇号、第一二七六号、第一七九二号、第一九二二号、第一九二三号、第二〇七三三、第二二七八号、第二八三三三、第二〇七三三、第二二七八号、第二八三三三 外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
旧満洲航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願
第一〇二二号、第一〇四一四号 国際障害者年施策実現に関する請願
第一〇二五号、第一〇八九号 中小企業専任大臣の設置に関する請願
第一〇九一四号、第一一五八号、第一一九九

号、第一二〇〇号、第一二二七号、第一二七一号、第一二七七号、第一二七八号、第一二九五号、第一三〇五号、第一四三四号、第一七九七号、第一八二六号、第二〇六七号、第二二八〇号 旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
第一五九号、第一二〇一四号、第二五八三三、第二六五六号、第二七四〇号、第二七四一四号、第二七四二二号、第二七四三三、第二七四四四号、第二七四五五号、第二八四二二、第二八四三三、第二八四四四号、第二八四五五、第二八四六六号、第二八四七七号 旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願
第一三〇六号 同和对策事業特別措置法の一部改正に伴う附帯決議の即時具体化に関する請願
右のとおり審査決定した。よつて報告する。
昭和五十五年十一月二十八日
参議院議長 徳永 正利殿
内閣委員長 林 道

意見書案

旧軍人・軍属恩給資格者に対する恩給法等の改善に関する請願(第一〇六号)
右の請願は、旧軍人・軍属等の在職年に算入する加算年の改定及び旧軍人・軍属等の在職年の厚生年金・国民年金への算入を図りたいとの願意であるが、旧軍人・軍属等在職年の厚生年金・国民年金への算入措置を除いては、概ね妥当と認めるので今後内閣において検討の上実現に努められたい。

昭和 年 月 日
内閣総理大臣 鈴木 善幸殿
参議院議長 徳永 正利
参議院議長 徳永 正利殿

○議長(徳永正利君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択す

ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

○議長(徳永正利君) この際、お諮りいたします。原文兵衛君外七名発議に係る北方領土問題等の解決促進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よつて、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。原文兵衛君。

北方領土問題等の解決促進に関する決議案
右の議案を決議する。
昭和五十五年十一月二十八日
発議者

原 文兵衛	衛藤征士郎
堀江 正夫	瀬谷 英行
中野 明	立木 洋
柳澤 鍊造	秦 豊
賛成者	
伊江 朝雄	板垣 正
稲嶺 一郎	植木 光教
大鷹 淑子	岡田 広
源田 実	志村 愛子
戸塚 進也	夏目 忠雄
村上 正邦	大木 正吾
寺田 熊雄	野田 哲
矢田部 理	黒柳 明
藤原 房雄	
参議院議長 徳永 正利殿	

北方領土問題等の解決促進に関する決議

今日まで、北方領土問題解決促進に関する国会決議が再三行われてきたところであるが、いまま

お解決をみないのは、誠に遺憾である。よつて政府は次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、北方領土の早期返還の実現を促進するため、諸行事等の設定などを検討すること。
一、北方地域旧漁業権者等及び北方領土元居住者等に対する救済援護措置を拡充すること。
一、北方領土隣接地域の振興のための強力な措置を講ずること。

一、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回を要求し、北方領土の早期返還をはかり、平和条約を締結して日ソ間の安定的平和友好関係を確立すること。
右決議する。

〔原文兵衛君登壇 拍手〕

○原文兵衛君 ただいま議題となりました自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ各党派共同提案に係る北方領土問題等の解決促進に関する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。

案

今日まで、北方領土問題解決促進に関する国会決議が再三行われてきたところであるが、いままなお解決をみないのは、誠に遺憾である。よつて政府は次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、北方領土の早期返還の実現を促進するため、諸行事等の設定などを検討すること。
一、北方地域旧漁業権者等及び北方領土元居住者等に対する救済援護措置を拡充すること。
一、北方領土隣接地域の振興のための強力な措

置を講ずること。

一、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回を要求し、北方領土の早期返還をはかり、平和条約を締結して日ソ間の安定的平和友好関係を確立すること。

右決議する。

以上であります。

本院の再三にわたる決議にもかかわらず、北方領土の返還はいまなお実現せず、ソ連が北方領土において新たな軍力を配備し、増強を続けていることは、日ソ両国の平和友好関係の促進のためにまことに遺憾なことであります。

それとともに、この北方領土問題が未解決であるため、これに起因する内政上の諸問題についても解決を迫られております。

よって、本院としても、政府が引き続き北方領土の返還実現に向けて努力するとともに、解決を迫られている内政上の諸問題についても、適切な措置を講ずるよう要請すべきであると考へまして、本決議案を提案する次第であります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

ただいまの決議に対し、中山國務大臣から発言を求められました。中山國務大臣。

〔國務大臣中山太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山太郎君) 政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、北方領土問題の解決のために最大限の努力を払う所存でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国防衛に関する調査

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、放送大学学園法案(閣法第四号)

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

農林水産委員会

一、危険な山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案(参第一号)

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

一、昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年国庫納金整理資金受払計算書、昭和五十二年政府関係機関決算書

一、昭和五十二年国庫増減及び現在額総計算書

一、昭和五十二年国庫有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

一、災害対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

一、公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

一、航空機輸入に関する調査特別委員会

一、航空機輸入に関する調査

一、公害及び交通安全対策特別委員会

一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査

一、エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

一、安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、国の安全保障に関する諸問題並びに沖縄及び北方問題に関する調査

○議長(徳永正利君) 本件は各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

た。

○議長(徳永正利君) 今期国会の議事を終了するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今国会は、さきの衆参両院選挙後、初の実質的審議を行う国会として、当面する諸問題に対処するため召集されましたが、各位におかれましては、国民生活に重大な関係を有する議案を初めとし、多くの重要な問題について終始熱心に審議に当たられました。ここに数多くの議案を円満に議了し、会期を終了する運びに至りましたことは、ひとえに各位の御協力のたまものと衷心より感謝の意を表する次第でございます。

内外の情勢多端の折から、国民が本院に寄せる期待もまた大なるものと信じます。

各位におかれましては、今後とも健康に御留意の上、一層御活躍あらんことを祈つてやみません。(拍手)

これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永正利君
副議長 秋山長造君

議員
鶴岡 洋君 中野 鉄造君
大川 清幸君 渡部 通子君
和泉 照雄君 馬場 富君
高木健太郎君 小西 博行君
桑名 義治君 中野 明君
太田 淳夫君 中村 統一君
伊藤 郁男君 井上 裕君
堀出 啓典君 宮崎 正義君
原田 立君 藤原 房雄君
柳澤 鍊造君 井上 計君
田代由紀男君 円山 雅也君

三木 忠雄君	三木 昭範君	金井 元彦君	片山 正英君	増田 盛君	町村 金五君	鈴木 和美君	山田 謙君
黒柳 明君	田代富士男君	嶋崎 均君	稲嶺 一郎君	鍋島 直紹君	丸茂 重貞君	坂倉 藤吾君	下田 京子君
三治 重信君	柄谷 道一君	上條 勝久君	中西 一郎君	植木 光教君	西村 尚治君	佐藤 三吾君	大森 昭君
中村 禎二君	原 文兵衛君	松垣徳太郎君	八木 一郎君	藏内 修治君	小澤 太郎君	松前 達郎君	穂山 篤君
矢追 秀彦君	鈴木 一弘君	郡 祐一君	塚田十一郎君	木村 睦男君	岩動 道行君	高杉 勉忠君	近藤 忠孝君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君	田中 正巳君	熊谷太三郎君	楠 正俊君	福島 茂夫君	安恒 良一君	吉田 正雄君
栗林 卓司君	木島 則夫君	源田 実君	加藤 武徳君	山本 富雄君	美濃部亮吉君	大木 正吾君	安武 洋子君
河本嘉久蔵君	志村 愛子君	初村滝一郎君	藤田 正明君	山田耕三郎君	内藤 健君	佐藤 昭夫君	広田 幸一君
二宮 文造君	多田 省吾君	浅野 祐君	岩崎 純三君	高木 正明君	田沢 智治君	矢田部 理君	志苦 裕君
小平 芳平君	白木義一郎君	高平 公友君	中村 啓一君	関口 恵造君	大河原太一郎君	福岡 知之君	青木 薪次君
中尾 辰義君	藤井 恒男君	野呂田芳成君	森山 眞弓君	大木 浩君	岡部 三郎君	野田 哲君	山中 郁子君
田淵 哲也君	新谷寅三郎君	村上 正邦君	松浦 功君	梶原 清君	川原新次郎君	香脱タケ子君	片山 莚市君
安井 謙君	大石 武一君	福田 宏一君	仲川 幸男君	村沢 牧君	伊江 朝雄君	目黒今朝次郎君	赤桐 操君
青島 幸男君	山田 勇君	名尾 良孝君	成相 善十君	長谷川 信君	後藤 正夫君	小山 一平君	寺田 熊雄君
江田 五月君	森田 重郎君	降矢 敬雄君	井上 孝君	佐々木 満君	森下 泰君	宮之原貞光君	立木 洋君
前島英三郎君	喜屋武眞榮君	板垣 正君	岩本 政光君	宮田 輝君	福岡日出磨君	神谷信之助君	小谷 守君
秦 豊君	田 英夫君	江島 淳君	真鍋 賢二君	丸谷 金保君	山東 昭子君	松本 英一君	竹田 四郎君
野末 陳平君	谷川 寛三君	遠藤 政夫君	熊谷 弘君	中村 太郎君	泰野 章君	茜ヶ久保重光君	川村 清一君
岩上 二郎君	前田 勲男君	鈴木 正一君	北 修二君	鳩山威一郎君	対馬 孝且君	田中寿美子君	小笠原貞子君
三浦 八水君	松尾 官平君	亀長 友義君	金丸 三郎君	粕谷 照美君	鈴木 省吾君	市川 正一君	藤田 進君
藤井 裕久君	増岡 康治君	衛藤征士郎君	大島 友治君	長田 裕二君	菅野 儀作君	村田 秀三君	瀬谷 英行君
堀江 正夫君	降矢 敬義君	堀内 俊夫君	井上 吉夫君	石本 茂君	園田 清充君	戸叶 武君	小柳 勇君
林 寛子君	高橋 圭三君	大鷹 淑子君	岡田 広君	内藤登三郎君	和田 静夫君	阿具根 登君	加瀬 完君
田原 武雄君	竹内 深君	亀井 久興君	斎藤栄三郎君	片岡 勝治君	山内 一郎君	八百板 正君	上田耕一郎君
戸塚 進也君	細川 護熙君	坂野 重信君	梶木 又三君	中山 太郎君	石破 二朗君	宮本 顕治君	
坂元 親男君	平井 卓志君	斎藤 十朗君	古賀雷四郎君	玉置 和郎君	土屋 義彦君		
林 道君	安孫子藤吉君	上田 稔君	世耕 政隆君	河野 謙三君	山崎 昇君	法務大臣	奥野 誠亮君
下条進一郎君	遠藤 要君	山崎 竜男君	安田 隆明君	小野 明君	本岡 昭次君	文部大臣	田中 龍夫君

国務大臣

法務大臣
文部大臣奥野 誠亮君
田中 龍夫君

厚生大臣 園田 直君
運輸大臣 塩川正十郎君
労働大臣 藤尾 正行君
自治大臣 石坂 二郎君
国務大臣 (総務府総務長官) 中山 太郎君
国務大臣 (行政管理局長官) 中曾根康弘君
国務大臣 (防衛庁長官) 大村 襄治君

議長の報告事項

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

補欠

下田 京子君

佐藤 昭夫君

社会労働委員

辞任

補欠

対馬 孝且君

村田 秀三君

農林水産委員

辞任

補欠

八百板 正君

山田 謙君

佐藤 昭夫君

下田 京子君

商工委員

辞任

補欠

村田 秀三君

対馬 孝且君

通信委員

辞任

補欠

赤桐 操君

小谷 守君

山田 謙君

八百板 正君

建設委員

辞任

補欠

小谷 守君

赤桐 操君

決算委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

安武 洋子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

辞任

補欠

大木 正吾君

本岡 昭次君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 查脱タケ子君 (查脱タケ子君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を物価等対策特別委員会に付託した。

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案 (対馬孝且君発議) (参

第二号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案 (対馬孝且君発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案 (対馬孝且君発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案 (閣法第二五号) 可決報告書

公害及び交通安全対策特別委員会請願審査報告書 (第一号)

安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員会請願審査報告書 (第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

税制に関する質問主意書 (鈴木一弘君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

食糧備蓄対策の改善等に関する質問主意書 (鈴木一弘君提出)

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査委員会に任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の武田喜代子 (の後任))

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

同日本院は、中央更生保護審査委員会委員に貞岡晴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に前田陽一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律

郵便法等の一部を改正する法律

同日議長は、イタリア共和国南部一帯を襲った地震に対し、アミントレ・ファンファニ上院議長宛、次の見舞電報を発送した。

今回の貴国の地震による悲惨な災害の報に接し、まことに心痛に堪えません。ここに衆議院を代表して心からの同情の意を表します。

昨二十七日議長において、次のとおりの常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

山内 一郎君

降矢 敬雄君

地方行政委員

辞任

補欠

福田 宏一君

丸茂 重貞君

法務委員

辞任

補欠

加瀬 完君

大木 正吾君

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

二七六

宮本 顯治君 近藤 忠孝君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	付託した。	文教委員会請願審査報告書(第一号)
外務委員 辞任 中山 太郎君 内藤 健君	補欠 大木 正吾君	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第一八号)	社会労働委員会請願審査報告書(第一号)
(国会法第四十二 条第二項但書の 規定によるもの) 大蔵委員 辞任 大木 正吾君 近藤 忠孝君	補欠 加瀬 完君 宮本 顯治君	同日委員長から次の報告書が提出された。	農林水産委員会請願審査報告書(第一号)
文教委員 辞任 田沢 智治君 福島 茂夫君	補欠 福島 茂夫君	同日委員長から次の報告書が提出された。	商工委員会請願審査報告書(第二号)
社会労働委員 辞任 関口 恵造君 高木 正明君 福島 茂夫君 田沢 智治君 丸茂 重貞君 福田 宏一君 村田 秀三君 対馬 孝且君	補欠 高木 正明君 田沢 智治君 福田 宏一君 対馬 孝且君	同日委員長から次の報告書が提出された。	運輸委員会請願審査報告書(第一号)
農林水産委員 辞任 高木 正明君 関口 恵造君 降矢 敬雄君 山内 一郎君	補欠 関口 恵造君 山内 一郎君	同日委員長から次の報告書が提出された。	通信委員会請願審査報告書(第一号)
商工委員 辞任 対馬 孝且君 村田 秀三君	補欠 村田 秀三君	同日委員長から次の報告書が提出された。	建設委員会請願審査報告書(第一号)
決算委員 辞任 内藤 健君 梶木 又三君	補欠 梶木 又三君	同日委員長から次の報告書が提出された。	本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員 辞任 理山 篤君 大木 正吾君	補欠 大木 正吾君	同日委員長から次の報告書が提出された。	内閣委員 辞任 松垣徳太郎君 岡部 三郎君
大蔵委員会 理事 理山 篤君 大木 正吾君	補欠 大木 正吾君	同日委員長から次の報告書が提出された。	降矢 敬雄君 関口 恵造君
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	同日衆議院から次の報告書が提出された。	伊藤 郁男君 木島 則夫君
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	同日衆議院から次の報告書が提出された。	補欠 福田 宏一君
国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	同日衆議院から次の報告書が提出された。	丸茂 重貞君 福田 宏一君
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	同日衆議院から次の報告書が提出された。	伊藤 郁男君 木島 則夫君
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二七号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。	同日衆議院から次の報告書が提出された。	補欠 加瀬 完君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。	同日衆議院から次の報告書が提出された。	大蔵委員 辞任 加瀬 完君 大木 正吾君

宮本 顯治君 近藤 忠孝君 文教委員 辭任 福島 茂夫君 田沢 智治君 補欠	社會労働委員 辭任 田沢 智治君 福島 茂夫君 補欠	農林水産委員 辭任 岡部 三郎君 松垣徳太郎君 補欠	商工委員 辭任 村田 秀三君 對馬 孝且君 補欠	決算委員 辭任 梶木 又三君 内藤 健君 補欠	本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辭任 和泉 照雄君 多田 省吾君 補欠	内閣委員会 理事 伊藤 郁男君 (木島則夫君の補欠)	本日委員において選任した理事は次のとおりである。	昭和三十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項
物価等対策特別委員会 理事 大木 正吾君 (大木正吾君の補欠) 本日議員原文兵衛君外七名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。 北方領土問題等の解決促進に関する決議案 本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 公職選挙法の一部を改正する法律案(竹下登君外二名提出(衆第一七号)) 本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 政治資金規正法の一部を改正する法律案 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案 健康保険法等の一部を改正する法律案 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案 臨時行政調査会設置法案 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案 本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 本日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。 北方領土問題等の解決促進に関する決議案 本日委員長から次の報告書が提出された。 臨時行政調査会設置法案(閣法第二四号)可決報告書 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)可決報告書 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二七号)可決報告書 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)可決報告書 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)可決報告書 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号)可決報告書	書 内閣委員会請願審査報告書(第一号) 物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号) 本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。 文教委員会 一、放送大学学園法案(閣法第四号) 商工委員会 一、危険な山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案(参第一号) 決算委員会 一、昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書、昭和五十二年度国有財産増減及び現在額總計算書 一、昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書 議院運営委員会 一、議院及び国会図書館の運営に関する件 本日委員長から次の調査について継続審査の要求書が提出された。 内閣委員会 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査 一、国の防衛に関する調査	昭和三十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項	昭和三十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項	昭和三十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項	昭和三十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項	昭和三十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項	昭和三十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

航空機輸入に関する調査特別委員会

一、航空機輸入に関する調査

公害及び交通安全対策特別委員会

一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、国の安全保障に関する諸問題並びに沖縄及び北方問題に関する調査

本日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小平芳平君提出下水道の整備等国土保全及び環境保全に関する質問に対する答弁書

本日議院において採択した「北上川の水質汚濁防止のための新中和処理施設の維持管理に関する請願」外四百五十二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

政治資金規正法の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

法律

地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法

健康保険法等の一部を改正する法律

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

臨時行政調査会設置法

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

日本本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、放送大学学則法案(閣法第四号)

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書

二、昭和五十二年度国有財産増減及び現在額

三、昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

昭和三十五年十一月二十八日 参議院会議録第十二号 議長長の報告事項

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

航空機輸入に関する調査特別委員会

一、航空機輸入に関する調査

公害及び交通安全対策特別委員会

一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

安全保障及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、国の安全保障に関する諸問題並びに沖縄及び北方問題に関する調査

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）

二、自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）

三、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

四、行政機構並びにその運営に関する件

五、恩給及び法制一般に関する件

六、公務員の制度及び給与に関する件

七、栄典に関する件

地方行政委員会

一、地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

二、地方自治に関する件

三、地方財政に関する件

四、警察に関する件

五、消防に関する件

法務委員会

一、国籍法の一部を改正する法律案（土井たか子君外六名提出、衆法第六号）

二、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出、衆法第七号）

三、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（稲葉誠一君外五名提出、衆法第八号）

四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出、衆法第九号）

五、刑法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出、衆法第一〇号）

六、政治亡命者保護法案（稲葉誠一君外五名提出、衆法第一一号）

七、裁判所の司法行政に関する件

八、法務行政及び検察行政に関する件

九、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、金融機関の週休二日制実施のための銀行

法等の一部を改正する法律案（堀昌雄君外八名提出、衆法第一五号）

二、国の会計に関する件

三、税制に関する件

四、関税に関する件

五、金融に関する件

六、証券取引に関する件

七、外国為替に関する件

八、国有財産に関する件

九、専売事業に関する件

一〇、印刷事業に関する件

一一、造幣事業に関する件

文教委員会

一、日本学校健康会法案（内閣提出第二二号）

二、児童生徒急増地域に係る公立の小中学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案（長谷川正三君外三名提出、衆法第一号）

三、文教行政の基本施策に関する件

四、学校教育に関する件

五、社会教育に関する件

六、体育に関する件

七、学術研究及び宗教に関する件

八、国際文化交流に関する件

九、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、厚生関係の基本施策に関する件

二、労働関係の基本施策に関する件

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、農林水産業の振興に関する件

二、農林水産物に関する件

三、農林水産業団体に関する件

四、農林水産金融に関する件

五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、通商産業の基本施策に関する件

二、中小企業に関する件

三、資源エネルギーに関する件

四、特許及び工業技術に関する件

五、経済の計画及び総合調整に関する件

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

一、道路運送車両法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一九号)

二、陸運に関する件

三、海運に関する件

四、航空に関する件

五、日本国有鉄道の経営に関する件

六、港湾に関する件

七、海上保安に関する件

八、観光に関する件

九、気象に関する件

通信委員会

一、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

二、通信行政に関する件

三、郵政事業に関する件

四、郵政監察に関する件

五、電気通信に関する件

六、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

一、建設行政の基本施策に関する件

二、都市計画に関する件

三、河川に関する件

四、道路に関する件

五、住宅に関する件

六、建築に関する件

七、国土行政の基本施策に関する件

科学技術委員会

一、科学技術振興の基本施策に関する件

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件

三、宇宙開発に関する件

四、海洋開発に関する件

環境委員会

一、環境保全の基本施策に関する件

二、公害の防止に関する件

三、自然環境の保護及び整備に関する件

四、公害健康被害救済に関する件

五、公害紛争の処理に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

決算委員会

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十三年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和五十三年度政府関係機関決算書

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額

計算書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総

計算書

四、会計検査院法の一部を改正する法律案

(新村勝雄君外四名提出、衆法第二二号)

五、歳入歳出の実況に関する件

六、国有財産の増減及び現況に関する件

七、政府関係機関の経理に関する件

八、国が資本金を出資している法人の会計に

関する件

九、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨

励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失

補償等の財政援助を与えているものの会計

に関する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

物価問題等に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に関する件

安全保障特別委員会

一、国の安全保障に関する件

本日衆議院議長から、同院は開会中次のとおり委

員会が審査を継続することを議決した旨の通知書

を受領した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

公職選挙法の一部を改正する法律案(竹下登

君外二名提出、衆法第一七号)

下水道の整備等国土保全及び環境保全に関す

る質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

出する。

昭和五十五年十一月十九日

小平 芳平

参議院議長 徳永 正利殿

下水道の整備等国土保全及び環境保全に関する質問主意書

今日、下水道は、生活環境の整備と環境保全への国民的要求の高まりの中で、国家的事業として大規模に遂行されている。今後、昭和五十六年から六十年の五年間にわたって行われる第五次下水道整備計画の実施は総額約十七兆四〇〇〇億円という巨額の経費を必要とされている。

したがって、国民の多額の税金を費して遂行される下水道事業が無駄なく効率よく、将来に対しても問題や禍根を残さないように適正に行われなければならないことはいまでもない。将来に対して問題や禍根を残さないということは、現在の下水道整備の方向や方法が将来にどのような問題を惹起させるか、また、その問題の解決は容易か否か、そのコストベネフィットは、等々について、はつきりした見通しと洞察を持つていなければならない。

今日の下水道整備の現状と方向は、こうした将来展望に立つた場合、多くの危惧と問題を生じさせかねないものを含んでいると感ずるものである。以下、下水道問題に関連する問題について質問する。

一 今日の下水道の多くは工場排水を受け入れているが、工場排水の受け入れは、除害施設を設置させることで、その弊害が取り除かれる訳で

はなく、活性汚泥法の処理能力、機能の低下または破壊、処理し切れない重金属や有機化学物質等の公共用水域への放流、あるいは下水汚泥に重金属等の含有することによる下水汚泥の大地還元(リサイクル)の困難化または不可能化等の問題をもたらすことが容易に推測される訳であるが、

(1) 下水道に工場排水を受け入れる理由と根拠は何か。

(2) 工場排水の受け入れによる処理能力、機能の低下または破壊が指摘されているが、現状においてどの程度か、また、それをどのように克服しているか。

(3) 現在、下水汚泥に含まれる重金属や有害化学物質の量と濃度はどの程度か、工場排水を受け入れている下水道とそうでない下水道とに別けて最高、平均、最少値を対照して示せ。

(4) 重金属等の含まれる下水汚泥の大地還元(特に農地)は危険を伴うものと考えるが、農地還元を含めそうした方向を今後も推進する考えか、もし推進するとすれば重金属等の問題にどう対応する考えか。

(5) 下水汚泥の発生の現状と将来予測を示せ。

(6) 工場排水は、従来のように水質汚濁防止法に基づいて公共用水域に流すことが、公害監視、自己処理責任に基づく処理及び排水の循環再生利用等の点から有利かつ正しいと考え

るかどうか。

二 河川の水系毎に数カ市町村合同で建設される流域下水道は、わが国の下水道整備の大きな流れとなつてはいるが、その規模の巨大化はそのスケールメリットはともかくとして、多くの問題を顕在化しつつあるのではないかについて、

(1) 流域下水道を推進する理由は何か。

(2) 流域下水道を供用することによつて、その流域の水質がどのように改善されたか、実例を五カ所を挙げて説明せよ。

(3) 流域下水道のほとんどは各市町村の下水や雨水を下流の終末処理場に集めて処理し、河口下流または海に処理水を放流するものであるが、そのために河川の流量を著しく減少させること(例えば相模川や多摩川等が将来は河川に水がなくなる可能性がある)、中流域等における水の多段階循環利用を不可能にすること、あるいは土壌から水を切断することによる地下水の枯渇を促進すること等の環境保全や水資源の保全、利用上、大きな障害を惹起させることにならないか。

(4) 河川の流量の減少は環境保全上、自浄能力の減少や生態系の破壊または水辺景観の損傷等をもたらすことになるか、そうした事態が現在、生じていないか、生じているとすればどこか。

(5) 現在の流域下水道より規模の小さい下水道として第二種流域下水道が今後、取り入れていくことが予定されていると聞くが、どのような内容のものか。

(6) 現在、「毛管浄化研究会」の新見正氏等によつて提唱、実施されている、土壌の微生物の浄化力を活用した汚水処理技術としての「土壌浄化方式」が、①リン、チッソ、BOD等の除去能力②汚泥の少ないこと③管理の簡単なこと④悪臭防止に効果のあること⑤病原菌の除去に有効なこと等の諸点において、今後、大いに有望視される汚水処理技術と考えられるが、政府の認識と考へはどうか。

(7) ⑥の「土壌浄化方式」が、先に改正された「し尿浄化槽構造基準」において、検討されながら採用に至らなかったと聞いているが、その理由を説明せよ。

三 都市域等における道路、建造物等の建設による緑地や空地等の減少は、水の土への浸透空間の減少となつて現われ、そのことによつて都市河川における氾濫の増加、下水道における雨水の集中と氾濫または処理不能あるいは水の不透透による地下水涵養の減退と枯渇等環境保全及び国土保全上の様々な問題を惹起させていることが指摘されていることについて、

(1) 東京都、大阪市及び仙台市における、水の浸透する空間(緑地、空地、道路等)面積と水の不透透空間の面積の推移を示せ(昭和四十五年から五十五年)。

(2) 道路等の舗装においては浸透性舗装も一部

昭和五十五年十一月二十八日 参議院会議録第十二号 質問主意書及び答弁書

において試みられているが、今後、こうした舗装を拡大していく考えか、また、道路等の建設において全面不透透舗装ではなく一部に土を残すか浸透性舗装との併用を行うべきではないか。

(3) 現在、工場立地法第四条に基づく「工場立地に関する準則」により一部の特定工場について工場敷地面積に対する緑地、環境施設及び生産施設の割合が義務付けに近い形で担保されているが、対象は九千㎡以上という制限がある。この特定工場の対象を拡大する考えはないか。また、特定工場以外の工場についても準則に準じて緑地等の割合を定めるべきではないか。

(4) 都市施設、生産施設及び生活環境施設等の舗装は国土保全、環境保全及び水資源の保全等あらゆる面の調和を考慮して行われるべきである。都市計画や再開発あるいはマクロ的な国土建設にあたって、こうした総合的調和をいかにして図っていく考えか、具体的に説明せよ。
右質問する。

昭和五十五年十一月二十八日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員小平芳平君提出下水道の整備等国土保全及び環境保全に関する質問に対し、別紙答

弁書を送付する。

参議院議員小平芳平君提出下水道の整備等国土保全及び環境保全に関する質問に対する答弁書

一について

(1)及び(6) 下水道は、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、都市における生活又は事業に伴う排水等の下水を排除し、処理することとしている。

このため、下水道法第十条は、公共下水道の供用が開始された場合には、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者等は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない旨定めている。

(2) 下水道管理者から御指摘のような点について報告は受けていない。

(3) 御指摘のような把握は行っていない。

(4) 下水汚泥の処分については、関係法令の規定に従う等適正に行われるよう下水道管理者等を指導している。

(5) 昭和五十四年における全国の下水汚泥の最終処分量は約二百四十万立方メートルであり、今後、下水道整備の進展により増加することが予測される。

二について

(1) 流域下水道は、二以上の都市の下水道事業を一元的に行うことにより、市街地の健全な発達と公共用水域の水質汚濁防止を効果的に図ろうとするものである。

(2) 相模川、猪名川等に流入する水の汚濁負荷量は、流域下水道の供用開始によつて減少しており、その結果水質は相当程度改善されている。

(3)及び(4) 流域下水道の計画を定めるに当たっては、環境保全、水利用の見直し等を十分考慮しており、御指摘のような事態が生じているとは承知していない。

(5) 第二種流域下水道は、地方都市とその周辺地域を一体とした広域的な下水道整備を促進するため、建設省において検討しているもの

である。

(6)及び(7) 「土壌浄化方式」については、土壌による汚水浄化の機構が現在のところ理論的に十分には解明されておらず、また、土壌の性質、気候等の自然的条件による制約を強く受ける。

したがつて、現段階では、尿尿浄化槽に係る一般的構造基準として採用することが困難であり、先に改正した「尿尿浄化槽構造基準」においては、その採用を見合わせたものである。

三について

(1) 御指摘のような把握はされていないが、三都市の市街地の進展をあらわすものとして人口集中地区面積の推移を示せば、次のとおりである。

都市名	昭和四十年		昭和四十五年		昭和五十年	
	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区
東京都	二、〇二九	六六三	二、一四一	八〇八	二、一四五	九一五
	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区
大阪市	二、〇三三	一九三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三
	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区
仙台市	二、三三七	三五	二、三三七	五一	二、三三七	七一
	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区	行政区域	人口集中地区

注一 単位 平方キロメートル

二 東京都は二三区及び都下市町村

(2) 道路における透水性舗装は、その開発が緒についたばかりであり、耐久性、目詰まり対策等解決しなければならない問題が数多く残されているため、引き続き研究開発を行つてまいりたい。

(3) 工場立地法第四条第一項の工場立地に関する準則は、同法第六条第一項の特定工場に限らず、製造業等に係るすべての工場又は事業場が立地するに当たつてよるべき基準を示すものである。

また、現在、特定工場は、同法施行令第二条により敷地面積九千平方メートル以上又は建築面積の合計三千平方メートル以上の規模のものとされているが、この規模要件は、製造業等の実態、中小企業の実情等からみて適当であると考えている。

(4) 都市施設の計画の策定及び事業の実施は、当該都市施設の必要性とともに、国土保全等に及ぼす影響を十分考慮した上で行われており、都市計画については、具体的には、全国総合開発計画、道路、河川等の施設に関する国の計画、公害防止計画等に適合して定められているところである。

昭和五十五年十一月二十八日 参議院會議録第十二号

二八四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部
二二〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三六四、六六〇
〒105